令和3年度第1回 県西障害保健福祉圏域 障害者自立支援協議会

令和3年度 第1回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会次第

日時:令和3年7月26日(月)

13:30~16:30

会議形態:小規模分散形式

(一部リモート・書面)

1. 開会

2. 協議事項

- (1)県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業 (令和2年度事業報告・令和3年度事業計画(案))
- (2)地域自立支援協議会の報告
- (3)神奈川県の取り組み
- (4) 県西圏域における地域生活支援拠点事業について
- (5) 小児等在宅医療推進部会の報告
- (6) 児童相談所 移行支援ワーキングの報告
- (7) 県西圏域における地域包括ケアシステムについて (精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組み)
- (8) 当事者委員から活動報告
- (9)各機関からの情報提供等

3. その他

令和 3 年度 第 2 回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 について 開催日時:令和 3 年 10 月 22 日(金) $13:30\sim16:30$

4. 閉会

配布資料一覧

- ·次第(本紙)
- •P1~ 委員構成 委員名簿 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会設置要綱
- •P7~ 資料1 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業
- •P26~ 資料 2-1 小田原市•箱根町·真鶴町·湯河原町地域障害者自立支援協議会
- •P38~ 資料 2-2 足柄上地区地域自立支援協議会
- ・P44~ 資料3 神奈川県の資料
- •P70~ 資料 4 地域生活支援拠点事業の資料
- •P75~ 資料 5 小児等在宅医療推進部会報告の資料
- •P77~ 資料 6 児童相談所 移行支援ワーキングの資料
- •P93~ 資料7 県西圏域における地域包括ケアシステムの資料
- •P98~ 資料 8 県西地区ピアサポーターグループ「フリースペースおれんぢせぇぶ」の資料
- •P100~ 資料 9 各機関からの情報提供

令和3年度 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 委員構成

(委員)

No	区分	所属
1		おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー
2	*	小田原市基幹相談支援センター
3	事 業 者	足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん
4	ъ	神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会
5		社会福祉法人 県西福祉会 県西福祉センター
6	就	社会福祉法人よるべ会 障害者支援センター ぽけっと (障害者就業・生活支援センター)
7	労	小田原公共職業安定所
8	教	神奈川県立小田原養護学校
9	育	小田原市教育委員会
10		南足柄市身体障害者福祉協会
11	, M	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル ピアサポーター
12	当事者団体	足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん フレンズ ピアサポーター
13	団者 体	小田原地区精神保健福祉会 梅の会
14		足柄上郡手をつなぐ育成会
15		小田原養護学校肢体不自由教育部門保護者有志の会 スマイルメイト
16	社	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会
17	協	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会
18		小田原市 福祉健康部 障がい福祉課(協議会副会長)
19		箱根町 福祉部 福祉課
20		真鶴町 福祉課
21		湯河原町 社会福祉課
22	市	南足柄市 福祉健康部 福祉課
23	町	中井町 福祉課
24		大井町 福祉課
25		松田町 福祉課(協議会会長)
26		山北町 福祉課
27		開成町 町民福祉部 福祉介護課
28	県専圏	神奈川県小田原児童相談所 子ども支援課
29	P图 門域 機内	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部
30	関	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課

(オブザーバー)

No	区分	所属
1	とりまとめる。	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園
2	5 と り り	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 生活支援部
3	県	神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課
4	県専圏門域	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 保健福祉課
5	機内関	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課
6		神奈川県立中井やまゆり園 生活支援部
7	県	神奈川県立総合療育相談センター
8	専門機	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 神奈川県リハビリテーション支援センター
9	機関	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部
10		神奈川県精神保健福祉センター 調査・社会復帰課
11	+	独立行政法人国立病院機構 箱根病院 (難病・重症心身障がい領域に関する機関)
12	事 業 者	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル (精神障がい領域に関する機関)
13	H	社会福祉法人よるべ会 わらべの社(サービス提供ネットワーク参画機関)

(事務局)

	No	区分	所属
Ī	1	事務局	社会福祉法人風祭の森 太陽の門相談室

(敬称略)

(委員)

	所属 ・ 職名	氏名	出席区分	氏名	出席区分
1	おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 社会福祉法人 宝安寺社会事業部 ほうあんホッと相談カフェ 課長	石黒 達也	У		
2	おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 曽我病院 福祉医療相談室 相談支援専門員	本杉 康行	у		
3	小田原市基幹相談支援センター 相談支援専門員	福井 尚子	会	大井手 千智	会
4	社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん 管理責任者	露木 とし	IJ	相談支援専門員 山田 愛	у
5	神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 会長 (ほうあん第2しおん 所長)	大水 健晴	У		
6	社会福祉法人 県西福祉会 県西福祉センター 地域福祉課 課長	佐々木 一人	書		
7	社会福祉法人 よるべ会 障害者支援センター ぼけっと (障害者就業・生活支援センター) 所長	恩蔵 幸一	IJ	課長 坂間 美貴子	У
8	小田原公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	月雪 雅夫	書		
9	神奈川県立小田原養護学校 教頭	佐藤 庄一	у		
10	小田原市教育委員会 教育指導課 指導主事	小林 祐介	У		
11	南足柄市身体障害者福祉協会 会長	中村 吉和	У		
12	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンター スマイルピアサポーター	小泉 智史	会		
13	社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあんフレンズ ピアサポーター	隅田 真弘	У		
14	小田原地区精神保健福祉会 梅の会 会長	髙橋 優子	会	力石 絹子	会
15	足柄上郡手をつなぐ育成会 会長	湯川 富美子	書		
16	小田原養護学校 肢体不自由教育部門 保護者有志の会 スマイルメイト 代表	辻 有里	書		
17	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会 常務理事	林 良英	숲	まるごと相談 栗田 知征	会
18	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 事務局長	露木 隆夫	書		
19	小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 課長(協議会 副会長)	三樹 栄	会		
20	小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 主任	山口 晃太郎	会		
21	箱根町 福祉部 福祉課長	鈴木 宗久	書		
22	真鶴町 福祉課 課長	山田 譲	у		
23	湯河原町 社会福祉課 課長	小澤 忍	у		
24	南足柄市 福祉健康部 福祉課 課長	井上 美宜	у		
25	南足柄市 福祉健康部 福祉課 障害福祉班 班長	澤田 範子	у		
26	中井町 福祉課 福祉課長	篠島 祐司	書		
27	大井町 福祉課 課長	高橋 秀夫	書		
28	松田町 福祉課 課長 (協議会 会長)	椎野 晃一	会		
29	山北町 福祉課 課長	尾崎 雄一	IJ		
30	開成町 町民福祉部 福祉介護課 課長	渡辺 雅彦	У		
31	神奈川県小田原児童相談所 所長	山岸 秀俊	У	児童福祉司 小川 純也	У
32	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 部長	重松 美智子	書	副技幹 原 真弓	У
33	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課 課長	西田 統	У		

【出席区分】会・・・会場出席 リ・・・リモート出席 書・・・書面出席

(オブザーバー)

	所属・職名	氏名	出席区分	氏名	出席区分
1	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 園長	長谷川 正己	У		
2	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 地域支援部 部長	永野 祐司	У		
3	神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ 主事	一之瀬 令菜	У	副主幹 松浦 俊之	IJ
4	神奈川県精神保健福祉センター 調査・社会復帰課 主査	印部 良介	У		
5	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 主査	笠井 明子	У	保健予防課 石井健司	IJ
6	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健予防課 専門福祉司	小島 伸一朗	書		
7	神奈川県立中井やまゆり園 生活支援部 地域支援課 課長	荒木 宏治	У		
8	神奈川県立総合療育相談センター 福祉課 主査	湯野川 俊彦	書		
9	社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団 地域リハビリテーション支援センター 総合相談室 総括主査	瀧澤 学	У	小川 淳	IJ
10	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部 課長	小野 真由美	軸		
11	独立行政法人国立病院機構 箱根病院 医療・福祉支援室/療育指導室 室長	山田 宗伸	У		
12	独立行政法人国立病院機構 箱根病院 地域医療連携室 ソーシャルワーカー	鳥居 千裕	У		
13	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル 管理者	小野塚 晃太郎	У		-
14	社会福祉法人 よるべ会 わらべの杜 施設長	東海 康行	У		

【出席区分】会・・・会場出席 リ・・・・リモート出席 書・・・書面出席

(事務局)

_	(事伤何)	
	所属	氏名
	県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター	社会福祉法人 風祭の森 太陽の門相談室

県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき、県西障害保健福祉 圏域(以下「圏域」という。)における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な 相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を 図るため、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置す る。

(組 織)

- 第2条 協議会は、別表に掲げる委員を持って組織する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任できる。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事項について、協議を行う。
 - (1) 圏域における相談支援ネットワーク形成の推進に関すること。
 - (2) 圏域における市町村の相談支援事業に関すること。
 - (3) 圏域における社会資源に関すること。
 - (4) その他必要な事項。

(役員)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものを出席させることができる。

(運営委員会)

- 第6条 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の運営、相談支援等ネットワーク形成の推進について協議検討を行い、協議会の充実を図るため、運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の会長・副会長、地域自立 支援協議会の事務局、障害当事者または障害者団体、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援 協議会の事務局で構成する。
- 3 運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の開催に合わせ年2回行なう。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 委員は再任できる。

(部 会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができ

る。

2 部会に関し、必要なことは別に定める。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務局は、神奈川県より県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク 形成事業を受託した事業所に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年2月29日から施行する。
- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成26年7月3日から施行する。
- 1 この要綱は、平成29年2月27日から施行する。

資料 1

県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業 (令和2年度事業報告・令和3年度事業計画(案))

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター

令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業 実施事業報告

1. 圏域自立支援協議会関連

(1) 圏域自立支援協議会

日時	会場	内容・議題
6月29日(月) 14:00~16:00	地域支援センター ひまわり	【令和2年度 第1回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 運営委員会】 議題:令和2年度 第1回県西保障害健福祉圏域障害者自立支援 協議会について (※コロナウィルス感染症対策に伴う会議自粛要請に基づき 書面会議とし、会長・副会長・事務局で対面による取りま とめを行なった)
7月10日(金)	書面会議	【令和2年度 第1回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会】 議題:・令和2年度 委員構成 ・令和2年度 第1回 県西保健福祉圏域相談支援等 ネットワーク形成事業計画 ・地域自立支援協議会報告(足柄下地区・足柄上地区) ・神奈川県の取り組み ・地域生活支援拠点事業 在り方検討会について ・小児等在宅医療推進部会報告 ・児童相談所 移行支援ワーキングの取り組みについて ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の 取り組みについて ・当事者委員より報告 ・その他情報提供 (※コロナウィルス感染症対策に伴う会議自粛要請に基づ き、書面会議)
9月28日(木) 15:00~17:00	リモート会議	【令和2年度 第2回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 運営委員会】 議題:令和2年度 第2回県西保障害健福祉圏域障害者自立支援 協議会について

日時	会場	内容・議題
10月30日(金) 13:30~16:30	・小田原合同庁舎 2E会議室 ・地域支援センター ひまわり 等 (リモートを活用した 小規模分散形式によ る開催。一部、書面 参加あり)	【令和2年度 第2回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会】 議題:・令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等 ネットワーク形成事業中間報告 ・地域自立支援協議会中間報告(足柄下地区・足柄上地区) ・神奈川県の取り組み ・地域生活支援拠点事業在り方検討会 進捗報告 ・小児等在宅医療推進部会 進捗報告 ・児童相談所 移行支援ワーキング進捗報告 ・県西圏域における地域包括ケアシステムについて (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 の取り組み) ・当事者委員からの報告 ・その他情報提供
2月4日 (木) 15:00~17:00	リモート会議	【令和2年度 第3回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 運営委員会】 議題:令和2年度 第3回 県西保障害健福祉圏域障害者自立支援 協議会について
3月22日(月) 13:30~16:30	・地域支援センター ひまわり 等 (リモートを活用した 小規模分散形式による 開催。一部、書面参加 あり)	【令和2年度 第3回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会】 議題:・県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク 形成事業について ・地域自立支援協議会報告(足柄下地区・足柄上地区) ・神奈川県の取り組み ・県西圏域における地域生活支援拠点事業について ・小児等在宅医療推進部会の報告 ・児童相談所 移行支援ワーキングの報告 ・県西圏域における地域包括ケアシステムについて (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 の取り組み) ・当事者委員からの報告 ・その他情報提供

成果・課題

令和2年度は、新型コロナウイルスの動向を鑑みて、書面会議とリモートツールを活用した会議形態で開催した。また、圏域の進捗状況を確認するために、10月にモニタリングとして協議会を開催した。

今年度から当事者委員に、小田原養護学校の保護者の会代表者も加わり、課題共有・解決に向けたさらなる検討を官民協働で行うことができた。

今後も地域課題の解決に向けて、定期的にモニタリングを行い、県西全体で取り組んでいく必要がある。

(2) 調整会議・神奈川県障害者自立支援協議会

日時	会場	内容
6月8日 (月)	書面会議	第 28 回神奈川県障害者自立支援協議会
11月13日(金)	アミューあつぎ	第1回調整会議
2月26日(金)	書面会議	第2回調整会議

2. 相談支援等ネットワーク形成事業

(1) 相談支援ネットワーク

日時	会場	内容・議題
9月3日 (木) 13:00~15:30	リモート会議	【第1回 医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング】 参加者:10名(内訳※1) 内容:キックオフ会
11月2日 (月) 15:00~16:30	リモート会議	【第1回2市8町相談支援事業所連絡会】 参加者:40名(内訳※2) 内容:・地域生活支援拠点について ・小田原市基幹相談支援センター設置および 小田原市障がい者相談支援事業の再編について ・その他、情報共有
11月18日 (水)	リモート会議	【第2回 医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング】 参加者:10名(内訳※1) 内容:小田原市立病院地域医療連携室 看護師より、地域 における病院の機能・小児と家族の支援・地域医療 連携室の業務・相談支援機関との連携等の講話。
2月12日(金) 13:30~15:00	リモート会議	【第3回 医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング】 参加者:12名(内訳※1) 内容:医療的ケアのあるお子さんとそのご家族の方より、 体験談や医療ケア児の実際の生活、またご家族が抱 える課題・地域に期待すること等についての講話。

【医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング】

平成29年度から、小児等在宅医療の推進部会において、小田原保健福祉事務所管内の関係機関による実態調査、課題の抽出・整理・共有をし、課題解決に向けて取り組まれてきた経緯がある。今年度より、県西ナビと共催で協議の場の運営を継続している。

具体的には、医療的ケアがあっても地域で生活する生活者としての視点(福祉的視点)を大切にし、医療的ケア児およびそのご家族への切れ目ない支援を行う連携体制を構築する。そのために、まずは、医療的ケア児等コーディネーター研修および医療的ケア児等支援者養成研修修了者の顔合わせの場(キックオフ会)を設定した。第1回の内容は、研修終了後、医療的ケア児等に関わる機会はどのくらいあるのか、関わる上での不安・困り感は何か、不安・困り感に対してどのようなサポートがほしいか等を共有した。

第2回は、小田原市立病院地域医療連携室の看護師の方をゲストスピーカーに、連携室の役割から小児の支援、ご家族の支援、病院の課題、また相談支援専門員との連携に関することや期待したいこと等を講話いただいた。

第3回は、医療的ケアのあるお子さんのご家族の方を迎え、これまでの体験談や医療ケアの あるお子さんの生活、またご家族が抱える課題・地域に期待すること等について講話いただだ いた。

成果・課題

本ミーティングでは、今後も医療的ケア児に関わる関係機関同士をつなぎ、医療ケアがあっても地域の中でともに暮らしていけるための体制づくりに向けて取り組んでいきたい。

【2市8町相談支援事業所連絡会】

第1回は地域生活支援拠点について、①小田原市・南足柄市・開成町から事業についての説明、②小田原市基幹相談支援センター設置および小田原市障がい者相談支援事業の再編について、小田原市より説明を行った。

- (※1) 当事者および家族、医療的ケア児等コーディネーターおよび医療的ケア児等支援者養成研修修了者 (相談支援専門員・看護師等)、医療関係者、保健福祉事務所、神奈川県障害福祉課
- (※2) 行政、相談支援専門員

(2) サービス提供ネットワーク

日時	会場	内容・議題
5月26日(火) 10:30~12:30 5月28日(木) 14:45~16:00	リモート会議	【第1回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※3) 内容:・令和2年度サービス提供ネットワークについて ・ふくしフェアについて(新型コロナウイルスの影響 による開催方法の確認) ・サビ児管連絡会について 【第2回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※3)
13:30~15:30 10月6日 (火) 13:30~15:30	リモート会議	内容:・ふくしフェアについて(内容・方向性の確認) ・サビ児管連絡会について 【第3回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※3) 内容:・ふくしフェアについて(共催団体について) ・サビ児管連絡会について
11月13日(金) 15:30~17:00	リモート会議	【第1回 サビ児管連絡会】 参加者:22名(内訳※3) 内容:・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の 業務の再確認 ・グループディスカッション(個別支援計画書につて) ・地域生活支援拠点事業について
12月16日 (水) 13:30~15:00 12月18日 (金) 10:30~12:00	リモート会議	【第4回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※3) 内容:・ふくしフェアについて(Web 掲載の確認) ・サビ児管連絡会について(振り返りと次回開催について) ・小田原養護学校 肢体不自由部門 在籍児童・生徒に関する情報交換会について
1月27日 (水) 10:30~12:00	リモート会議	【第5回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※3) 内容:・ふくしフェアについて(開催時期について) ・サビ児管連絡会について(第2回の検討) ・小田原養護学校 肢体不自由部門 在籍児童・生徒に 関する情報交換会について

成果	
•	
課題	

2月5日(金) 10:00~12:00	リモート会議	【令和2年度 小田原養護学校 肢体不自由部門 在籍児童・生徒に関する情報交換会】 参加者:32名(内訳※4) 内容:・(学校より)在籍児童・生徒の状況、高等部の進路 状況の進捗について ・(事業所より)受け入れ状況について ・(ナビより)事業所の空き状況と介護保険サービス 移行予測人数について ・(行政より)各市町の現状と予測について
3 月	Web 開催	【ちいきふくし博 ふくしフェア】 内 容:障がい福祉の普及啓発活動 (「別紙1」参照)

【サビ児管連絡会】

新型コロナウイルスの影響により、リモートツールを活用して開催。本ネットワークに参画されているコアメンバー法人内の少数から試験的に行った。サビ児管業務の確認と更新研修についての情報提供、個別支援計画についてのグループディスカッションを行った。グループディスカッションでは、コアメンバーが進行役としてグループに入り、個別支援計画に係る課題を中心にサビ児管としての困り感や支援内容等を共有した。参加者からは、「サビ児管の連絡会を圏域単位で行うことで、繋がりを持つことが出来た」「他事業所と共有を図ることが出来た」等のご意見を頂いた。

次回は令和3年4月6日に小田原市基幹相談支援センターと共催で開催予定。圏域内全事業所の サビ児管に連絡会の案内を送付した。アンケートに多く寄せられた①防災対策②事業所間連携の2 つのテーマを中心としたグループディスカッションと、令和3年度の報酬改定に係る情報提供を行 う予定。

【ふくしフェア】

足柄上地区ちいきふくし博と共催で3月に開催。コロナウイルス感染症対策として、集合型のイベントではなく、「ふくし月間」として、Web上での活動紹介やイベントに関連したシールを着用する等、障がい福祉の普及啓発を行っている。また、開成町飲食店組合にご協力いただき、ポスター等の掲載をお願いしている。ホームページの情報は随時更新予定。

【令和2年度 小田原養護学校 肢体不自由部門 在籍児童・生徒に関する情報交換会】

令和元年度から引き続き小田原養護学校と共催で、肢体不自由部門生徒の卒業後の受け入れ先事業所を中心に情報交換会を行っている。令和元年度に行った県西ナビのアンケート結果で示した進路予測数に、現障がい福祉サービス受給者のうち各年度の65歳に達する人数を併せ、空き状況を予測。今後も各事業所の受け入れ体制の整備を官民協働で行っていく。

- (※3) GH・生活介護事業所・就労支援事業所・入所施設事業所・児童施設事業所のサビ児管、 相談支援専門員
- (※4) 小田原養護学校教員、各市町行政担当者、生活介護事業所・就労支援事業所のサビ管、相談支援専門員

(3) 地域移行・地域定着推進ネットワーク

日時	会場	内容・議題
9月23日 (水) 16:00~17:00	リモート会議	【地域移行・定着推進ネットワーク事例検討会】 参加者:5名(内訳※5) 内容:精神科医療機関からの地域移行事例を基に、生活者 視点のアプローチの共有をねらいに試行的開催。
10月12日 (月)	対面会議	【障害児施設の過齢児の地域移行】 参加者:小田原児童相談所、障害児入所施設、県西ナビ 内容:過齢児問題についての課題認識の共有
11月6日(金)	リモート会議	【障害児施設の過齢児の地域移行】 参加者:小田原児童相談所、障害児入所施設、県西ナビ 内容:アンケート調査実施についての検討
11月18日 (水)	リモート会議	【障害児施設の過齢児の地域移行】 参加者:小田原児童相談所、障害児入所施設、県西ナビ 内容:アンケート調査内容についての検討。 実施スケジュールや役割分担についての確認。
11月17日 (火)	リモート会議	【地域に向けたピアサポーター養成の普及啓発 (「ピアサポーターとともに考える地域づくり」)】 参加者:43名(内訳※6) 内容:神奈川県立保健福祉大学 行實志都子氏から地域包 括ケアシステムの講義、ピアサポーターの実践報 告・グループワークを通して、ピアサポーターと支 援者が地域で活動できることを検討。
12月4日(金) 18:00~20:00	リモート会議	【地域移行・定着推進ネットワーク事例検討会】 参加者:38名(内訳※7) 内容:グループスーパービジョンを用いた事例検討会

障がい種別を問わない包括的な移行支援の仕組みづくりを目指して、既存の協議体(協議の場)と連携を図ってきた。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築】

地域移行の事例検討会やピアサポーター養成の普及啓発を通して、協議体に参画していない事業所や支援者を巻き込み、支援者間の取り組みの相互共有を図ることができた。足柄上地区における市町村域の協議の場の設置については、圏域の取り組みと相互共有が図れるよう企画等に参画していきたい。

【障害児施設の過齢児の地域移行】

移行支援に係る地域のサービス資源についての量的課題(移行先の予測や不足が見込まれる社会資源の予測等)の洗い出しが課題となっている。「小田原児童相談所管内障害児施設入所児童の地域移行に係る連絡会」において、来年度以降の取り組みを検討する為、児童相談所、障害児入所施設等と協働し、量的課題を明らかにする為のアンケート調査についてリモート会議による検討を重ねてきた。基幹相談支援センターと協働のもとアンケートを実施し、結果は当該連絡会(書面会議)において、共有する予定。

成果・課題等

- (※5) 精神科医療機関・委託相談支援事業所・指定一般相談支援事業所のソーシャルワーカー
- (※6) 保健福祉事務所、行政保健師、社協相談員、相談支援専門員、障害者就労・生活支援センター 支援ワーカー、精神科医療機関、ボランティア、地域活動支援センター通所者、ピアサポータ ー、地域包括支援センター、学生
- (※7) 保健福祉事務所、市障害福祉課、社会福祉協議会、県立大学、訪問看護ステーション、 相談支援事業所、精神科医療機関、障害者就労・生活支援センター、地域包括支援センター、 生活介護事業所、放課後等デイサービス、就労継続支援 B 型事業所

(4) 相談支援体制充実強化事業

(4) 相談文援体制	会場	内容・議題
H HJ	云勿	
7月15 (水) 15:30~17:00	リモート会議	【継続支援(コンサルテーション)ケース②第2回目】 専門機関:神奈川県立保健福祉大学(岸川氏) 出席者:障がい者支援センターかのん(事例報告) コスモス学園中沼ケアセンター、中井やまゆり園 湯河原町社会福祉課、おだわら障がい者総合相談 支援センタークローバー、神奈川県障害福祉課 事務局(県西ナビ)
7月17日(金) 14:00~16:00	リモート会議	【継続支援(コンサルテーション)ケース①第2回目】 専門機関:神奈川県立保健福祉大学(岸川氏) 出席者:南足柄市福祉課(事例報告)、曽我病院(計画相 談担当)、足柄上委託相談支援事業所りあん、太陽の 門ヘルパーステーション、神奈川県障害福祉課、 事務局(県西ナビ) 事 例:精神障がいのある方の退院後の支援について
8月25日 (火) 14:00~16:00	リモート会議	【継続支援(コンサルテーション)ケース①最終回】 専門機関:神奈川県立保健福祉大学(岸川氏) 出席者:南足柄市福祉課(事例報告)、曽我病院(計画相 談担当)、足柄上委託相談支援事業所りあん、 事務局(県西ナビ) 事 例:精神障がいのある方の退院後の支援について
9月2日 (水) 14:00~16:00	アイクロス湘南	【検討会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成についての検討
10月7日 (水) 14:00~17:00	アイクロス湘南	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成
11月9日 (月) 14:00~17:00	アイクロス湘南	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成
11月30日(月) 15:30~16:30	リモート会議	【継続支援(コンサルテーション)ケース②最終回】 専門機関:神奈川県立保健福祉大学(岸川氏) 出席者:障がい者支援センターかのん(事例報告) コスモス学園中沼ケアセンター、中井やまゆり園 湯河原町社会福祉課、おだわら障がい者総合相談 支援センタークローバー、神奈川県障害福祉課 事務局(県西ナビ)
12月7日 (月) 14:00~17:00	リモート会議	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成
12月18日(金) 16:30~18:00	リモート会議	【専門的助言(コンサルテーション)ケース③第1回目】 専門機関:神奈川県立保健福祉大学(岸川氏)

		出席者:小田原市障がい福祉課(事例報告) おだわら障がい者総合相談支援センタークロー バー、小田原市基幹相談支援センター 事務局(県西ナビ)
令和3年 1月14日(木) 14:00~17:00	アイクロス湘南	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成
1月25日(月)15:00~16:30	リモート会議	【継続支援(コンサルテーション)ケース③第2回目】 専門機関:神奈川県立保健福祉大学(岸川氏) 出席者:小田原市障がい福祉課(事例報告) おだわら障がい者総合相談支援センタークロー バー、小田原市基幹相談支援センター 事務局(県西ナビ)
2月5日(金) 16:30~17:30	リモート会議	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成
2月19日(金) 10:00~12:00	アイクロス湘南	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成

成果・課題

今年度は、2事例についての継続支援と1事例の専門的助言(新規)を実施している。 継続支援については、初回の専門機関からの助言に基づき各事業所からの取り組みの中間報告および今後の支援の方向性を確認した。「支援困難事例」ということで課題や困り感に着目しがちであったが、できていることや良い点、リフレーミングの手法を用いて事例を見立てることの重要性を参加者間で改めて確認することができた。1事例は他県に転居のため今回で終了。もう1事例は県外の施設に入所が決まったため支援終了となる。また、3事例目については12月から支援を開始し、継続支援を行っている状況。入院中の方が退院し地域に戻るための支援チームづくりを中心に、関係機関が専門的助言を受けている。退院後も状況を確認しながら継続的に支援していく方向。

さらに、本事業の取り組みは「神奈川県相談支援体制充実強化事業 支援困難事例に関する対応事例集」として県内の行政機関・相談支援事業者・基幹相談支援センター・委託事業者に配布される予定。

(5) 地域支援拠点事業の在り方検討会

日時	会場	内容・議題
		【令和2年度 第1回 地域生活支援拠点事業の在り方検討会】 参加者:8名(内訳※8) 内容:~拠点整備に向けたこれまでの検討経過と
6月11日 (木) 18:00~19:30	リモート会議	今後のスケジュールの確認~ ・新規委員の紹介 ・令和元年度の検討内容の確認
6月30日(火) 10:00~12:00	開成町町民会館 3F大会議室	・コロナ禍におけるスケジュールの確認 【令和2年度 第2回 地域生活支援拠点事業の在り方検討会】 参加者:9名(内訳※8) 内容:〜拠点整備に向けたこれまでの検討経過と 今後のスケジュールの確認〜 ・関係機関の役割確認
		・コロナ禍における進捗状況の確認 【令和2年度 第3回 地域生活支援拠点事業の在り方検討会】
7月30日 (木) 17:00~19:00	リモート会議	参加者:10名(内訳※8) 内容: ~試験的運用に向けての検討~ ・下地区・上地区からの報告 ・中核事業者からの報告 ・神奈川県からの報告
9月1日 (火) 17:30~19:00	リモート会議	【令和2年度 第4回 地域生活支援拠点事業の在り方検討会】 参加者:11名(内訳※8) 内容:~試験的運用に向けての検討~ ・下地区・上地区からの報告 ・中核事業者からの報告
9月2日 (水) 15:00~17:00	神奈川県 小田原合同庁舎	【県西地区 施設長会】 参加者:11名(内訳※9) 内容:地域生活支援拠点事業の概要及び加算についての 説明会
10月8日(木) 10:00~12:00	南足柄市役所	【足柄上地区行政向け 説明会】 参加者:上地区1市5町行政担当者(南足柄市・中井町・ 大井町・松田町・山北町・開成町) 内容:地域生活支援拠点事業の概要及び加算についての 説明会
12月14日(月) 17:30~19:00	リモート会議	【令和2年度 第5回 地域生活支援拠点事業の在り方検討会】 参加者:9名(内訳※8) 内容:~試験的運用に向けての検討~ ・下地区・上地区からの報告 ・中核事業者からの報告

12月25日(金)			【令和2年度 第1回 足柄上地区地域自立支援協議会
		書面会議	地域生活支援部会】
			内容:足柄上地区地域生活支援拠点事業の整備体制について
			【足柄下地区1市3町打ち合わせ】
			参加者:足柄下地区1市3町行政担当者(小田原市、
0 - 1	J (A)		箱根町、真鶴町、湯河原町)、小田原市障がい者総
2月5日	(/	リモート会議	合相談支援センタークローバー、小田原市基幹相
14:00	~16:00		談支援センター
			内 容:地域生活支援拠点事業の概要及び整備方針に対する
			検討
			【令和2年度 第1回 足柄上地区地域自立支援協議会
		リモート会議	地域生活支援部会コア会議】
			参加者:8名(内訳※10)
2月18	2月18日 (木)		内容:・県西圏域地域生活支援拠点の在り方検討会の経過
15:00	~16:30		確認
			・第1回 足柄上地区地域自立支援協議会地域生活
			支援部会書面会議から抽出された課題確認
			・整備に向けた具体的検討
			【令和2年度 第2回 足柄上地区地域自立支援協議会
	書面会議	地域生活支援部会】	
2月24日(水)		内容:第1回 足柄上地区地域自立支援協議会 地域生活支	
		援部会 コア会議開催報告	
地域生活支援拠点の5つの機能(①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門			

成果・課

地域生活支援拠点の5つの機能(①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり)の中でも優先度の高い②について、設置に向けた準備が必要となる。広域かつ社会資源の一部不足・偏在化という県西圏域の課題解消のためそれぞれの地域の特性を活かしつつも、上地区・下地区の社会資源の相互利用を可能とする体制(面的整備型)の実現に向け、行政、委託相談支援事業者、中核事業者等を中心に検討をしていただいている。

足柄下地区では小田原市を中心に、対象候補者リストから2名選出。アウトリーチを行い試験 的運用につなげていく。また、1市3町で打ち合わせを行い、整備方針等についても検討をした。 足柄上地区では12月に地域生活支援部会で書面会議を行い、その開催結果を踏まえてコアメンバーで本事業の経過の確認・整備に向けた具体的検討を行っている。

今後は下地区・上地区の市町行政を中心に、試験的運用と各機能の検討・整備を進める。県西 ナビは圏域全体のモニタリングを行う。

- (※8) 小田原市・南足柄市・開成町・委託相談支援事業者(クローバー・りあん)・中核事業者(永耕園) 小田原保健福祉事務所足柄上センター・神奈川県福祉こどもみらい局
- (※9) 県西施設長会加盟事業者(障害児・者入所施設、就労系事業所、生活介護事業所、 計画相談事業所等)
- (※10) 南足柄市・開成町・山北町行政担当者、中核事業者(永耕園)、委託相談支援事業者(りあん)

(6) 事例検討会

日時	会場	内容・議題	
9月23日 (水) 16:00~17:00	リモート会議	【地域移行・定着推進ネットワーク事例検討会】 参加者:5名(前掲内訳※5) 内容:精神科医療機関からの地域移行事例を基に、生活者 視点のアプローチの共有をねらいに試行的開催。	
11月4日 (水) 14:00~16:00	地域支援センター ひまわり	参加者:9名(相談文援専門貝)	
11月17日 (火) 14:00~17:00	リモート会議	【地域に向けたピアサポーター養成の普及啓発 (「ピアサポーターとともに考える地域づくり」)】 参加者:43名(前掲内訳※6) 内容:・神奈川県立保健福祉大学 行實志都子氏から地域包 括ケアシステムの講義 ・ピアサポーターの実践報告・ ・事例を通して、ピアサポーターと支援者が地域で 活動できることを検討	
12月4日(金) 18:00~20:00	リモート会議	【地域移行・定着推進ネットワーク事例検討会】 参加者:38名(前掲内訳※7) 内容:グループスーパービジョンを用いた事例検討会	

成果·課題笙

令和元年度に引き続き、県西圏域の「育ちあいの場」構築に向けて、ストレングスモデルに基づくグループスーパービジョン (GSV) の意義・目的・効果と技法を汎化し、相談支援専門員のみならず多分野・多職種の方々が参画し、支援感の共有および支援者間の繋がりを得る機会となった。 事例を通して地域課題が抽出され、参加者からの課題解決に向けた多くのアイディアが今後の支援のヒントとなった。また、同じ地域で働く多職種同士が繋がる機会にもなった。

今年度は新型コロナウイルスの影響により、リモートツールを活用した検討会を中心に行った。

(7) その他のネットワーク形成等

○出席した部会・会議等

足柄下地区

日程	会場	内容・議題
7月27日 (月)	小田原市役所	精神障害者地域生活支援部会
8月26日 (水)	小田原市役所	精神障害者地域生活支援部会
9月15日 (火)	クローバー会議室	相談支援部会(コア会議)
9月17日 (木)	小田原市役所	権利擁護部会
10月14日 (水)	生涯学習センターけやき	精神障害者地域生活支援部会
10月20日 (火)	クローバー会議室	相談支援部会(コア会議)
11月2日 (月)	リモート	相談支援部会(県西ナビ共催)
11月19日 (木)	小田原市役所	権利擁護部会
11月27日(金)	タウンセンターマロニエ	就労部会
12月9日 (水)	小田原市役所	精神障害者地域生活支援部会
1月26日 (火)	リモート	相談支援部会(コア会議)

足柄上地区

日程	会場	内容・議題
7月27日 (月)	書面会議	権利擁護部会
12月25日(金)	書面会議	地域生活支援部会
1月28日 (木)	書面会議	権利擁護部会
1月29日(金)	書面会議	相談支援部会
2月18日 (木)	リモート会議	地域生活支援部会(コア会議)
2月24日 (水)	書面会議	地域生活支援部会

○その他圏域内(出席した会議・研修等)

日程	会場	内容・議題
4月26日(日)	リモート	おれんぢせぇぶ (自立サポートセンタースマイル セルフヘルプグループ)

n 7. ばる 今倍	ピアサポーター養成研修
りんとう云暗	(自立サポートセンタースマイル)
小田百保健短礼事效形	地域精神保健福祉連絡協議会
小田原保健倫և事務所	(小田原保健福祉事務所)
老本人業	精神障害者地域移行推進会議
青山云磯	(足柄上センター)
	じんかれんオープンダイアローグ
リモート	巡回学習会
	(小田原地区精神保健福祉会)
妻工人类	地域精神保健福祉連絡協議会
青山云磯	(足柄上センター)
老本人举	小児等在宅医療の推進部会
青山云磯	(小田原保健福祉事務所)
	りんどう会館 小田原保健福祉事務所 書面会議 リモート 書面会議 書面会議

○令和2年度神奈川県相談支援従事者初任者研修 演習講師

日程	会場	内容・議題
9月24日 (木)・25日 (金)		
10月20日 (火)	小田原合同庁舎	1 コース
11月11日 (水)・12日 (木)		
10月14日 (水)・15日 (木)	えびな市民活動センター	
11月5日 (木)	ビナレッジ	3 コース
11月24日 (火)·25日 (水)	こ	

○共催

日程	会場	内容・議題			
0 8 05 8 (4)	地域支援センターひまわり	小児の在宅医療を支える支援者交流会			
9月25日(金)	(一部リモート)	主催:神奈川県立こども医療センター			
11月17日 (火)	小田原合同庁舎	小田原市役所 ピアサポーター講座			
ПЛППОО	(一部リモート)	主催:小田原市障がい福祉課			
3月	Web 開催	ちいきふくし博 ふくしフェア			
37	Web /刑性	主催:ちいきふくし博実行委員			
		医ケア児等コーディネーター			
3月6日(金)	リモート	オンライン交流会			
		主催:神奈川県立こども医療センター			

○広報活動

日程	内容・議題
6月	県西圏域ナビだより 第1号発行
3月	ちいきふくし博 ふくしフェア (Web 掲載)

令和3年度 県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業計画(案)

1. 事業の目的

県西障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 事業内容等

(1) 県西障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営開催設置要綱に基づき、次の事項に ついて協議を行う。

県西障害保健福祉圏域における各種ネットワーク形成の推進に関すること。

県西障害保健福祉圏域市町の相談支援事業に関すること。

県西障害保健福祉圏域における社会資源に関すること。

その他必要な事項。

(2) 相談支援等ネットワーク形成事業

(目的)

障害当事者、家族が地域で安心して生活できるように、①保健・医療・教育・福祉等を含めた関係機関による連携・協力体制の強化および充実、②地域課題の抽出・整理、社会資源の改善・開発に向けて官民協働で取り組む。

(実施内容)

①ICT 等の活用及び足柄下地区に設置された基幹相談支援センター等との連携を図り、関係機関の相互共有・協働体制の強化及び充実に向けたつながり・学び合いの場を設定する。

また、②協議会や連絡会等を通じて、圏域の質的・量的課題等の解決とさらなる 考察に向けて、3つのネットワーク(相談支援ネットワーク、サービス提供ネットワーク、地域移行・定着推進ネットワーク)を展開していく。

- (3) 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会、
 - 足柄上地区地域自立支援協議会との連携
 - ①地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、 関係機関などの連携の強化を図る。
 - ②協議会・部会などへの参画、実施事業への協力

(4) その他

- ①神奈川県障害者自立支援協議会への参画
- ・神奈川県障害者自立支援協議会に出席し、協議会等の開催状況や 相談支援等のネットワーク形成支援の取組み状況等について報告等を行う。
- ②相談支援従事者初任者研修の講師派遣
- ・相談支援従事者初任者研修に対して講師等を派遣し、新規の相談支援従事者 とのネットワーク形成を図る。

令和3年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業等 実施予定

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	圏域自立支援協議会(運営	委員会)			23日 運営委員会	26日 圏域自立支援協議会		〇 運営委員会	〇 圏域自立支援協議会				〇 運営委員会	〇 圏域自立支援協議会
(相談	相談支援等ネットワーク所 支援/サービス提供/地域移	が成事業 行・定着推進)			17日 サービス提供 ネットワーク	○ 地域移行・定着推進 ネットワーク	○ 相談支援ネットワーク ○ サービス提供ネットワーク		○ サービス提供 ネットワーク		○ 相談支援ネットワーク		〇 サービス提供 ネットワーク	〇 サービス提供 ネットワーク
	事例検討会					20日 事例検討会(基)								
	相談支援体制充実強化	事業							〇 事例集研修会(基)					
*441	域生活支援拠点事業	在り方検討会					18日 地域生活支援拠点事業 在り方検討会					地域生活支援拠点事業 在り方検討会		
761	以土心又按拠州尹未	下地区・上地区	19日 下地区拠点会議	20日 下地区拠点会議 27日 上地区拠点会議	16日 上地区拠点 コア会議 21日 下地区拠点会議	O 下地区拠点会議 21日 上地区拠点 コア会議		〇 下地区拠点会議		〇 下地区拠点会議		〇 下地区拠点会議		〇 下地区拠点会議
ナヒ	ごだより発行/まい♡らいふ	ふプック更新												
	相談支援従事者初任者	研修						2日3日30日(1コース) 21日22日(3コース)	25日26日(1コース) 14日(3コース)	11日12日 (3コース)				
	共催		6日 サビ児管連絡(基)	14日 地域共生社会の 実現に向けた 障害福祉の動向(基)		20日 事例検討会(基) 〇 児童相談所移行支援会議	○ 医ケアタウンミーティング (基)○ サビ児管連絡会 (基)		〇 事例集研修会(基)		○ 医ケアタウンミーティング (基)		〇 サビ児管連絡会(基)	○ 福祉フェア
5 71	その他													
	神奈川県障害者自立支援	協議会				16日 県自立支援協議会								
	調整会議/検討会					5日 調整会議			29日 調整会議			18日 調整会議		

	神奈川県障害者自立支援協	神奈川県障害者自立支援協議会				16日 県自立支援協議会							
	調整会議/検討会					5日 調整会議			29日 調整会議		18日 調整会議		
		全体会/ 運営会議	22日 運営会議		24日 運営会議 29日 全体会			30日 運営会議	〇 全体会	23日 運営会議		24日 運営会議	〇 全体会
世 草 艺 艺	Σ	部会		18日 就労支援部会	15日 就労支援部会 〇 相談支援部会 〇 権利擁護部会	○ こども部会		〇 相談支援部会 〇 就労支援部会	○ 権利擁護部会		〇 こども部会	〇 相談支援部会 〇 権利擁護部会 〇 精神障害者地域生活 支援部会	〇 就労支援部会
協議	院 養 定柄上地区地域自立支援 協議会	代表者会議/ 運営会議			23日 運営会議	29日 代表者会議							
	協議会	部会		27日 地域生活支援部会	10日 権利擁護部会		18日 地域生活支援部会						
	小田原保健福祉事務所	fī				1日 地域精神保健福祉連絡協議会							
	足柄上センター												

(**基**) …**小田原市基幹相談支援センター** (〇) …**開催予定**

資料 2-1

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 地域障害自立支援協議会 資料

小田原市基幹相談支援センター

令和2年度(2020年度)小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 地域障害者自立支援協議会 活動状況

1 全体会

開催日・場所	議題・概要
第1回	※コロナウイルス対策のため書面会議による開催
令和2年7月21日(火)	(1) 令和元年度地域障害者自立支援協議会事業報告及
	び決算について
	(2) 令和2年度自立支援協議会事業計画及び予算並び
	に活動内容について
	(3) 令和元年度障害福祉サービス等の利用実績につい
	7
	(4) 令和2年度障がい者相談支援事業(委託相談)に
	ついて
	(5) 基幹相談支援センターの設置等について
	(6) 障がい福祉計画の改定について
第2回	(1)令和2年度地域障害者自立支援協議会事業報告につい
令和2年11月16日(月)	て
9:30~正午	(2)第6期小田原市障がい福祉計画(素案)について
小田原市生涯学習センター	(3)第6期箱根町障がい福祉計画(素案)について
けやき2階大会議室	(4)第6期真鶴町障がい福祉計画(素案)について
	(5) 第6期湯河原町障がい福祉計画(素案)について
第3回	※コロナウイルス対策のため書面会議による開催
令和3年2月19日(金)	(1)第6期小田原市障がい福祉計画(案)について
	(2)第6期箱根町障がい福祉計画(案)について
	(3)第6期真鶴町障がい福祉計画(案)について
	(4)第6期湯河原町障がい福祉計画(案)について
	(5)日中サービス支援型共同生活援助開設に伴う報告及
	び意見聴取について
	(6)地域障害者自立支援協議会設置規約の改正について

2 運営会議

開催日・場所	議題・概要
第1回	(1) 委員について
令和2年6月16日(火)	(2) 今年度の全体会及び部会について
18 時~	(3) その他
おだわら総合医療福祉会館	
会議室	
第2回	(1) 各部会の進捗状況について
令和2年9月15日(火)	(2) その他
19 時~	
おだわら総合医療福祉会館	
会議室	
第3回	(1) 各部会の進捗状況について
令和2年11月10日(火)	(2) 全体会について
18 時~	(3) その他
おだわら総合医療福祉会館	
会議室	
第4回	(1) 各部会の進捗状況について
令和3年2月16日(火)	(2) 全体会について
16 時 30 分~	(3) 次年度の協議会の運営について
※リモート会議にて実施	(4) その他

3 専門部会

◎相談支援部会
部会長・相談支援センターういず 近文子

【1市3町自立支援協議会】

開催日・場所	議題・概要
第1回 (コア会議)	(1) 今年度の部会について
令和2年7月21日(火)	▶ コロナウイルスの影響により、全体会や連絡会が開催
18 時~	できるかが不透明であることから、年度の前半はコア
おだわら総合医療福祉会館	会議を中心に情報バンクの運用を進める。
会議室	▶ 年度後半では計画相談の量の確保についても検討し
	ていく。足柄上地区で検討しているモニタリング様式
	の簡略化などを検討する。加算の取り方についても、
	部会で取り組むことを検討していく。
	(2) 情報バンクの運用について
	▶ 事業所の空き情報等の情報をメールにて、クローバー
	に送ってもらい、行政機関と相談支援事業所等に情報
	提供する仕組みを開始する。
	(3) その他
第2回 (コア会議)	(1) 情報バンクの運用について
令和2年9月15日(火)	▶ 情報バンクの運用開始の案内を2市8町の通所系事
	業所(就労B型、生活介護、地活、放デイ)入所系事
	業所(短期入所、GH)合計 105 ヵ所に送付。
	▶ 約50事業所から協力の回答があり、空き状況等の情
	報も寄せられている。10 月から2市8町の相談支援
	事業所及び行政機関への情報提供を開始する。
	(2) その他
第3回(コア会議)	(1) 情報バンクの運用について
令和2年10月20日(火)	▶ 10 月からの運用開始から、第3号まで情報提供を実
18 時~	施。事業所からは、空き情報以外に活動内容などの
おだわら総合医療福祉会館	様々な情報が寄せられている。また、インフォーマル
会議室	な社会資源についての情報等も、相談員への周知の機
	会として一緒に転送している。
	2市8町相談支援事業所連絡会で情報バンクの運用
	について、相談員に周知をしていく。
	(2) 第4回部会について
	▶ コロナウイルス感染症対策を考慮して、相談員が一同
	に会しての部会の開催は見送る。代替案として、アン
	ケート調査による相談業務のデータや課題の情報収

	集等を検討していく。
第4回 (コア会議)	(1) アンケートの実施について
令和3年1月26日(火)	▶ 計画相談支援事業所の加算や基礎情報等のアンケー
16 時 30 分~	トは他の調査で行われていることもあり、新たな課題
※リモート会議にて実施	として行政機関等への問い合わせが多い、新型コロナ
	ウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて、情
	報提供及びアンケートを実施する。
	(2)第5回部会について
	▶ アンケートの実施から抽出された課題を共有、検討す
	るため、リモートによる会議を実施する。基幹相談支
	援センターが開催する、令和3年度の報酬改定の勉強
	会と併せて実施する。
第5回	(1) 令和3年度報酬改定の概要について
令和3年3月25日(木)	▶ 計画相談支援事業所の報酬に係る内容を主として、令
※リモート会議にて、基幹	和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な
相談支援センター主催の	改定内容について、勉強会を実施。
報酬勉強会に併せて実施	※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いに
	ついては、情報提供及びアンケート時に質問・意見が出
	されなかったため取り上げず。
	(2) 次年度の活動計画について
	▶ 部会長及び基幹相談支援センター、事務局で次年度の
	活動について検討。令和3年度報酬改定について、モ
	ニタリング期間の取り扱い等、年間を通じて継続的に
	取り上げるとともに、介護保険への移行ケースなど他
	分野・他職種との連携について取り組んでいく。

【県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター共催】

開催日・場所		議題・概要
2市8町相談支援事業所連	1	地域生活支援拠点事業について
絡会	2	小田原市基幹相談支援センターの設置および小田原
令和2年11月2日(月)		市障がい者相談支援事業の再編について
15 時~16 時 30 分	3	相談支援等ネットワーク形成事業の活動報告・今後の
※リモート会議		予定
	4	各相談支援事業所からのお知らせ・情報提供など

◎就労支援部会 部会長・障害者支援センターぽけっと 恩蔵幸一

開催日・場所	議題・概要
第1回	企業の新型コロナウイルス対策について
令和2年11月27日(金)	▶ 新型コロナウイルスに対するリスクマネジメントに
16 時 00 分~17 時 30 分	ついて、民間企業の取り組みを参考に、適切な対応方
川東タウンセンターマロニ	法の意見交換や検討を行う。
エ 202 会議室	▶ 当日は富士フイルムフォトマニュファクチャリング
	株式会社の陶山氏を招いて講話を行っていただく他、
	事業所で新型コロナウイルス陽性者が出た際の対応
	についてグループワークを実施する。
第2回 (コア会議)	(1) 次年度の活動計画について
令和3年3月16日(火)	▶ 3つのコンセプトに基づき活動を行う。
13 時 30 分~15 時 00 分	・工賃向上
リモート会議	・働く場と機会の拡大
	・支援者間の繋がり強化
	その他、農福連携について勉強する機会等を可能な範
	囲で設けていく。
	▶ 障がい者雇用等について活動している、「中小企業家
	同友会(ダイバーシティ委員会)」と懇談会を実施し、
	部会と連携していく。(令和3年4月を予定)
	(2) 令和3年度第1回目の開催内容について
	▶ 就労支援事業所間の横の繋がりの強化を目的とした
	懇談会を開催し、部会と課題共有を行う。(令和3年5
	月を予定)

◎子ども部会 部会長・ほうあんホッと相談カフェ 大水健晴

開催日・場所	議題・概要
第1回	(1)地域課題の明確化について
令和2年8月4日(火) 9時~12時 小田原市役所 602 会議室	 ▶ 前年度に引き続き、今後子ども部会で取り組んでいく 地域課題の整理を行った。樹形図を用いて『支援の問題』『家庭・生活環境の問題』について具体的な課題 へと細分化した。 ▶ 地域課題の整理が完了し、①情報発信、②医療・教育・ 福祉の横の連携、③療育の質、④親の養育能力の問題 を重点テーマとして位置づけた。第2回以降の部会で 各テーマの達成目標等について議論していく。
	※7月に予定していた小田原養護学校主催の夏の公開 講座については、新型コロナウイルスの感染拡大予防の ため、開催中止。
第2回	緊急事態宣言が発令されていることを踏まえ、対面形式
令和3年3月下旬	での部会開催を中止とし、基幹・部会長・事務局でリモー
※書面によるアンケート実	ト会議を実施。部会員に書面によりアンケート形式で意見
施	を募る。
	▶ 第1回で重点テーマとして位置づけた地域課題における具体的な課題感や次年度の部会の活動方法についてアンケートを行う。

◎権利擁護部会 (障害者差別解消支援地域協議会実務者会議兼)

部会長•神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 坂井正志

開催日・場所	議題・概要
第1回	(1) 令和2年度の権利擁護部会の活動について
令和2年9月17日(木)	今年度は防災について取り上げる予定であったが、新型
14 時~15 時 30 分	コロナウイルスの流行を踏まえ、再協議予定。グループワ
	ークを行い、新型コロナウイルスによる困り感や影響等に
	ついて各部会員の情報を共有し、本部会で何をテーマに活
	動していくのかを再協議していく。
	部会構成員の見直しについても触れていく。
	(2) 障害者差別解消法の相談事例の共有及び事例検討
	※8月に予定していた当事者座談会は、新型コロナウイル
	スの感染拡大予防のため中止とし、今後の開催方法及び時
	期は再検討する。
第2回	(1) 本部会で取り組みたいことについて
令和2年11月19日(木)	第1回で話し合った内容を踏まえ、本部会がコロナ禍で
14 時~15 時 30 分	取り組んでいきたいことについて検討を行った。
	(2) 障害者差別解消法の相談事例の共有及び事例検討
第3回	※コロナウイルス対策のため書面会議による開催
令和3年3月24日(水)	(1) 次年度の活動計画について
17/11 0 + 0 / 1 2 + 1 (/ 1/)	○ 成年後見制度、障がい者虐待、障がい者差別の3つの
	トピックスを基本項目として取り組む。
	当事者座談会は新型コロナウイルス感染状況を注視
	しながら実施を検討する。

◎精神障害者地域生活支援部会 部会長・公益財団法人積善会曽我病院 本杉康行

開催日・場所	議題・概要
第1回	(1) 今年度の課題の確認
令和2年7月27日(月)	(2) 精神障害に関する普及啓発について検討
10 時~11 時 30 分	▶ 誰に、どのような場で実施するのか、コロナウイルス
市役所 602 会議室	の影響で昨年出ていた案の再検討が必要。
	(3)ワーキンググループの活動状況報告と今年度の計画
	▶ 各グループでの進捗状況を確認と、取り組んでいく作
	業を進めていく。
第2回	(1) 社会資源の集約ワーキングの進捗報告
令和2年12月9日(水)	(2) 他部門との連携ワーキングの進捗報告
10 時~11 時 30 分	部会の目的や活動内容の再確認と各委員から出され
	た課題を共有する。
	次年度の活動計画を検討する上で、取り組むべき課題
	を整理していく。
第3回	※緊急事態宣言下であったため開催中止。 基幹相談支援セ
令和3年3月8日(月)	ンター・部会長・事務局で検討会議を実施。次年度の活動
14時30分~15時30分	計画について、以下の内容に取り組むこととする。
	・地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関との連動
	情報発信や社会資源の活用の促進
	・アウトリーチ事業の展開
	・地域ニーズの把握

【社会資源の集約ワーキング】

【江五貞師の来加了 イマノ】	
開催日・場所	議題・概要
第1回	資源マップの作成について具体的に検討。
令和2年8月6日(木)	掲載事業所の選定の見直し、掲載内容について話を詰
13:00~14:40	める必要があることが分かった。医療版と福祉課版の
	掲載の仕方や各機関への依頼の方法等、再検討するべ
	き課題が挙げられたため、まずは今後の進め方につい
	て整理をした。
第2回	資源マップの掲載内容について話を進める。
令和2年9月2日(水)	▶ 掲載事業所及び掲載内容項目について、次回までにそ
10:00~12:00	れぞれのレイアウトを考える。支援者が知りたい及び
	役に立つような内容を再検討していく。
	依頼文書や掲載事業所への依頼など、6人の部会員で
	分担して作業を進めていく。
第3回	資源マップについては、様々な関係機関が作成した既存の

令和2年10月6日(火)	資料もあり、部会での作成の必要性について再検討した。
14:00~16:00	▶ 精神部会としては精神に特化した資源を作成した方
	が良いが、どのようなものがあるとよいかを地域の困
	りごとや対象者目線で考えていく方向に転換した。
	▶ 精神障がい者の安定した地域生活支援に必要な資源
	を検討していくことになっているが、精神部会の年2
	回の全体会は集約と確認の場として、各グループでの
	活動を主体に進めていくことを検討。

【他部門との連携ワーキング】

開催日・場所	議題・概要
第1回	精神保健医療分野を知らない支援者が当事者を適切な場
令和2年8月26日(水)	所に繋げられるようなフローチャート及び役割分担表を
10:00~12:00	作成していく。当事者、支援者が孤立しない・させない支
	援体制の構築のため、相談先を明確にできるような資料を
	作成していく。社会資源マップと内容が重複しないよう調
	整していく。
第2回	精神保健福祉相談役割分担表作成にあたっての留意事項
令和2年10月14日(水)	や検討内容が抽出されたため、検討を進めていく。今年度
$10:00\sim 12:00$	中に原案を作成していく。
	令和3年度2月に各機関に役割分担表作成の依頼をして、
	回答をまとめていく。

令和3年度(2021年度)小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 地域障害者自立支援協議会 事業計画(案)

1 事業方針

障がい者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとと もに、関係機関と連携し、地域の課題を抽出するとともに協議し、解決に向けた情報発 信を行っていく。

2 会議及び検討事項

- (1) 全体会 (年3回)
 - 基幹相談支援センター事業及び委託相談支援事業の実施状況について
 - 地域の関係機関のネットワーク構築について
 - 障がい福祉計画の進捗状況の評価及び進行管理について
 - 日中サービス支援型共同生活援助の開設について

(2) 専門部会

① 相談支援部会

【目的】地域の相談支援にかかる環境等の充実

- 令和3年度報酬改定における計画相談支援事業所と行政機関の連携について
- 介護保険及び教育分野等の他職種及び他分野との連携について

② 就労支援部会

【目的】障がい者の就労・就職にかかる環境等の充実

○ 就労継続支援事業所等の作業内容の充実、工賃向上などについての情報交換等につい て

③ 子ども部会

【目的】障がい児の療育にかかる環境等の充実

○ 障がい児を取り巻く4つの地域課題(①情報発信、②医療・教育・福祉の横の連携、 ③療育の質、④親の養育能力の問題等)の解決に向けて優先順位をつけて取り組みます。

④ 権利擁護部会

【目的】障がい者差別を中心とした権利擁護に関する協議

- 障がい者差別解消法の相談事例の共有及び事例検討について
- 障がい者虐待と成年後見制度について

⑤ 精神障害者地域生活支援部会

【目的】精神障がい者が安心して暮らすための地域包括ケアシステム構築

- 精神障がい者の安定した地域生活支援と地域包括ケアシステムについて
- 地域のニーズ把握と社会資源の整理や活用を促す等情報発信について
- 相談先の明確化と相談しやすい環境、支援に繋がる環境の整備について。 ※2つのワーキンググループで活動を継続 社会資源の集約ワーキング・他部門との連携ワーキング

(3) 運営(事務局)会議

専門部会等の活動に関する報告、調整、進行管理。全体会の準備、調整。

3 開催予定表

	全	専門部会			運			
月	全体会	相談	支援	就労支援	子ども	権利擁護	精神	運営会議
		部会	コア	加刀又饭	1 C D	7年7月7年1支	作用作	时又
4月								0
5月				0				
6月	0		0					0
7月			0					
8月		0			0	0	0	
9月				0				0
10 月		0	0			0		
11 月	0				\circ		\circ	
12月		0						0
1月			0		0			
2月				0		0	0	0
3月	0	0						

資料 2-2

足柄上地区 地域自立支援協議会 資料

南足柄市福祉健康部福祉課

足柄上地区地域自立支援協議会 令和2年度開催結果

1 代表者会議

開催日・場所	議題
第1回 令和2年8月 【書面会議】	① 令和元年度開催結果報告及び令和2年度開催予定について② 相談支援事業・地域活動支援センター事業監査報告③ 委託事業について④ 足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について
第2回 令和3年3月 【書面会議】	 ① 各部会の活動状況について ② 委託事業及び県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の令和2年度事業実施状況について ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場について ④ 足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について ⑤ 各市町障害者保健福祉計画・障害者計画・障害児福祉計画について
成果・課題	書面会議が続いているが、日中活動支援型グループホームの開設 に係る意見交換など、地域福祉についての情報交換ができた。

2 運営会議

上 日 ム 哦				
開催日・場所	議題			
第1回 令和2年7月15日(水) 南足柄市役所 401・402会議室	① 第1回代表者会議について② 障害福祉計画等策定に伴う広域検討事業の現状整理・調整③ 地域活動支援センターひまわりの事業内容について④ 運営会議・協議会の開催方法について			
第2回 令和3年3月 【書面会議】	 第2回代表者会議開催について 各部会の状況について 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場」設置について 地域生活支援拠点等の在り方について 足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について 各市町第6期障害者計画、第2期障害児福祉計画について 			

3 専門部会

◎就労支援部会

開催日・場所	議題
第1回 令和2年11月27日(金) 16:00~17:30 小田原市川東タウンセンター マロニエ	令和2年度自立支援協議会 就労部会研修 「企業型の新型コロナウィルス対策について」 ● 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町障害者自立支援協議会主催の研修へ参加。 ■ 富士フイルムフォトマニュファクチャリング 陶山氏を招き、事業所で新型コロナウイルスが発生した際の対応としてポジションペーパーの作成についてグループワークを実施。
成果・課題	今年度は新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催が難 しいが、今後の開催に向け準備を行う。

◎相談支援部会

開催日・場所	議題
第1回 令和3年2月 【書面会議】	① モニタリング報告書様式(足柄上地区版)について② 令和3年度の活動について③ 活動(案)について④ その他
成果・課題	 【モニタリング報告書様式(足柄上地区版)について】 各機関からの意見を集約したモニタリング報告様式案を提示した。今後は代表者会議にて承認を諮り、令和3年4月から運用開始する。 足柄上地区版様式の導入により、モニタリングの効率化が進み、新規相談者の受け入れ数が増加することが期待できる。 令和3年度においては、様式の運用状況を検証し、必要に応じて改善を図る。

◎児童発達支援部会

開催日・場所	議題
第1回 令和3年3月 【書面会議】	① 足柄上地区における医療的ケア児の把握について ② 令和3年度の活動について
成果・課題	医療的ケア児支援の協議の場として位置づけてられて いるので、引き続き課題について検討していく。

◎権利擁護部会

開催日・場所	議題
第1回 令和2年7月 【書面会議】	コロナウィルス感染症対策の影響を受け、事務局で事業計画・スケジュールともに若干の修正をかけ、書面会議にて了承を得た。 今年度は「地域住民向け障害者虐待防止についての理解促進を図る」をテーマに啓発パンフレットの作成を部会員が行い、令和3年2月コンペ方式(オンライン上にて)で執り行うこととした。また、採用されたパンフレットは、令和3年度に部会員の方々と配布先や配布方法について検討を行うことを予定。
第2回 令和3年2月 【書面会議】	① コンペについて② 令和3年度部会事業計画(案)、スケジュール(案) について
成果・課題	コンペにて採用された2作品について、地域活動センターひまわりが実施する「ちいき・ふくし博」で披露した。また、活用方法については、令和3年度の部会いにて検討する。

◎地域生活支援部会

開催日・場所	議題
第1回 令和3年1月 【書面会議】	① 足柄上地区地域生活支援拠点事業等の進捗について② 地域生活支援部会 コアメンバー会議(仮称)の設置について③ その他
第1回コアメンバー会議 令和3年2月18日 【リモート会議】	① 地域生活支援拠点事業 試験的運用前の課題及び整理 方法について② 今後のスケジュール③ その他
第2回 令和3年3月 【書面会議】	① コアメンバー会議開催結果について② 委員改選について③ その他
成果・課題	県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会が事務局となり、「地域生活支援拠点事業在り方検討会」を開催し、小田原市及び足柄下郡と合同で検討を進めてきたが、試験的運用にあたり課題整理を行うため、部会内にコアメンバー会議を設置した。

足柄上地区地域自立支援協議会 令和3年度開催予定

1 代表者会議

開催日・場所	議題
第1回	①足柄上地区地域自立支援協議会令和 2 年度開催結果
令和3年7月29日	報告及び令和3年度開催予定について
南足柄市文化会館小ホール	②相談支援事業・地域活動支援センター事業監査報告
	③委託事業の令和2年度事業報告と令和3年度事業計
	画
	④精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構
	築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場
	について
	⑤足柄上地区における日中活動支援型障害者グループ
	ホーム開設について
第2回	十 岁
令和3年3月(予定)	未定

2 運営会議

C D A MX	
開催日・場所	議題
第1回	①第1回代表者会議について
令和3年6月23日	②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構
南足柄市役所 401・402 会議室	築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場
	について
	③足柄上地区における日中活動支援型障害者グループ
	ホーム開設について
第2回	
令和3年10月(予定)	未定
第3回	①第2回代表者会議開催について
令和3年2月頃 (予定)	②各部会の報告について
1	1

3 専門部会

◎就労支援部会

開催日・場所	議題・内容
開催方法など検討中	

◎相談支援部会

開催日・場所	議題・内容					
第1回	① 新規事業、制度の研修					
時期未定	② 地域資源等の情報共有					
第2回						
時期未定						

◎児童発達支援部会

開催日・場所	議題・内容
第1回専門部会	①医療的ケア児支援法について
令和3年8月(予定)	
松田町役場	②医療的ケア児支援協議の場について
第1回医療的ケア児支援協議の場	①医療的ケア児支援法について
令和3年9月(予定)	②足柄上地区における医療的ケア児をとりまく現状と課
松田町役場	題
第2回医療的ケア児支援協議の場	
令和3年11月(予定)	
松田町役場	について
第2回専門部会	
令和4年1~2月(予定)	医療的ケア児支援について
松田町役場	

◎権利擁護部会

開催日・場所	議題・内容
第1回部会 令和3年6月10日 【オンライン会議】	採用されたチラシの配布先・配布方法検討
第2回部会 令和3年9月(予定)	第1回部会を受けて具体的な方法を検討、実施
第3回部会 令和4年1月(予定)	今年度のまとめと来年度に向けて

◎地域支援部会

開催日・場所	議題・内容				
第1回部会	①地域生活支援部会 年間スケジュールについて				
令和3年5月 日	②試験的運用について				
【オンライン会議】	③面的整備について				
第 0日並入	①コアメンバー会議からの報告・課題整理				
第2回部会	②試験的運用について				
令和3年8月(予定)	③コーディネート機能について				

第3回部会 令和3年11月(予定)	① コアメンバー会議について ②加算事業所届出等について ③ 例規等の整理について
第4回部会 令和4年1月(予定)	①事業開始に向けた準備について
コアメンバー会議 毎月・オンラインにて実施	①試験的運用段階で把握した課題等の整理

資料 3

神奈川県 資料

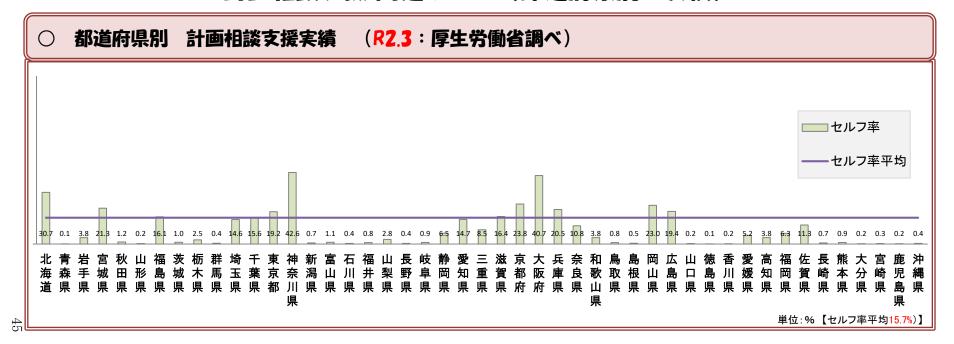
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

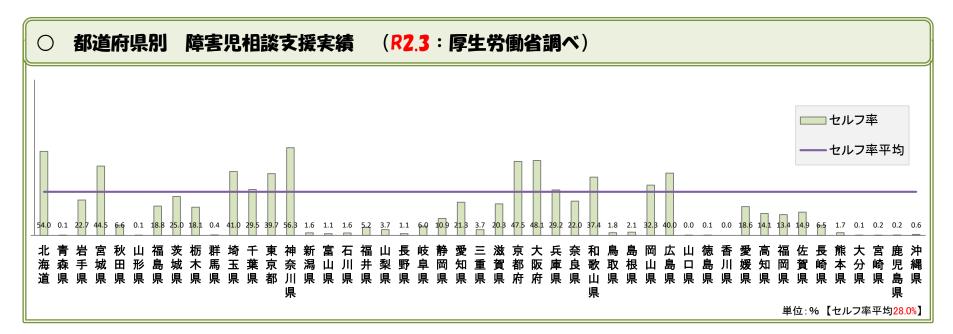
都道府県別のセルフプランの状況(令和2年3月末時点)

				<u>ソ1ヘルし</u>	(令和2年3)	7 / 下町	
		障害者総合支援法分	<u> </u>		児童福祉法分		
No.	都道府県名	障害福祉 サービス等 受給者数 a	aのうち セルフプラン b	セルフプ ラン率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者数 c	cのうち セルフプラン d	セルフプ ラン率 d/c (%)
	(合計)	1,020,625	159,932	15.7%	406,205	113,793	28.0%
1	北海道	61,777	18,966	30.7%	27,021	14,600	54.0%
2	青森県	13,692	14	0.1%	2,816	3	0.1%
3	岩手県	11,909	452	3.8%	2,737	622	22.7%
4	宮城県	17,084	3,635	21.3%	4,653	2,070	44.5%
5	秋田県	9,382	111	1.2%	1,469	97	6.6%
6	山形県	8,863	20	0.2%	2,564	3	0.1%
7	福島県	14,330	2,310	16.1%	5,116	961	18.8%
8	茨城県	20,104	205	1.0%	7,999	1,997	25.0%
9	栃木県	14,645	361	2.5%	5,889	1,066	18.1%
10	群馬県	13,133	57	0.4%	4,326	16	0.4%
11	埼玉県	43,017	6,270	14.6%	18,596	7,631	41.0%
12	千葉県	38,317	5,966	15.6%	17,585	5,196	29.5%
13	東京都	87,978	16,928	19.2%	35,714	14,175	39.7%
14	神奈川県	59,915	25,508	42.6%	27,671	15,583	56.3%
15	新潟県	17,252	115	0.7%	4,342	71	1.6%
16	富山県	7,950	85	1.1%	2,176	25	1.1%
17	石川県	9,455	36	0.4%	2,225	35	1.6%
18	福井県	7,409	59	0.8%	1,987	103	5.2%
19	山梨県	6,550	182	2.8%	1,859	69	3.7%
20	長野県	16,348	61	0.4%		53	1.1%
21	岐阜県	14,580	130	0.9%	8,037	480	6.0%
22	静岡県	23,776	1,539	6.5%	12,121	1,321	10.9%
23	愛知県	53,753	7,886	14.7%	21,541	4,599	21.3%
24	三重県	13,637	1,157	8.5%	5,686	209	3.7%
25	滋賀県	11,242	1,840	16.4%	4,572	926	20.3%
26	京都府	21,600	5,145	23.8%	9,551	4,541	47.5%
27	大阪府	88,713	36,103	40.7%	33,070	15,899	48.1%
28	兵庫県	44,307	9,099	20.5%	19,778	5,777	29.2%
29	奈良県	11,699	1,269	10.8%	6,000	1,321	22.0%
30	和歌山県	9,402	356	3.8%	2,754	1,030	37.4%
31 32	鳥取県 島根県	6,592 7,754	55 36	0.8% 0.5%	1,237 1,707	36	1.8% 2.1%
33	四山県 岡山県	17,239	3,960	23.0%	10,770	3,474	32.3%
34		23,816	4,630	19.4%	13,269	5,312	40.0%
35	山口県	11,005	24	0.2%	3,573	3,312	0.0%
36	徳島県	7,954	7	0.1%	3,550	4	0.1%
37	香川県	7,074	14	0.2%	2,085	0	0.0%
38		13,323	693	5.2%	4,619	857	18.6%
39	高知県	6,525	247	3.8%	1,659	234	14.1%
40	福岡県	48,570	3,073	6.3%	17,707	2,373	13.4%
41	佐賀県	8,219	928	11.3%	3,034	453	14.9%
42	長崎県	14,813	99	0.7%	4,777	310	6.5%
43	熊本県	17,069	155	0.9%	9,348	162	1.7%
44	大分県	12,480	19	0.2%	3,139	2	0.1%
45	宮崎県	10,210	29	0.3%	3,497	6	0.2%
46	鹿児島県	18,602	30	0.2%	10,617	24	0.2%
47	沖縄県	17,561	68	0.4%	7,055	44	0.6%

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

計画相談支援 関連データ(都道府県別:実績)





サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について

プログラグル 画来にありるに一プランク政定規則について															
		モニタリング設定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													
No.	都道府県	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他
	(合計)	46,470	8,335	232,202	7,753	438,975	66,573	57,128	10,921	2,353	35,560	7,404	209,966	8,416	16,740
1	北海道	2,069	121	9,483	385	24,043	4,981	1,673	556	83	1,601	241	9,101	172	660
2	青森県	704	12	3,305	7	7,723	1,102	823	287	15	113	3	2,366	1	27
3	岩手県	386	26	2,106	34	7,331	594	957	105	21	247	32	1,525	47	138
4	宮城県	573	84	3,729	30	6,724	440	1,706	141	23	547	24	1,718	1	112
5	秋田県	295	12	1,877	0	6,021	809	249	41	13	170	0	1,124	0	24
6	山形県	429	33	1,453	49	6,045	674	160	112	22	224	80	1,996	71	56
7	福島県	949	125	2,666	58	6,473	1,107	483	247	69	566	88	2,990	143	50
8	茨城県	1,454	51	3,966	87	12,070	1,736	456	610	28	676	130	4,472	28	55
9	栃木県	542	45	3,748	122	8,429	1,031	367	241	37	218	133	4,087	0	107
10	群馬県	424	76	3,210	27	7,521	1,169	638	265	14	348	25	3,491	24	143
11	埼玉県	1,380	273	10,685	185	18,443	3,924	1,663	329	94	2,288	181	7,440	495	131
12	千葉県	1,688	341	10,484	292	13,655	3,066	2,813	328	167	2,014	326	8,340	513	700
13	東京都	2,420	433	22,686	459	33,992	5,070	5,623	346	74	1,778	90	16,977	585	1,200
14	神奈川県	1,396	736	12,397	1,359	12,217	2,581	3,707	193	69	889	1,519	6,437	1,566	1,415
15	新潟県	729	86	4,896	118	9,730	812	766	155	23	547	162	3,177	28	179
16	富山県	274	19	1,508	14	5,657	280	109	222	2	68	9	1,838	0	4
17	石川県	401	45	2,624	14	4,482	1,354	490	62	8	282	0	1,800	1	37
18	福井県	112	24	1,599	32	4,379	764	439	17	13	380	41	1,313	5	115
19	山梨県	203	47	1,771	27	3,556	400	364	61	24	321	123	1,226	1	34
20	長野県	892	303	4,923	350	7,372	1,146	1,296	165	55	1,198	99	2,475	37	622
21	岐阜県	387	298	3,841	268	8,421	677	546	219	92	512	222	6,031	102	379
22	静岡県	1,259	120	6,543	46	11,907	1,394	951	227	52	866	68	9,385	3	182
23	愛知県	2,904	242	14,331	311	19,963	2,558	5,516	592	128	2,326	382	11,861	1,038	615
24	三重県	318	67	3,537	503	7,109	388	558	71	13	332	207	4,710	27	117
25	滋賀県	618	92	2,924	62	4,136	1,092	457	186	32	526	48	2,343	400	111
26	京都府	1,414	14	3,626	12	7,452	1,953	1,848	70	13	823	27	3,899	52	17
27	大阪府	10,850	1,557	14,587	309	16,045	2,069	7,186	1,003	338	3,502	268	9,441	52	2,567
28	兵庫県	2,168	379	11,026	532	15,691	1,675	2,165	411	84	1,763	425	9,602	1,252	232
29	奈良県	95	440	2,140	55	5,839	1,494	355	65	26	293	51	3,460	367	417
30	和歌山県	292	98	2,979	63	4,046	1,030	538		18	348	39	1,068	145	50
31	鳥取県	768	39	1,378	24	3,704	427	156		9	96	26	851	0	
32	島根県	1,297	162	2,042	65	3,416	483			27	313	14	858	0	32
33	岡山県	715	144	2,598	185	8,255	1,162	214	394	45	781	507	5,430	50	89
34	広島県	506	217	5,992	153	9,693	1,422	1,176		50	897	80	6,429	244	159
35	山口県	317	53	2,347	19	6,989	814	429		11	199	25	3,193	0	59
36	徳島県	59	3	1,484	5	3,691	2,007	698		1	118	1	2,815	401	188
37	香川県	228	3	2,282	14	3,911	497	125		3	310	12	1,632	0	23
38	愛媛県	424	210	3,950	46	6,676	665	658		31	209	81	3,324	2	100
39	高知県	137	88	1,086	163	3,661	643	499		44	377	154	664	1	122
40	福岡県	1,394	431	11,606	259	24,690	3,498	3,619				218			4,150
41	佐賀県	430	42	1,590	40	4,406	704	79		30	326	35	1,951	0	19
42	長崎県	474	88	2,370	213	10,210	924	431	198	42	719	229	3,004	26	246
43	熊本県	371	37	1,542	16	11,456	2,292	1,194		18	517	26	7,940	2	378
44	大分県	710	90	3,519	39	6,631	702	735		28	657	64	2,042	0	78
45	宮崎県	191	75	3,036	33	5,861	554	326	114	68	452	69	2,661	1	68
46	鹿児島県	182	113	5,371	32	10,518	1,604	679		54	767	184	8,943	81	413
47	沖縄県	642 5.4%	341 1.0%	5,359 27.1%	637 0.9%	8,735 51.2%	805 7.8%	955 6.7%	227 3.7%	129 0.8%	1,547 12.2%	636 2.5%	4,233 72.1%	29	210 5.7%

○厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

令和3年3月までの計画相談実績

未定稿

都道府県名 神奈川県

- ※1 令和2年3月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数(なければ直近の数字) ※2 令和2年3月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数(市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。 介護保険法のケアブランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。) ※3 令和2年3月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数(市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数) なお、障害福祉サービスと障害児通所支援のの方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

なお、	障害福祉サービスと障害児適所支援の両万を利用している場合は、それそれに計上すること。 障害者総合支援法分 児童福祉法分									
市区町村名	障害福祉 サービス等 受給者数 a (※1)	計画作成 済み人数 b (※2)	bのうち セルフプラン	セルフプラン率	達成率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者数 c(※3)	計画作成 済み人数 d (※4)	dのうち セルフプラン	セルフプラン率	達成率 d/c (%)
R1合計 (参考)	57,451	57,435	24,470	42.6%	100.0%	25,785	25,785	14,712	57.1%	100.0%
(合計)	59,681	59,667	24,022	40.3%	100.0%	29,318	29,318	16,868	57.5%	100.0%
横浜市	24,459	24,459	11,197	45.8%	100.0%	12,336	12,336	9,001	73.0%	100.0%
川崎市	7,198	7,198	3,900	54.2%	100.0%	3,897	3,897	1,728	44.3%	100.0%
相模原市	5,909	5,909	1,980	33.5%	100.0%	2,839	2,839	1,437	50.6%	100.0%
横須賀市	2,579	2,579	948	36.8%	100.0%	893	893	146	16.3%	100.0%
鎌倉市	1,162	1,162	118	10.2%	100.0%	375	375	22	5.9%	100.0%
逗子市	382	382	3	0.8%	100.0%	127	127	0	0.0%	100.0%
三浦市	303	303	28	9.2%	100.0%	55	55	0	0.0%	100.0%
葉山町	147	147	0	0.0%	100.0%	65	65	33	50.8%	100.0%
横須賀·三浦	4,573	4,573	1,097	24.0%	100.0%	1,515	1,515	201	13.3%	100.0%
藤沢市	3,228	3,228	1,940	60.1%	100.0%	1,378	1,378	1,125	81.6%	100.0%
茅ヶ崎市	1,149	1,149	839	73.0%	100.0%	749	749	629	84.0%	100.0%
寒川町	322	315	134	42.5%	97.8%	148	148	130	87.8%	100.0%
湘南東部	4,699	4,692	2,913	62.1%	99.9%	2,275	2,275	1,884	82.8%	100.0%
平塚市	1,953	1,953	478	24.5%	100.0%	751	751	3	0.4%	100.0%
秦野市	1,381	1,381	391	28.3%	100.0%	643	643	329	51.2%	100.0%
伊勢原市	862	862	45	5.2%	100.0%	568	568	14	2.5%	100.0%
大磯町	169	169	0	0.0%	100.0%	69	69	0	0.0%	100.0%
二宮町	176	169	7	4.1%	96.0%	65	65	0	0.0%	100.0%
湘南西部	4,541	4,534	921	20.3%	99.8%	2,096	2,096	346	16.5%	100.0%
厚木市	1,417	1,417	584	41.2%	100.0%	792	792	681	86.0%	100.0%
大和市	1,619	1,619	108	6.7%	100.0%	1,140	1,140	0	0.0%	100.0%
海老名市	893	893	324	36.3%	100.0%	600	600	566	94.3%	100.0%
座間市	850	850	163	19.2%	100.0%	424	424	191	45.0%	100.0%
綾瀬市	483	483	88	18.2%	100.0%	227	227	46	20.3%	100.0%
愛川町	371	371	310	83.6%	100.0%	138	138	138	100.0%	100.0%
清川村	22	22	1	4.5%	100.0%	1	1	0	0.0%	100.0%
県央	5,655	5,655	1,578	27.9%	100.0%	3,322	3,322	1,622	48.8%	100.0%
小田原市	1,503	1,503	257	17.1%	100.0%	642	642	468	72.9%	100.0%
南足柄市	292	292	48	16.4%	100.0%	129	129	42	32.6%	100.0%
中井町	75	75	23	30.7%	100.0%	22	22	16	72.7%	100.0%
大井町	125	125	14	11.2%	100.0%	49	49	28	57.1%	100.0%
松田町	99	99	16	16.2%	100.0%	28	28	12	42.9%	100.0%
山北町	86	86	17	19.8%	100.0%	19	19	5	26.3%	100.0%
開成町	98	98	22	22.4%	100.0%	85	85	53	62.4%	100.0%
箱根町	80	80	9	11.3%	100.0%	13	13	0	0.0%	100.0%
真鶴町	120	120	1	0.8%	100.0%	8	8	1	12.5%	100.0%
湯河原町	169	169	29	17.2%	100.0%	43	43	24	55.8%	100.0%
県西	2,647	2,647	436	16.5%	100%	1,038	1,038	649	62.5%	100%

サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について

未定稿

都道府県名 神奈川県

- ※1 計画作成済み人数は、別紙1のa、dからセルフプランを除いた数と一致すること。※2 モニタリング設定期間は支給決定の際に定めた期間とし、モニタリング期間が途中で変更になる場合は3月時点で判断する。※3 ケアブランの者でモニタリング期間が把握できない者についてはその他へ計上すること。

×3	,,,,,,,,	有でモーダリ.	- 7 7011H17		者総合支	援法分		, 4111	<i>v</i>			ا	見童福祉				
					モニタ	リング設定	定期間						モニタ	リング設定	定期間		
No.	市区町村名	障害福祉サー ビス等受給者 数	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他	障害児通所 支援受給者数	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他
	R1合計 (参考)	34,393	1,396	736	12,397	1,359	12,217	2,581	3,707	12,088	193	69	889	1,519	6,437	1,566	1,415
	(合計)	35,659	1,306	990	15,428	515	14,065	1,554	1,801	12,450	208	163	1,189	1,787	7,023	817	1,263
1	横浜市	13,262	755	852	8,246	275	2,357	337	440	3,335	3	126	352	778	902	81	1093
2	川崎市	3,298	0	0	708	0	2,590	0	0	2,169	0	0	0	0	2,169	0	0
3	相模原市	3,929	40	15	1,912	0	1,888	44	30	1,402	11	4	343	0	1,041	0	3
4	横須賀市	1,631	29	2	743	0	697	0	160	747	17	0	64	0	621	0	45
5	平塚市	1,475	131	39	290	97	707	62	149	748	92	0	0	651	5	0	0
6	鎌倉市	1,044	44	34	412	51	435	1	67	353	3	3	84	27	236	0	0
7	藤沢市	1,288	76	8	394	41	410	21	338	253	4	8	125	25	25	0	66
8	小田原市	1,246	0	1	543	0	593	2	107	174	0	0	2	0	172	0	0
9	茅ヶ崎市	310	4	7	86	10	90	3	110	120	7	10	13	5	62	0	23
10	逗子市	379	1	0	26	2	251	20	79	127	0	0	56	0	65	0	6
11	三浦市	275	16	2	129	1	122	1	4	55	3	0	5	2	44	0	1
12	秦野市	990	99	5	177	12	563	98	36	314	28	1	16	195	64	2	8
13	厚木市	833	4	0	365	0	463	1	0	111	2	1	17	12	78	0	1
14	大和市	1,511	0	0	43	1	490	858	119	1,140	4	3	6	52	342	733	0
15	伊勢原市	817	35	3	387	10	330	6	46	554	5	5	36	36	472	0	0
16	海老名市	569	32	17	206	1	263	50	0	34	4	1	19	1	9	0	0
17	座間市	687	6	1	111	0	526	14	29	233	0	0	6	0	226	0	1
18	南足柄市	244	0	0	208	0	36	0	0	87	0	0	0	0	87	0	0
19	綾瀬市	395	7	0	57	0	305	1	25	181	17	0	0	0	164	0	0
20	葉山町	147	0	1	57	1	88	0	0	32	0	0	0	0	32	0	0
21	寒川町	188	14	0	14	0	145	6	9	18	5	0	0	0	8	0	5
22	大磯町	169	1	0	17	6	144	1	0	69	0	0	13	0	52	0	4
23	二宮町	169	0	0	14	5	130	1	19	65	1	1	10	0	46	0	7
24	中井町	52	2	0	16	1	31	2	0	6	0	0	0	1	5	0	0
25	大井町	111	1	1	42	1	62	1	3	21	0	0	6	1	14	0	0
26	松田町	83	2	0	23	0	54	4	0	16	0	0	4	1	11	0	0
27	山北町	69	3	0	23	0	27	1	15	14	0	0	2	0	12	0	0
28	開成町	76	4	2	25	0	42	1	2	32	1	0	5	0	26	0	0
29	箱根町	71	0	0	20	0	48	0	3	13	1	0	2	0	10	0	0
30	真鶴町	119	0	0	59	0	60	0	0	7	0	0	3	0	4	0	0
31	湯河原町	140	0	0	45	0	84	0	11	19	0	0	0	0	19	0	0
32	愛川町	61	0	0	20	0	23	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	清川村	21	0	0	10	0	11	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0

セルフプランに関するアンケート

未定稿

※県独自調査

問 セルフプランにおける障害種別を把握するため、障害種別ごとに件数 (内訳) を回答ください。 ※ 重複障がいのある方は、主たる障害種別を回答してください (複数回答不可)。

				障害者組 医宝毛	総合支援法	去分	女四合介			В	児童	重福祉法分 ロブレニを	、 +数を回答	<i>T/+</i> °+ı	,
				問 障害種	精神障	千剱を凹合	してくださ			<u></u>		精神障	一致を凹合	してください	
No.	市区町村名	セルフプラン	身体障がい	知的障 がい	がい (発達障 がい除 く)	発達障 がい	その他	不明 (未確認 含む)	セルフプラン	身体障がい	知的障 がい	がい (発達障 がい除 く)	発達障がい	その他	不明 (未確認 含む)
	(合計)	24,022	5,829	8,091	8,895	258	161	788	16,868	857	7,387	243	4,925	153	3,303
	(構成比)	100.0%	24.3%	33.7%	37.0%	1.1%	0.7%	3.3%	100.0%	5.1%	43.8%	1.4%	29.2%	0.9%	19.6%
1	横浜市	11,197	2582	3769	4291	79	54	422	9,001	571	4291	143	3991	5	0
2	川崎市	3,900	1184	1567	1141	精神障害と の内訳不明	8	0	1,728	0	0	0	0	0	1728
3	相模原市	1,980	600	378	883	104	15	0	1,437	80	561	41	754	1	0
4	横須賀市	948	132	377	437	0	2	0	146	5	118	23	0	0	0
5	平塚市	478	74	115	279	0	10	0	3	3	0	0	0	0	0
6	鎌倉市	118	15	25	78	0	0	0	22	0	19	3	0	0	0
7	藤沢市	1,940	375	732	829	0	3	1	1,125	92	522	18	0	0	493
8	小田原市	257	68	83	104	0	2	0	468	18	391	1	57	1	0
9	茅ヶ崎市	839	97	235	264	0	5	238	629	1	3	1	0	0	624
10	逗子市	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	三浦市	28	12	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	秦野市	391	104	116	121	0	50	0	329	23	300	6	0	0	0
13	厚木市	584	197	205	112	70	0	0	681	0	681	0	0	0	0
14	大和市	108	34	35	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	伊勢原市	45	1	24	20	0	0	0	14	0	13	0	0	1	0
16	海老名市	324	109	85	0	0	3	127	566	19	170	0	0	0	377
17	座間市	163	52	37	69	0	5	0	191	6	74	1	0	110	0
18	南足柄市	48	22	16	10	0	0	0	42	2	40	0	0	0	0
19	綾瀬市	88	17	39	31	0	1	0	46	2	9	0	0	35	0
20	葉山町	0	0	0	0	0	0	0	33	1	10	0	22	0	0
21	寒川町	134	31	41	60	0	2	0	130	20	56	1	53	0	0
22	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	二宮町	7	0	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	中井町	23	9	10	4	0	0	0	16	0	7	0	9	0	0
25	大井町	14	3	4	7	0	0	0	28	2	26	0	0	0	0
26	松田町	16	8	2	6	0	0	0	12	0	2	0	0	0	10
27	山北町	17	1	5	8	3	0	0	5	0	3	0	2	0	0
28	開成町	22	5	9	8	0	0	0	53	3	12	1	37	0	0
29	箱根町	9	3	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	真鶴町	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
31	湯河原町	29	8	8	13	0	0	0	24	2	19	0	0	0	3
32	愛川町	310	84	157	68	0	1	0	138	7	60	4	0	0	67
33	清川村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和3年3月までの計画相談実績調査結果【相談支援専門員の実人数】

【圏域別】市町村の指定特定(障害児)相談支援事業所における相談支援専門員の実人数(令和3年4月1日現在)

No.				市町村名	計画相談支	援のみ指定を 事業所	を受けている		援と障害児を		合計	
	専従	兼務	兼務率		専従	兼務	小計	専従	兼務	小計		前回比
横浜	135	491	78.4%	横浜市	74	325	399	61	166	227	626	+14
川崎	22	206	90.4%	川崎市	8	71	79	14	135	149	228	-1
相模原	37	76	67.3%	相模原市	17	50	67	20	26	46	113	-10
				横須賀市	8	6	14	14	24	38	52	0
				鎌倉市	0	2	2	13	22	35	37	+3
横三	45	74	62.2%	逗子市	1	5	6	1	12	13	19	-1
				三浦市	0	0	0	8	3	11	11	+2
				葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0
				藤沢市	3	18	21	15	22	37	58	0
湘南東部	25	66	72.5%	茅ヶ崎市	5	3	8	2	12	14	22	+2
				寒川町	0	0	0	0	11	11	11	0
				平塚市	0	9	9	11	26	37	46	0
				秦野市	3	7	10	13	16	29	39	0
湘南西部	48	78	61.9%	伊勢原市	5	6	11	9	6	15	26	0
				大磯町	0	4	4	0	0	0	4	0
				二宮町	0	2	2	7	2	9	11	0
				厚木市	2	19	21	5	15	20	41	0
				大和市	1	8	9	7	20	27	36	0
				海老名市	4	9	13	3	5	8	21	+3
県央	32	111	77.6%	座間市	1	2	3	3	22	25	28	+1
				綾瀬市	1	9	10	1	2	3	13	0
				愛川町	2	0	2	2	0	2	4	+4
				清川村	0	0	0	0	0	0	0	0
				小田原市	2	14	16	9	15	24	40	0
				南足柄市	0	9	9	1	1	2	11	+8
				中井町	0	0	0	0	0	0	0	0
				大井町	0	0	0	0	0	0	0	0
県西	17	51	75.0%	松田町	0	0	0	0	1	1	1	0
	17	31	/ 5.0%	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0
				開成町	0	0	0	5	4	9	9	+3
				箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0
				真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0
				湯河原町	0	0	0	0	7	7	7	0

【圏域単位】市町村に所在する指定特定・障害児相談支援事業所において「機能強化型サービス利用支援費」の 届出 をしている事業所数(令和3年4月1日現在)

		機能的	用支	サーし 援費 A)	:ス利	者相談		業をす		
圏域	市町村名	(I)	(II)	(III)	(IV)		(Ⅱ)		(IV)	事業所名
 横浜	横浜市	3	12	13	7					裏面参照
										(Ⅲ)地域相談支援センターりぼん
										(Ⅲ) 地域相談支援センターそれいゆ
川崎	川崎市			5				5		(Ⅲ) 相談支援事業所アイアム
										(Ⅲ)地域相談支援センターいろはにこんぺいとう
										(Ⅲ) 地域相談支援センターれもん
										(Ⅲ) 虹の家相談室(計, 児)
相模原	相模原市			7				7		(Ⅲ) 相談支援事業所アウル(計,児)
										(Ⅲ) 相談支援事業所じゃんぼ☆じゃんぼ(計, 児)
										(Ⅲ)障害者支援センター障害支援事業所(Ⅱ)海風会地域支援センター相談支援事業所
	横須賀市		2		1		1		1	(Ⅱ) ぴーす・とーく障害者相談サポートセンター
	限及負巾		2		1		1		1	(IV) 衣笠障害者相談サポートセンター相談室「あすなろ」
										(I) 地域生活サポートセンターとらいむ
横三	鎌倉市	1	1	1		1	1			(Ⅱ)鎌倉地域支援室
										(Ⅲ) 鎌倉療育医療センター小さき花の園
	逗子市				1				1	(IV) 支援センター凪
	三浦市	L		1				1		(Ⅲ) こころの相談センターチームブルー
	葉山町									
	藤沢市			1						(Ⅲ) なでしこ
湘南東部	茅ヶ崎市									
	寒川町									
	平塚市									/ v \ note that is a line of the safe that
	# m7 +	0			1	1				(Ⅰ)障害福祉なんでも相談室
	秦野市	2			1	1				(I) 丹沢自律生活センター総合相談室 (IV) 秦野精華園指定相談支援事業所「せいか」
										(IV) 条封相華國相足相談又援事業所「EV:が」 (I) しせん相談室
湘南西部										(Ⅱ) ファミリー・サポート湘南
Muta Edup	伊勢原市	1	1	2	1			2		(Ⅲ) つくし相談室
	15 53 161.112	1	1	_	1					(Ⅲ) 児童発達支援センターおおきな樹
										(IV) 特定相談支援事業所ドリーム
	大磯町									
	二宮町	1				1				(I) 地域支援センターそしん
										(Ⅲ) ハートラインあゆみ、
	厚木市			3				2		(Ⅲ) 厚木精華園相談支援事業所、
										(Ⅲ) 厚木市児童発達支援センターひよこ園
				_				_		(Ⅲ)大和市障害者自立支援センター(者・児)
	大和市			3				3		(Ⅲ) サポートセンター花音(者・児)
										(Ⅲ) 障害児相談支援事業第1松風園(児のみ)
県央	海老名市				3				3	(IV) 結夢、 (IV) 結夢+
	海仑石川				3				3	(N) び~な's
	座間市	1		1		 		1		(IV) びゃな s (III) アガペサポートセンター
	を 検瀬市	1		1		1		1		(1) 相談センターゆいまーる
	愛川町									
	清川村									
										(Ⅱ)相談支援センターういず
	小田原市		3				2			(Ⅱ) 相談支援センターエール
										(Ⅱ)ほうあんホッと相談カフェ
	南足柄市			1						(Ⅲ)自立サポートセンタースマイル
	中井町	<u> </u>			1					
県西	大井町	1			-					
	松田町	1			1					
	山北町 開成町	1			-	-				(I) 太陽の門相談室
	開	1								(1) 八物四门假既主
	真鶴町	-				-				
	湯河原町	1								
	CONTRACTOR PO	140	10	00	1.4	1	4	01	E	
Ī		l 10	19	38	14	I 4	4	21	5	

市町村名	加算	事業所名
		計画相談室 ウイング
	(I)	相談支援センター銀の舞
		横浜市多機能型拠点こまち
		つるみ地域生活支援センター
		地域活動ホーム ガッツ・びーと西
		大石自立介護相談室
		ジョイサポートセンター
	さざなみ計画相談センター	
	(11)	金沢地域活動ホームりんごの森
	(II)	ピースフルライフ
		相談事業所POP
		相談支援センター コンシェル
		わくわく未来CAN 相談事業部
		よこはまリバーサイド泉
		計画相談事業所やまびこ
		福祉協会つるみ
		AIM コンサルテーションサポート
世汇士		たすけあいゆい 相談支援センター
横浜市		YOUKI☆よこはま
		タキオンネクスト
		指定特定相談支援事業所きづな
	(Ⅲ)	横浜精神保健福祉士事務所
		相談支援事業所 ゆい
		地域活動ホーム 連
		横浜療育医療センター
		くるみ学園
		地域相談支援事業所 ふらっと
		つづきの家相談支援センター
		つるみ障害福祉相談支援センター
		あった介護
		相談支援事業所 ふかや
	(IV)	港南中央地域活動ホーム そよかぜ の家 地域支援室
		オレンジよこはま相談支援事業所
		たすけあい泉ケアデザインセンター 相談支援事業所
		ピッピ相談支援事業となりのいえ

市町村に所在する指定特定・障害児相談支援事業所において「主任専門員配置加 算」の届出 をしている事業所数(令和3年4月1日現在)

No.	市町村名	事業所数	事業所名	市町村障害者相談支援事業を 委託している事業所数
1	横浜市	2	リバーサイド泉	0
'	(世)八八川	2	つるみ地域生活支援センター	U
			たかつ基幹相談支援センター	
			さいわい基幹相談支援センター]
			地域相談支援センターりぼん]
2	川崎市	7	地域相談支援センターゆきやなぎ	7
			たま基幹相談支援センター	
			地域相談支援センタードルチェ	
			あさお基幹相談支援センター]
3	相模原市	0		
4	横須賀市	0		
5	平塚市	0		
6	鎌倉市	0		
7	藤沢市	0		
8	小田原市	0		
9	茅ヶ崎市	0		
10	逗子市	1	支援センター凪	1
11	三浦市	0		
12	秦野市	1	障害福祉なんでも相談室	1
13	厚木市	0		
14	大和市	0		
15	伊勢原市	1	伊勢原市児童発達支援センターおおきな樹	1
16	海老名市	0		
17	座間市	0		
18	南足柄市	0		
19	綾瀬市	1	相談センターゆいまーる	1
20	葉山町	0		
21	寒川町	0		
22	大磯町	0		
23	二宮町	0		
24	中井町	0		
25	大井町	0		
26	松田町	0		
27	山北町	0		
28	開成町	0		
29	箱根町	0		
30	真鶴町	0		
31	湯河原町	0		
32	愛川町	0		
33	清川村	0		
	合 計	13		11

市町村に所在する指定特定・障害児相談支援事業所において「行動障害支援体制加算」の届出 をしてい る事業所数(令和3年4月1日現在)

			る手来所数(市和3年4月 ロ現在 <i>)</i>	
No.	市町村名	事業所数	事業所名	市町村障害者相談支援事業を 委託している事業所数
1	横浜市	34	裏面参照	0
			ソレイユ川崎相談支援事業所	
			相談交流ひらま	
2	川崎市	5	はぐるま支援センター	1
			くるみ相談支援事業所	
			地域相談支援センターラルゴ	
			きらら相談支援事業	
3	相模原市	4	寸沢嵐地区日中活動支援センターライフ	4
			ルイーダ(計、児)	
			ぴーす・と一く障害者相談サポートセンター	
4	横須賀市	3	相談支援事業所なないろ	1
			相談室びーすけあ	
5	平塚市	1	トムトム相談室	0
6	鎌倉市	0		
7	藤沢市	1	相談支援事業所 ふらっと	0
8	小田原市	1	相談支援センターういず	1
9	茅ヶ崎市	1	障害児相談支援事業所 児童発達支援センター うーたん	0
10	逗子市	1	支援センター凪	1
11	三浦市	0		
12	秦野市	2	秦野精華園指定相談支援事業所「せいか」	0
			弘済学園地域生活支援センター「わくわく」	
			愛名やまゆり園相談支援事業所	
			厚木精華園相談支援事業所	
13	厚木市	5	ケアーズ山藤[よろずや]	4
			相談支援事業所すぎな	
			まゆみ	
14	大和市	0		
15	伊勢原市	1	ファミリー・サポート湘南	0
16	海老名市	0		
17	座間市	1	アガペサポートセンター	1
18	南足柄市	1	自立サポートセンタースマイル	0
19	綾瀬市	1	相談センターゆいまーる	1
20	葉山町	0		
		_	生活相談室すまいる	
21	寒川町	2	ゆいっと	2
22	大磯町	0		
23	二宮町	1	地域支援センターそしん	1
24	中井町	0		
25	大井町	0		
26	松田町	0		
27	山北町	0		
28	開成町	1	太陽の門相談室	0
29		0	へ 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	· ·
	箱根町			
30	真鶴町	0		
31	湯河原町	0		
32	愛川町	0		
33	清川村	0		
1	合 計	66		17

No.	市町村名	事業所名
		中区本牧活動ホーム
		相談支援センターコンシェル
		かたるべ地域相談室
		ジョイサポートセンター
		ピースフルライフ
		グリーンフォーレスト相談室
		ガッツびーと西
		相談支援事業所SELP・杜
		相談支援事業所いずみのさと
		相談支援事業所ゆい
		相談支援室くり~むそ~だ零
		スペースつなしま
		クロワール
		AIMコンサルテーションサポート
		横浜SSJ相談支援室
		ぴーす横浜
1	横浜市	つづきの家相談支援センター
'	世代川	東やまたレジデンス
		株式会社中央防災技研横浜事業本部
		横浜市中山みどり園
		福祉協会つるみ
		エターナル相談支援室
		株式会社中央防災技研中区事業所
		つるみ地域生活支援センター
		計画相談室ウィング
		相談支援室こうよう
		相談支援センター銀の舞
		愛
		相談事業所POP
		つむぎの相談室
		株式会社サーブ計画相談サポート
		レスパイト・ケアサービス萌
		恵和相談室
		相談支援事業所星のひかり

市町村に所在する指定特定・障害児相談支援事業所において「要医療児者 支援体制加算」の届出 をしている事業所数(令和3年4月1日現在)

No.	市町村名	事業所数	事業所名	市町村障害者相談支援事 業を委託している事業所 数
1	横浜市	15	裏面参照	0
2	川崎市	2	ほっとライン	1
) [[[[]]]]	2	地域支援センターそれいゆ	1
3	相模原市	2	ルイーダ(計、児)	2
4	横須賀市	2	相談支援事業所なないろ	0
	DOX.		支援センターライフゆう	Ů
5	平塚市	1	しせん相談室ひらつか	0
6	鎌倉市	1	鎌倉療育医療センター小さき花の園	0
7	藤沢市	0		
			相談支援センターういず	-
8	小田原市	3	相談支援センターエール	2
			ほうあんホッと相談カフェ	
9	茅ヶ崎市	2	相談支援センター つみき 障害児相談支援事業所 児童発達支援センター	1
			うーたん	
10	逗子市	1	支援センター凪	1
11	三浦市	0		
12	秦野市	1	丹沢自律生活センター総合相談室	0
			愛名やまゆり園相談支援事業所	
13	厚木市	厚木市 4	厚木精華園相談支援事業所	3
			厚木市児童発達支援センターひよこ園	
			ケアーズ山藤[よろずや]	
			計画相談支援事業松風園	
14	大和市	3	障害児相談支援事業第1松風園	1
			サポートセンター桜の木	
15	伊勢原市	1	しせん相談室	0
16	海老名市	0		
17	座間市	2	アイラックサポート	1
			アガペサポートセンター	
18	南足柄市	1	自立サポートセンタースマイル	0
19	綾瀬市	1	相談センターゆいまーる	1
20	葉山町	0		
21	寒川町	0		
22	大磯町	0		
23	二宮町	1	地域支援センターそしん	1
24	中井町	0		
25	大井町	0		
26	松田町	0		
27	山北町	0		
28	開成町	1	太陽の門相談室	0
29	箱根町	0		
30	真鶴町	0		
31	湯河原町	0		
32	愛川町	0		
33	清川村	0		
合	計	44		14

No.	市町村名	事業所名
		つづきの家相談支援センター
		ガッツびーと西
		磯子区医師会相談支援ステーション
		中区本牧活動ホーム
		地域活動ホームどんとこい・みなみ
		相談支援事業所ゆい
		障害者相談支援事業所大倉山相談室
1	横浜市	横浜医療福祉センター港南
		ささゆりホームヘルプサービス相談支援室
		横浜市多機能型拠点こまち
		エターナル相談支援室
		YOUKI☆よこはま
		相談支援事業所りんどう
		株式会社サーブ計画相談サポート
		レスパイト・ケアサービス萌

市町村に所在する指定特定・障害児相談支援事業所において「精神障害者支援体制 加算」の届出 をしている事業所数(令和3年4月1日現在)

			出 をしている事業所数(令和3年4月1日 	市町村障害者相談支援事業
No.	市町村名	事業所数	事業所名	を委託している事業所数
1	横浜市	38	裏面参照	0
2	川崎市	17	裏面参照	9
			障害者支援センター障害支援事業所(計、児)	
			のぞみ相談支援センター (計、児)	
3	相模原市	8	橋本障害者地域活動支援センターぷらすかわせみ	8
	12 12/3/17		相模原地域支援室	
			きらら相談支援事業	
			らっく相談支援事業所	
			チームブルーよこすか障害者相談サポートセン ター	
4	横須賀市	3	びーす・と一く障害者相談サポートセンター	2
			相談支援事業所なないろ	
5	平塚市	2	ほっとステーション平塚	0
5	半塚巾	2	相談支援事業所くりはら	0
			相談支援事業所麦の穂	
6	鎌倉市	3	地域生活サポートセンターとらいむ	2
			キャロットサポートセンター	
7	藤沢市	1	藤沢市障がい者生活支援センター	0
			相談支援センターういず	
			公益財団法人積善会曽我病院	
8	小田原市	4	ほうあんホッと相談カフェ	3
			相談支援センターエール	
9	茅ヶ崎市	0		
			支援センター凪	
10	逗子市	2	相談事業所力モミール	2
11	三浦市	0		
			丹沢自律生活センター総合相談室	
12	秦野市	2	こころの笑顔	0
			愛名やまゆり園相談支援事業所	
			厚木精華園相談支援事業所	
13	厚木市	5	ケアーズ山藤[よろずや]	5
13	净水川	3	相談支援事業所すぎな	, and the second
			いっぽ 計画相談支援事業松風園	
14	大和市	3	障害児相談支援事業第1松風園	1
14	入和市	3	福田の里相談支援	1
15	/n *h /= +	2	つくし相談室	
15	伊勢原市	3	サポートセンターひこうせん	1
		_	ファミリー・サポート湘南	
16	海老名市	0		
17	座間市	1	アイラックサポート	0
18	南足柄市	1	自立サポートセンタースマイル	0
19	綾瀬市	2	相談センターゆいまーる	1
			ファミール	
20	葉山町	0		
21	寒川町	1	ゆいっと	1
22	大磯町	0		
23	二宮町	1	地域支援センターそしん	1
24	中井町	0		
25	大井町	0		
26	松田町	0		
27	山北町	0		
28	開成町	2	太陽の門相談室	0
20	[刑[八四]		ケアプランはなの詩	v
29	箱根町	0		
30	真鶴町	0		
31	湯河原町	0		
32	愛川町	0		
33	清川村	0		
É	計	99		36
		I.	ı	II.

No.	市町村名	事業所名
		港南中央地域活動ホームそよかぜの家地域支援室
		ガッツびーと西
		横浜市中区生活支援センター
		さざなみ計画相談センター
		横浜精神保健福祉士事務所
		相談支援事業所ゆい
		地域相談支援事業所ふらっと
		記域作成又接手来内ぶつつこ よこはまリバーサイド泉
		ハートフルリテラ
		相談支援事業所いずみのさと
		横浜市港南区生活支援センター
		たすけあい泉相談支援事業所
		スペースつなしま
		地域活動ホームどんとこい・みなみ
		相談支援室くり~むそ~だ零
		たすけあいゆい相談支援センター
		クロワール
	横浜市	ピースフルライフ
1		障害者相談支援事業所大倉山相談室
		さぽーとめぐみ
		中区本牧活動ホーム
		磯子区医師会相談支援ステーション
		港南中央地域活動ホームそよかぜの家地域支援室
		ジョイサポートセンター
		南区生活支援センター
		AIMコンサルテーションサポート
		横浜SSJ相談支援室
		ぴーす横浜
		相談支援事業所りんどう
		相談支援事業所ふかや
		あおば地域活動ホームすてっぷ
		株式会社サーブ計画相談サポート
		恵和相談室
		相談支援こんびーふ
		横浜市港北区精神障害者生活支援センター
		相談支援事業所わおん
		横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター
		相談支援センターコンシェル
		地域相談支援センター柿生
		いまい地域相談支援センター
		計画相談センターいくおう
		ほっとライン
		ソレイユ川崎相談支援事業所
		たかつ基幹相談支援センター
		さいわい基幹相談支援センター
		相談支援室 Grow川崎
2	川崎市	こころの相談支援事業所ソフィア
		地域相談支援センターそれいゆ
		ホッとスペース中原
		地域相談支援センターゆきやなぎ
		くるみ相談支援事業所
		くさぶえ地域相談支援センター
		あさお基幹相談支援センター
		相談支援事業所アイアム
		地域相談支援センターひまわり
		PEOWIFINA A な ピイ ア

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

◎医療的ケア児とは

【取扱注意・照会厳禁】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒<u>医療的ケア児の健やかな成長</u>を図るととも に、その<u>家族の離職の防止</u>に資する
- ^S ⇒
 <u>安心して子どもを生み、育てることができ</u>
 る社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援

○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援

○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発

○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日:公布日から起算して3月を経過した日

検討条項:法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

支

援措

置

府子本第 742 号 3 文科初第 499 号 医発 0618 第 1 号 子発 0618 第 1 号 障発 0618 第 1 号 令和 3 年 6 月 18 日

各都道府県知事 各指定都市市長 各市市市長 各都道府県教育委員会教育 各都道府県教育委員会教育 各指定都市教育委員会教育 各指定都市教育委員会教育 各指定都市教育委員会教育 長 各国公私立高等専門学校を 設置会社を所轄する構造改 特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官 公 印 省 文部科学省初等中等教育局長 印) (公 省 略 厚 生 労 働省医 政 局 長 公 省 略) (印 厚生労働省子ども家庭局長 印 省 (公 略) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印省 略)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」 (以下「法」という。)は令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日(公 布の日から起算して3月が経過した日)から施行されるところである。

法の目的及び概要は下記のとおりであるので、管内区市町村・教育委員会・関係 団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、法の運 用に遺憾のないようにご配意願いたい。

第1 法の目的

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたこと。

第2 法の概要

一 総則

- 1 定義について(第2条関係)
 - (1) 「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の 医療行為としたこと。
 - (2) 「医療的ケア児」の定義を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に 医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上 の者であって高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の 後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。)に在籍するものを いう。二の1(2)において同じ。)としたこと。

二 基本理念

- 1 基本理念について(第3条関係)
 - (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないものとしたこと。
 - (2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないものとしたこと。
 - (3) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が18歳に達し、

又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービス を受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることに も配慮して行われなければならないものとしたこと。

- (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。三の2(2)において同じ。)の意思を最大限に尊重しなければならないものとしたこと。
- (5) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならないものとしたこと。

2 国の責務について(第4条関係)

国は、1の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有するものとしたこと。

3 地方公共団体の責務について(第5条関係)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ 主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責 務を有するものとしたこと。

4 保育所の設置者等の責務について (第6条関係)

保育所の設置者、認定こども園(保育所又は幼稚園であるものを除く。以下同じ。)の設置者及び家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。)を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

また、放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課 後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う 責務を有するものとしたこと。

5 学校の設置者の責務について(第7条関係)

学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

6 法制上の措置等について(第8条関係) 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置そ の他の措置を講じなければならないものとしたこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策

- 1 保育を行う体制の拡充等について (第9条関係)
 - (1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が 図られるよう、子ども・子育て支援法の仕事・子育て両立支援事業における 医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育 所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとした こと。
 - (2) 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師(以下「看護師等」という。)又は喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。三の2(3)において同じ。)を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。
 - (3) 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。
- 2 教育を行う体制の拡充等について(第10条関係)
 - (1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。
 - (2) 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。
 - (3) 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。
- 3 日常生活における支援について(第 11 条関係)

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとしたこと。

4 相談体制の整備について (第12条関係)

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとしたこと。

5 情報の共有の促進について (第13条関係)

国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

四 医療的ケア児支援センター等

- 1 医療的ケア児支援センター等について(第14条関係)
 - (1) 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって 当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「医療的ケア児支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる ものとしたこと。
 - ① 医療的ケア児(18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下1及び六の2(2)において同じ。)及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。
 - ② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間 団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及 び研修を行うこと。
 - ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、 教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を 行うこと。
 - ④ ①から③までに掲げる業務に附帯する業務
 - (2) (1)による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行うものと

したこと。

(3) 都道府県知事は、1の業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとしたこと。

2 秘密保持義務について (第15条関係)

医療的ケア児支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとしたこと。

3 報告の徴収等について (第16条関係)

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができるものとしたこと。

4 改善命令について (第17条関係)

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとしたこと。

5 指定の取消しについて (第18条関係)

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが3による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは3による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが4による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができるものとしたこと。

五 補則

1 広報啓発について (第19条関係)

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとしたこと。

2 人材の確保について (第20条関係)

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 研究開発等の推進について (第21条関係)

国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとしたこと。

六 施行期日等

1 施行期日について(附則第1条関係) この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するものと したこと。

2 検討について (附則第2条関係)

- (1) この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしたこと。
- (2) 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。
- (3) 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

重層的支援体制構築に向けた後方支援事業

予算額 3,736 千円

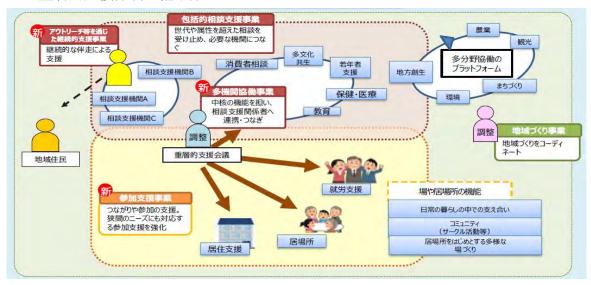
1 目的

市町村において、重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう支援する。

2 現状と課題

- 現行制度は、「高齢」「障害」「子ども」など属性別、対象者別に整備されているが、 人口減少などの社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化や従来の血縁、地縁、社 縁の希薄化などにより、いわゆる8050世帯や社会的孤立、介護・育児のダブルケアな ど制度・分野を超えた複合的な課題が浮かび上がってきている。
- また、共生社会実現のために、課題解決を目指すのみならず、社会とのつながりを 取り戻し、継続的な伴走型支援を行うことが重要である。
- こうした課題意識を背景に、令和2年度社会福祉法改正により、「断らない相談支援 体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層 的支援体制整備事業が市町村事業として創設された。

<重層的支援体制整備事業>



- しかし、重層的支援体制整備事業には、福祉部局のみならず教育や労政部局、更にはNPOや地域の地縁組織等といった多様な主体の参画や、その中核を担う人材の養成が不可欠であるなど、実施に当たり超えるべきハードルが高く、現時点では実施について「検討中」としている市町村が多くなっている。
- そこで、令和3年度については、市町村職員や相談支援従事者に向けた研修を行うとともに、市町村や相談支援機関等を対象とした調査を実施して、現状や導入に向けた課題等を整理し、今後、県として必要な支援策について検討する。

<重層的支援体制整備事業の開始予定(令和2年11月時点)>

令和3年度(1市)	逗子市
4年度(3市)	鎌倉市、藤沢市、小田原市
5年度(1市)	秦野市
検討中(11 市、7町)	横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市、 厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、 綾瀬市、寒川町、二宮町、大井町、松田町、山北町、 開成町、清川村

3 事業内容

(1) 市町村職員や相談支援従事者に向けた研修の実施

市町村における包括的な支援体制の構築に向けた、中核を担う人材を養成するため、 市町村職員や相談支援従事者に対し、地域共生社会の目指す姿や関連する法制度について理解を深める。

なお、市町村にとって実効性のある研修とするため、市町村職員や相談支援従事者 等と意見交換を行うなど、市町村等と連携して研修を実施する。

(2) 市町村間の交流・ネットワーク構築

市町村間の連携や情報交換を図るため、県・市町村担当者による連絡会議を開催するほか、市町村、市町村社会福祉協議会、学識経験者、専門職(弁護士、社会福祉士等)を構成員とするネットワークを構築し、有効な連携体制の整理及び構築を図る。

(3) 重層的支援体制構築のための実態調査

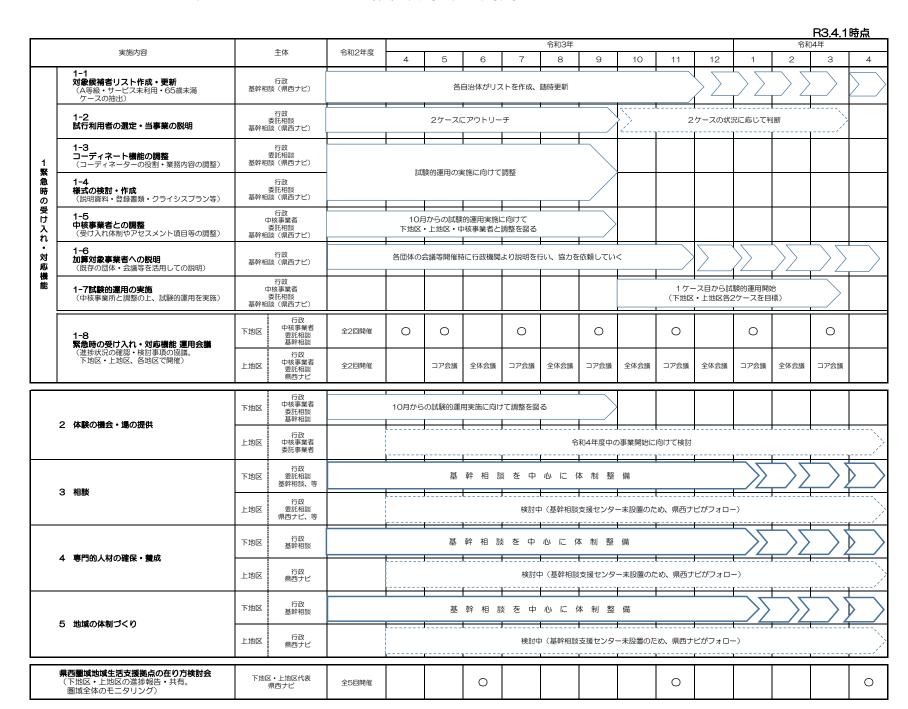
令和3年度から事業を実施する逗子市をはじめとした、複数の県内市町村における介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関や市町村社協等を対象に、複雑・複合的な課題への対応状況、他機関との連携状況等について横断的に調査を実施することで、現状や導入に向けた課題等を整理し、今後、県として必要な支援策について検討する。

資料 4

地域生活支援拠点事業 資料

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター (P70~) 小田原市福祉健康部障がい福祉課 (P71~) 開成町町民福祉部福祉介護課 (P74~)

県西圏域 地域生活支援拠点事業運用開始に向けたロードマップ



小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町

R3.4.19時点

						2021年						202	R3.4.18 2年	7 FT JT
実施内容	主体	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①対象候補者リスト作成・更新 (A等級・サービス未利用・65歳未満ケースの抽出)	1市3町			4月にリス	ト全体を見	直して会議	養で共有。 	その後は、	各自治体が	が随時更新	fし、共有			
②対象候補者の選定・当事業の説明 ※小田原市は令和2年度に2ケースに絞っているため、 4月からアウトリーチを開始していく。	1市3町 クローバー 基幹		2	ケースにア	 'ウトリーチ 				ユケ-	I ースの状況 I	I !に応じて# I	I 判断 I		
③コーディネート機能の調整 (コーディネーターの担う役割・業務内容の調整)	1市3町 クローバー 基幹			「 ライミング の業務内容	に間に合う	ように調整	ş							
④様式の検討・作成 (説明資料・登録書類・クライシスプラン等)	1市3町 クローバー 基幹		式の作成	の未物内を	トリノル氏の心									
⑤加算対象事業者への説明 (施設長会等を活用しての説明)	1市3町 基幹			こ行政機関 依頼してい										
⑥中核事業者との調整 (受け入れ体制やアセスメント項目等の調整)	1市3町 永耕園 クローバー 基幹	10月	からの試り	験的運用写	 施に向け	て調整を図	13							
⑦ 当事業検討会議 (進捗状況の確認・検討事項の協議を2か月に1度実施)	1市3町 永耕園 クローバー 基幹		実施		実施		実施		実施		実施		実施	
⑧試験的運用の実施 (中核事業所と調整の上、試験的運用を実施。 実施に伴い、モニタリングで経過確認)	1市3町 永耕園 クローバー 基幹								1ケー	l −ス目の試 	験的運用間	開始		

7

地域生活支援拠点 運用開始に向けて取り組むこと

<緊急時の受け入れ・対応>

	内容	詳細
1	対象候補者リスト	・各自治体の対象候補者リストの更新
		(A 等級・サービス未利用・65 歳未満)
2	対象候補者選定·説明	・小田原市が選定したケースへのアウトリーチ
	(アウトリーチ)	→アウトリーチ結果を共有し、試験的運用に繋がるか判断
		・3町はアウトリーチの候補者を検討し、選定
3	コーディネート機能	1. コーディネーターの業務内容の調整
		・アウトリーチ
		→リスク管理を目指すならば、対象候補者ケースへの
		介入が必要。電話や訪問を実施するかどうか。
		・セルフプラン作成の補助及びフォローアップ
		・地域生活支援拠点等利用計画(クライシスプラン)作成
		・モニタリング
		・サービス担当者会議の開催
		2. 行政機関との役割分担
		・休日・夜間帯の対応について確認
		・障害支援区分及び障害福祉サービス導入手続き
		※地域生活支援拠点等に係る加算はサービス支給に基づく
		ため、サービス導入が必要
		(状況によっては特例介護給付費の可能性もある)
		3. 関係機関との連携
4	様式の検討・作成	本人や家族、関係機関が理解しやすいように作成する
		① 地域生活支援拠点事業に関する説明資料
		(本人·家族 / 関係機関)
		② 地域生活支援拠点等利用登録届
		③ 地域生活支援拠点等利用計画(クライシスプラン)
		④ 個人情報取扱同意書
		⑤ その他

(5)	加算対象事業者	・施設長会を活用して報酬改定を踏まえて説明
	への説明	・報酬改定に明記されている地域生活支援拠点の検討
		→市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた
		と記載があるため、位置づけ方法や手順について
		検討が必要。
6	中核事業者との調整	1. 受け入れ対象者の確認
		→以下の3要件が揃っているかどうかを確認するツール(点
		数表等)を作成する必要があるのではないか。
		また、3要件の具体化をどのようにするか。
		① 緊急性
		② 非代替性
		③ 一時性
		2. 受け入れ体制の整備
		→短期入所を何枠活用することができるのか。
		また、体験の機会との調整をどのように行うか。
		3. アセスメント項目の調整
		→受け入れるにあたってのアセスメント項目の確認。
		4. 加算対象事所・短期入所・共同生活援助等の取りまとめ
		及び事業所一覧の作成
7	当事業検討会議	進捗状況の確認・検討事項の協議を行うために、
	(下郡のみ・圏域)	2ヶ月に1度の頻度で実施する。
		\downarrow
		圏域ナビのあり方検討会で上郡と共有し、全体協議。
8	試験的運用の実施	中核事業所と調整のうえ、試験的運用を実施。
		新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、令和3年
		10 月から実施できるように調整していく。
		1. 試験的運用の頻度/期間/人数の調整
		2. モニタリングによる経過確認
		3. 正式な運用に向けての調整
9	その他	・あんしんネットとの役割分担の確認
		→緊急性と専門性のすみ分けの実施

足柄上地区

地域生活支援拠点運用開始までのロードマップ

R3.5 .20 時点

										Г	(3.5 .20 時)	™
 実施内容					2021年						2022年	
关	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域生活支援部会 (ケースのアセスメントなど)	委員推薦	第1回			第2回			第3回		第4回		
①対象候補者名簿の作成・更新 (A等級・サービス未利用・65歳未満のケース抽出)	各市町へ 対象候補者	音の照会	>	IJ	スト全体を	会議で共有	可 。各自治体	で随時リス	ストの更新を	こする。		
②事例対象者の抽出(1事例)、アウトリーチ ※松田町・大井町・中井町から選出	3条件に	合う事例を	·選出	ケース	にアウトリ-	- チ	•					
③様式・リーフレットの整理 (アセスメント項目等の確認・リーフレット作成)	2市8岡	丁で共通の植	- 様式を作成す	する予定			>					
④コーディネート機能の課題整理	委託相談	支援事業所	と相談機能	について協	議		\	課題の	抽出、相談	機能の調整		
加算対象事業者への説明 (最終説明は施設長会議にて)			アの共有と対 2市8町で共		説明		>					
コアメンバー会議 (事例検証など)			第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
1市5町行政間会議				第1回		第2回						
試験的運用の実施		1ケース	目の試験的	運用継続		2	2ケース目の	試験的運用	開始			
事例対象者の試験的運用の課題抽出 (施設の受け入れ態勢や試験的運用実施に伴い、 モニタリングで経過確認)	試験的運	用実施に向	けた調整	試駁) 前運用中の	課題抽出及	ひが検討(モ	ニタリンク	*等)			

資料 5

小児等在宅医療推進部会 資料

神奈川県小田原保健福祉事務所保健福祉部 (P75 ~) 県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター (P76~)

令和3年度小児等在宅医療の推進部会 取組計画

1 医療的ケア児及び長期療養児と家族の交流会「ぶどうの会」の開催方法・内容について

- (1)「ぶどうの会」参加者へ以下の内容について、アンケートを実施
 - ・たよりに掲載する家族からのメッセージ
 - ・知りたい情報
 - ・交流会開催方法の希望(集合、オンライン等)
 - ・災害時の備えについて(備えていること、心配なこと)
- (2) たよりの作成
 - ・(1) のアンケート結果を基に作成
 - ・支援者からの情報提供(部会メンバーによる)
- (3) 交流会の開催
 - ・開催方法は、(1)のアンケート結果や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏ま え検討
 - ・先輩保護者・当事者家族の参加(県西障害福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター、 及び小田原養護学校等から先輩保護者への参加協力依頼)

2 災害時対策について

- (1) 災害時の備えに係る、医療的ケア児向けのリーフレット作成
 - ・1(1)のアンケート結果や既存のリーフレットを参考に作成
 - ・リーフレットを活用した災害時対策について、その普及啓発方法を検討

3 連携支援・人材育成

- (1) 事例検討を通して、切れ目ない支援のための連携強化を図る。
 - ・乳幼児期の事例については、保健福祉事務所を中心に事例検討会を開催
 - ・就学以降の事例については、県西障害福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターま たは小田原市基幹相談支援センターによる事例検討会の開催
 - ・「医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング」について、県西障害 福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター及び小田原市基幹相談支援センターによ る継続開催

4 各機関ごとの取組

- (1) 上記部会活動への参加及び協力
- (2) 課題に対する取組(災害時の備えと対応、その他各機関の取組)の実施と継続

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

◎医療的ケア児とは

【取扱注意・照会厳禁】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒<u>医療的ケア児の健やかな成長</u>を図るととも に、その<u>家族の離職の防止</u>に資する
- る ⇒ 安心して子どもを生み、育てることができる

 る社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援

○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援

○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発

○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日:公布日から起算して3月を経過した日

検討条項:法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

支

援世

措

置

資料 6

児童相談所 移行支援ワーキング 資料

令和2年度 障害児施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議 次第(書面会議)

1 情報提供

- (1) 令和2年度の準備経過について
- (2) 小田原児童相談所管内市町村の施設入所中児童の状況及び今後5年間の成人施設等 入所待機見込みについて
- (3) 加齢児問題に対する他県の取り組みについて (※ 福祉型障害児入所施設 信濃学園(長野県)の取り組みについて、わらべの杜東海施設長が、 関東地区福祉型障害児入所施設連絡会会長と意見交換した際にあてた文書となります。)
- (4) 移行支援行程表(一例:わらべの杜)
- (5) 障害サービス課より情報提供
- 2 意見交換(※別紙のご意見等連絡票をお読みください)
- (1) 県西圏域の入所待機見込み者と施設等サービスの充足状況について
- (2) 加齢児問題に対する他県の取り組みについて
- (3) 成人移行に伴う意思決定支援のあり方について
- (4) その他

令和2年度 小田原児童相談所管内障害児施設入所中児童の地域移行に係る連絡会 今年度の準備経過について

1 日 時: 第1回 令和2年5月21日(木) 15:00から16:30

第2回 令和2年10月12日(月) 13:00から15:00 第3回 令和2年11月 6日(金) 15:30から17:30

第4回 令和2年11月18日(水) 11:30から12:30

2 参加者: ※敬称略

第1回 県西ナビゲーションセンター (大友、建部)

小田原児童相談所 (田仲)

第2回 県西ナビゲーションセンター (大友、建部、大井手)

光海学園 (佐藤) わらべの杜 (東海)

小田原児童相談所 (田仲、小川、中嶋)

第3回 県西ナビゲーションセンター (大友、建部、大井手)

 光海学園
 (佐藤)

 わらべの杜
 (東海)

小田原児童相談所 (田仲、小川、中嶋)

第4回 県西ナビゲーションセンター (大友、建部、大井手)

光海学園 (佐藤)わらべの杜 (東海)

小田原児童相談所 (田仲、小川、中嶋)

3 概 要

- 管内市町の協力を得て、向こう 5 年間の地域のサービス見込み量(特に障害者支援施設やグループホーム等への入居が見込まれる方の見込み量)調査を実施した。
- 管内障害支援事業所の協力を得て、今後提供が可能と見込まれるサービス量の調査を 実施している。
- 管内障害児入所施設の協力を得て、施設の立場から、成人移行のために今後望まれる 支援についてロードマップを作成した。また、関東地区福祉型障害児入所施設連絡会 で扱われた他の自治体の取組みについて共有する予定としている。
- 現段階で整っている資料データから、今後の見込み量(必要量)に比べて、対応できる資源(充当量)が大幅に足りていない状況と言える。
- 成人移行実態の近況を振り返ると、①成人対象年齢となっても移行できる施設がなかなか整わない、②措置延長等の特別な措置を講じても、対応できる年齢の範囲で移行

できない状況もある、③養護学校高等部卒業以降も障害児施設にとどまる場合、学校で過ごす時間に代わる、適切な日中の居場所が提供しにくい、④成人移行によって、 県外など遠方の施設に移らなければならない状況もあり、慣れ親しんだ地域や支援者 とのつながりが断ち切られてしまう、⑤こうした問題から、当事者の意思決定が十分 に保証されているとは言いにくい状況となっている、⑥これらの問題がある中、当事 者にとってよりよい支援を整えていくためには、現行制度の運用を工夫するか、現行 制度を実態に合うように変更していく必要がある、また、これらの課題は地域の支援 者と協働して解決していく必要がある。 令和2年度 小田原児童相談所管内障害児施設入所中児童の地域移行に係る連絡会 今年度の準備経過について(自立支援協議会で集められた意見)

■スマイル 小野塚氏

異議なし

精神科病棟の長期入院患者や、親亡き後の生活など、背景は違いますが、求められている福祉 サービスは似ていることも多いです。話し合う場は別になると思いますが、連携して進めてい くことで、背景によって差が出ないようにも考えるのも必要かと思います。

■スマイル ピアサポーター小泉氏

概要による課題が大変分かりやすかったです。施設から地域移行できた当事者の体験談 (フレンズピアサポーターの取り組みなど) が当事者にとって希望や自信になっていくのではないだろうかと感じました。

■山北町 湯川氏

連絡会の体制強化を望みます。現在児童福祉法で措置されている方を把握する機会があまりなく、早めにわかっていれば行政として心構えができると考えます。山北など小規模な町レベルですと、1人の成人施設移行が障害福祉計画上、大きく影響します。実務的にも入所支援施設やグループホームを探すなど大変な労力がかかるので、こうした連絡会を通し、情報収集や移行に関するシステムづくりを広域として取り組めることは大変有意義と考えます。

■開成社協 高橋氏

申し訳ありません。児童相談所移行支援ワーキングについて理解ができておりません。今後、 理解していきたいと思いますので、ご教授ください。

■ぽけっと 星野氏

困難事例の対応について

地域移行について

資源不足等課題も大きく、広域的に対応するシステムが必要と感じています。

■クローバー 近氏

みなし規定の期限終了が迫っているとはいえ、現実問題、本人の意向に沿った地域移行(障害 児入所施設からの退所)が出来ているのでしょうか。個人的には期限終了ありきで話が進んで いるような思いを感じています。意思決定支援を確実に取り入れることは不可欠ではないか と。

■りあん 露木氏・山田氏

実際に行われている地域移行の取り組み事例を、共有できる機会がある相談支援専門員事業所も理解しやすいように思えます。相談支援センターエールでは過去2例 児童施設から(知的・養護)を個別給付で実施しています。その際、早い時期から養護学校との連係が出来、効果を実感しております。

施設入所中児童の状況及び今後5年間の毎年の成人施設等入所 待機見込み者の状況について

◆ 施設入所中の児童の状況 (市町別) ※中学2年以上 ※令和3年1月31日時点

番号	性別	学齢	援護地	施設	区分	進路方向	備考
1	男	加齢児	小田原	子ども自立生活支援センター	措置	障害者支援施設入所	
2	女	高3	小田原	光海学園	措置	グループホーム	2月グループ
							ホーム入居
3	男	高3	小田原	弘済学園	契約	グループホーム	
4	男	高 2	小田原	わらべの杜	措置	グループホーム	
5	男	高 2	小田原	神奈川病院	措置	療養介護等	
6	女	中3	小田原	わらべの杜	措置	検討中	
7	男	中3	小田原	わらべの杜	契約	検討中	
8	男	中3	小田原	子ども自立生活支援センター	契約	検討中	
9	女	中3	小田原	わらべの杜	契約	検討中	
1 0	男	中3	小田原	わらべの杜	措置	検討中	
1 1	男	中2	小田原	わらべの杜	契約	検討中	
1 2	男	高 2	湯河原	三浦しらとり園	措置	検討中	
1 3	男	中 3	湯河原	光海学園	契約	検討中	
1 4	女	高 2	真鶴	わらべの杜	措置	検討中	
1 5	女	高 1	真鶴	こども医療センター	措置	検討中	
1 6	男	中 2	真鶴	七沢学園	措置	検討中	
1 7	男	高 3	箱根	横浜訓盲院	措置	グループホーム	3月グループ
							ホーム入居
1 8	女	高 2	箱根	光海学園	契約	障害者支援施設入所	
1 9	男	高 3	南足柄	光海学園	措置	グループホーム	3月グループ
							ホーム入居
2 0	女	高 3	南足柄	光海学園	措置	障害者支援施設入所	
2 1	男	高 2	松田	光海学園	措置	障害者支援施設入所	
2 2	女	高 2	松田	光海学園	契約	検討中	

◆ 今後5年間の毎年の成人施設等入所待機見込み者の状況について

小田原児童相談所管内の2市8町を対象に、調査を実施した。

○ 調査の目的

向こう5年間の知的障害児・者の施設等利用見込みを数値化する

○ 調査対象

- ・障害児…在宅もしくは施設で生活しており、高校(高等部)卒業後に成人施設もしくはグループホームへの入所が見込まれる中学2年生以上の知的障害児
- ・障害者…成人の障害サービス等を利用して在宅で生活しているが、5年以内に成人施設もしく はグループホームへの入所が必要になると見込まれる知的障害者

○ 調査期間

令和2年12月16日~令和3年2月3日

1. 知的障害児の卒業後の利用見込みについて

	J.	電(男)	ı	J.	電(女)		児童	筐 (男女記	i †)	
入所時期	施	設 (強行)	GH	施	設(強行)	GH	施	設 (強行)	GH	総計
令和2年度末 (現高3、加齢児)	3	(2)	1	1	(0)	0	4	(2)	1	5
令和3年度末(高2)	თ	(0)	1	2	(0)	5	5	(0)	6	11
令和4年度末(高1)	3	(0)	0	0	(0)	0	3	(0)	0	3
令和5年度末(中3)	3	(0)	3	2	(0)	0	5	(0)	3	8
令和6年度末(中2)	2	(0)	0	1	(0)	1	3	(0)	1	4
合 計	14	(2)	5	6	0	6	20	(2)	11	31

^{※(}強行)は、障害者支援施設への入所が見込まれる方のうち、神奈川県強度行動障害対策事業対象者としての 入所が見込まれる方。

男女別及び入所が見込まれる施設の種類別(障害者支援施設、グループホーム)に整理している。年度毎に多少のばらつきはあるが、平均して1年に6名の知的障害児が、高等部卒業後に施設等への入所が見込まれる状況であり、うち4名は障害者支援施設への入所が必要と見込まれる。強行事業対象者2名はいずれも加齢児であり、強度行動障害の方の成人移行の難しさが表れている。

2. 知的障害者(成人)の利用見込みについて

	Þ	坟人 (男)	ı	Į.	坟人 (女))	成人	(男女記	i †)	
	施設		GH	施設		GH	施	設	GH	総計
入所時期		(強行)	Ğ		(強行)	dii		(強行)	dii	
今すぐ必要	1	(0)	1	0	(0)	0	1	(0)	1	2
3年以内に必要	1	(0)	5	3	(0)	3	4	(0)	8	12
5年以内に必要	12	(2)	6	5	(0)	9	17	(2)	15	32
合 計	14	(2)	12	8	0	12	22	(2)	24	46

どれくらいの時期に施設等への入所が見込まれるか、時期を回答いただいている。今すぐ入所が必要という回答は2名だったが、5年以内までの合計では障害者支援施設が22名、グループホームが24名となっており、現在は障害サービス等を利用しながら何とか在宅で生活しているが、対象者の状態像や家庭環境から市町村として数年以内に入所が必要になると考えている方が多数いることが分かった。

3. 知的障害児と知的障害者の利用見込み(合計)

	児童	筐(男女記	 	成人	(男女記	†)	児童一	├成人(ध	含計)	
	施	設	GH	施設		GH	施設		GH	総計
入所時期		(強行)	dii		(強行)	ď		(強行)	J	
令和2年度	4	(2)	1	1	(0)	1	5	(2)	2	7
令和3年度	5	(0)	6	4	(0)	8	12	(0)	1.1	26
令和 4 年度	3	(0)	0	4	(0)	0	12	(0)	14	20
令和 5 年度	5	(0)	3	17	(2)	15	25	(2)	19	4.4
令和6年度	3	(0)	1	1 7	(2)	2	20	(2)	שני	44
合 計	14	(2)	5	22	0	6	42	(4)	35	77

令和6年度までに、障害者支援施設が42名、グループホームが35名ぶんの入所先確保が 必要になると見込まれる。

4. その他 (参考データ)

(1) 障害の程度と入所が見込まれる施設種別(知的障害児・者)

施設種別療育手帳の判定	施設	GH	合計
Α1	26	6	32
A2	11	12	23
B1	5	6	11
В2	0	11	11
合計	42	35	77

知的障害が軽度の方はグループホームの利用が見込まれ、程度が重くなるにつれ障害者支援施 設のニーズが増える傾向にある。

療育手帳がA1の方で、グループホーム利用が見込まれるという回答も6名あり、これは24時間体制の手厚い支援が受けられる日中サービス支援型のグループホームが増えてきていることが関係していると考えられる。

(2) 知的障害者(成人)の年齢と入所が見込まれる施設種別

施設種別 対象者の年齢	施設	GH	合計
10~20代	6	11	17
30代	6	5	11
40代	3	4	7
50代	3	3	6
60 代以上	4	1	5
合計	42	35	77

30 代までの若い方が多いが、50 代や 60 代以上でも施設等の利用が見込まれる方が一定数いることが分かった。

関東地区福祉型障害児入所施設連絡会

会長 山中 様

お世話になっております。連絡会は初めて参加させていただき、感謝しております。 とても参考になるご意見で、皆さましっかりしたお考えがあることが自己紹介でもうか がえました。直接意見交換ができないことが残念ですが、いつか通常開催ができることを 願っております。

早速ですが、山中会長様が最後に話されていました具体案につきまして、自分なりの考えを記載してみました。以前からずっと考えていたこともあり、余計な内容も入ってしまっておりますがご容赦いただければ幸いです。

■ 過齢児移行について

信濃学園様のお話は大変参考になり高校途中での移行は賛成です。地域ごとに移行が必要なケースの登録を進め、高校入学時点で本人・保護者・児童相談所・学校にも空き (施設入所支援) ができた際には移行していくことの同意をいただいておくことはやはり必要と感じました。また、毎年同時期の移行支援にかかる労力を減らすことも可能になります。

いきなりだと驚かれる保護者もあると思いますので、できるだけ入所時点、中学部在 学時にその旨をカンファレンス等で説明しコンセンサスをとっておくことや本人の希望 に叶う施設の目途をつけておくことが必要となります。

【高校生年齢からの移行推進にあたっての懸念事項】

- ・ 中学生という年齢から本人の意向確認が難しい上、加えて選択できる経験の無さも あり、本当の本人の意向にはなりにくい。(自己選択・自己決定への懸念)
 - ⇒ 意思決定支援の重要性
- ・ 障害児入所施設への入所候補が中高生中心となってきている現状から、施設運営面 では高校生からの入所が減少し、一部では定員割れと赤字経営への心配。

【進めていくにあたっての事前準備】

⇒ 信濃学園様の取り組みを参考

ここからが本題となりますが、上記内容を実際に実施していくにあたり、改善していく 必要があると思われるもの、信濃学園様で進めてきている長野県(県単事業も含め)での 取り組み(長野モデル)も併せて確認していくこと、個人的な案も混ぜて以下に記載して みました。

① 神奈川県内の成人施設では、16歳以上の在学中の児童については受け入れていないことが多い(高 3 で入所になった場合、登校は中止となってしまい、本人の意向に沿えないといったことが発生)。

⇒ 通学支援加算等、16歳以上で成人施設への入所となった場合に限った報酬の上乗せにより16歳以降の入所を推進。同時に、移行に向けていく現在入所中の利用者を送り出した際の加算。移行にかかる労力は地域により差異が生じるため単価計算はしておりません。入所に向けた受入れ加算(通学支援等)と退所時の加算の2つを用意することで、滞留している成人施設に動きを促す。

過齢児受入れについては別加算で対応。

※ (仮)通学支援に加え 学校とのやりとりも含めた単価設定について 仮に職員1名の時給単価を1800円、送迎にかかる時間を1.5時間/日、学校と の連絡調整等でi時間/週で計算すると、

| 減員 1名(一般常勤職員)にかかる 1 週間当たりの金額について (1800 円×1.5 時間×5 日) + (1800 円×1 時間) = 15300 円

1か月(4週間):15300円×4週間=61200円

登校日数で割ると、61200円÷21日=2914円(小数点以下、切り捨て) このような計算をしてみると、291単位/日あたりの設定が最低ラインになる ものと考えます。

- ② 成人施設から学校へ登校できるようなシステムの構築
 - ⇒ 移動支援の緩和や送迎用職員の配置加算等
 - ※ 送迎職員1名(非常勤職員)の時給単価を1020円(神奈川)、送迎にかかる時間を1.5時間/日として計算してみると、

1020 円×1.5 時間=1530 円

このような計算でいくと、153 単位/日あたりがラインになるものと考えます。

- ③ 場合によっては中学年齢で「施設体験」を実施する必要が発生
 - ⇒ 支給決定への自治体の柔軟な考え方の推進
 - ⇒ 受け入れる施設への報酬設定とあくまでも体験としての利用。期間の設定が難しく、 施設によっては重度の方の体験は長期(1 か月程度)にわたった体験利用を進められる 場合も。
 - ⇒ 移行支援・体験用の期間限定の受給者証の発行、本人の特性に合わせた個別の支給 決定等

また、施設入所を回避するための受け皿としては弱いかもしれませんが、以下(④・⑤障害児グループホーム)のことを行うことで、成人施設移行後の自由度の広がりから発生する諸問題にも、児童年齢時点から支援していくことが可能となり、急な成人期への転換によって弾けてしまう行動を改善することも可能になってくると思われます。

- ④ 障害児グループホームの創設に加え、一部では卒業後にそのままサテライト(一人暮らしへ向けて)へ移行できるシステム(主に軽度が対象?)。
 - ⇒ グループホーム運営とサテライトを一体的な運営にした場合に加算

サテライトに移行したケースは、地域の相談支援機関へつなぎ、生活面の相談や支援を 行う。自立生活援助の普及も進める。入所施設は、本当に入所を必要としている待機児 童のための機能とする。

- ⑤ 重度も対象となる(仮)福祉型児童発達(障害児)グループホーム・(仮)医療型児 童発達(障害児)グループホームを創設。
 - ⇒ 地域によっては隣接制限がかけられているものを一部規制緩和。極端に言えばグループホームの新興住宅地のようなものも設置できるようにしていく(職員配置や運営の安定を図り、各地で空きになっている分譲地への対策にも効果的だが、すでに在住している方々への説明と理解が困難?)。

在宅からの入所ケースは行動履歴等が不明な場合もあり、

在宅 ⇒ 障害児入所施設 ⇒ グループホーム

として、ホームには入所(ユニット型)で生活経験のある児童を中心に移行させていく。

【小・中学年齢の移行について】 ※ 中・長期的な提案

過齢児を出さないためには、高校年齢での移行以外にも、早い段階(小学生や中学生 年齢)での移行が望まれます。

このために、「早期家庭復帰」が必要であると考えています。

・ ファミリーソーシャルワーカーの配置

被虐家庭であろうと家庭環境の改善を早期にすすめていくことで、多少でも家族再統合が叶えば、子どもたちの本当の願い(おうちに帰りたい、おうちで暮らしたい) に沿うものと考えています。

このためのファミリーソーシャルワーカーの配置は必要ですが、相当な実践を積んできた職員でなければ対応は困難であり、そのための加算 (熟練者を配置するのでそれなりの報酬) も当然必要と思っています。

ネグレクト家庭が多いことを見ても、家庭の経済状況の悪化も影響しているものと推 測します(浪費癖等の方もいるので言い切れませんが・・・)。

"働く"ことができない、障害受容ができていないために年金申請をしていない、国の世話(生活保護)になりたくない、といった理由から経済状況の悪化を招き、ネグレクトになっている家庭も少なからずいると思います。

こういった状況からも、家庭環境の改善を図ることで一人でも多くの子どもたちのニーズに答えることが可能になってくると考えています。

長々と過齢児対策だけではない意見も入れてしまい申し訳ありませんでした。この連絡会により、少しでも子どもたちの希望に沿った支援が推進できることを心より願っております。

256-0802 神奈川県小田原市小竹186

福)よるべ会 わらべの杜 東海康行

電話 0465-43-1515 / FAX 0465-43-3500

Email:tokai@yorube.or.jp

\propto

移行支援工程表(一例:わらべの杜)

								移行支援工程表(-							
		入			(中2)	満15歳		満16歳			た(高2)		表(高3)	満19点	
		契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置
\$10 s	৵	●個別支援検(開催ご由書・	(毎年) ト票 人情報・身体) 療・予防接	●カンファレンス記録 ●インフルエンザ予防接 ●ユニット会議録 (2回/ ●主幹会議 (1回/月) ●心理コンサルテーショ	ペーによる法人統一化され 種同意書 (毎年) ※ 排 月) ※ 各児童の支援系 ※大まかな方向性の検討 ン記録 (1回/月) ※臨府 査・体験短期入所用受給す	諸置児童は児童相談所を通 経過の確認と情報の共有 決定 に心理士による心理的アプ						●業務日誌 ●体験記録 ●カンファレンス記録 ●インフルエンザ予防接 ●ユニット会議(2回/月) ●主幹会議(1回/月) ●個人票(成人施設向け ●医療機関紹介状(医療)	●業務日誌 ●体験記録 ●カンファレンス記録 ●カンファレンス記録 ●インフルエンザ予防接種同意書 ●ユニット会議(2回/月) ●主幹会議(1回/月)	
面接・面 談・会 ファス ス	施	●事前説明 ●施設見学 ●本人・保護 所)が望む(・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	朝待する) 将 しの確認	年):高等部進学に向けて ●個別支援同意会(2回/ 年)	●関係者会議(1回/年):高等部進学に向けて ●個別支援同意会(2回/年) ●ユニット会議(施設のみ)	●関係者会議(2回/年):高等部進学に向けて ●個別支援同意会(2回/年) ●ユニット会議(施設のみ)	年):高等部進学に向けて ●個別支援同意会(2回/ 年)	●ユニット会議(施設の	●関係者会議(1~2回/年):卒業後に向けて ●個別支援同意会(2回/年) ●ユニット会議(施設の み) ●成人施設見学 ●成人サービス説明	●個別支援同意会(2回/●ユニット会議(施設の	(年)	年) ●個別支援同意会 (2回, 年)	●関係者会議(2~5回/年) (◆個別支援同意会(2回/年) (◆ユニット会議(施設のみ) (◆成人施設見学) (・体験短期入所	●関係者会議(必要に応 ●個別支援同意会(2回/ ●ユニット会議(施設の3 ●成人施設見学 ●体験短期入所	軍)
	出席者	保護者・県市 児童相談所・ 施設	保護者・県市 児童相談所・ 施設	保護者・県市児童相談 所・施設	県市児童相談所・学校、 施設	保護者・県市児童相談 所・施設	県市児童相談所・学校、 施設	本人・保護者・県市児童相談所・学校・施設	本人·県市児童相談所· 学校、施設	本人・保護者・県市児童事業所・学校・施設	相談所・市町・相談支援	本人・保護者・県市児童 祉・生活福祉)・相談支		本人・保護者・県市児童を祉・生活福祉)・相談支持	
保護関係		●事前説明· 見学 ●契約 ●備品準備 ●児童手当停 止	見学 ●児童手当停	●施設利用についての目 ●進学について意向の確 ●成人施設に向けて必要 ●児童手当停止手続き(認(児・施) なことの説明(児・施)	●進学について意向の確 ●成人施設に向けて必要		●卒業後の意向の確認 ●施設見学 ●成人サービス説明 ※ 事業体系・負担額	等を明確にする	●卒業後の意向の確認 ●施設見学・体験先見学 ●成人サービス説明 ●計画相談支援実施事業 所への依頼	●施設見学・体験先見学	●卒業後の意向の確認 ●施設見学・体験先見学 ●成人サービス説明 ●計画相談支援実施事業 所への依頼	●施設見学・体験先見学	●施設見学・体験先見学	
学校[関係	●入学手続き (保護者・施 設)	●入学手続き (施設)	●入学手続き (保・施)	●入学手続き (施)	●志願相談(保・施) ●高等部入学選抜(施)	●志願相談(児・施) ●高等部入学選抜(施)	●進路相談 ●保護者面談(保・施)	●進路相談 ●保護者面談(施)	●進路相談 ●保護者面談(保・施) ●体験実習	●進路相談 ●保護者面談(施) ●体験実習	●進路相談 ●保護者面談(保・施) ●体験実習	●進路相談 ●保護者面談 (施) ●体験実習	●フォローアップ	
その	他		●転入届(施設) ●児童手当額 改定届(施設)		●転入届(施) ●児童手当額改定申請					●区分認定	●福祉事務所通知(児童 相談所から市町へ) ●区分認定	●区分認定 ●医療情報提供書依頼	●転出届(施設) ●医療情報提供書依類	●医療情報提供書依頼	●転出届(施設)
課題改善点		●緊急一時保; の場合の情報・		●高卒後の進路について ●成人サービスの費用負	はイメージしにくい 担を気にされ、在宅か迷れ	. かれるケースも		ある。もっと早い段階で	通知を出す必要があると思 誕生日を待って行われるこ など、1度の説明では理解 場合、体験も受け入れてし	見われる ことが多い。(早生まれの しにくく難しい いただきにくい	児童はだいぶ遅くなってし		- 事業所の決定をはじめ、成	人施設の選択もここから開	始となってしまう場合が

令和2年度 施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議 参加機関からのご意見について

令和2年度は書面会議による開催となったことから、意見連絡票にて各議題についての意見交換を実施した。

送付対象:市町村、障害児入所施設、障害者支援施設などの会議参加機関(23機関)

回答数:11機関

(1) 県西圏域の入所待機見込み者と施設等サービスの充足状況について

- この地域は児童養護施設が多いため、学校には県内各地の児童・生徒が在籍し、卒業時の進路先に苦慮しています。
- 資料3-1まとめにありますように、この課題については、一分野(児童分野)だけで解決する課題ではないと考えます。「官民協働」による議論は大変重要だと思いますが、どこがイニシアチブをとっていくのか。それも同時に考えていく必要があると思います。
- 入所待機見込み者数に対する受け入れ人数不足の現状を改めて拝見し、資料3-1にありますように、「状況によっては受け入れ可能」の枠を広げる方法の一つとして、(入口出口ではありませんが)65歳以上の方の介護保険移行について、地域で取り組まれた事例を持ち寄り、知識や方法を共有していくのも良いかと感じています。
- 入所している障がい児が、者の施設に移行できないことは以前から問題になっています。者の施設に入所されている65歳以上の方の介護保険への移行が進まなければ入所施設の空きはできないので、今後は介護保険部署との連携が必要になってくると思います。
- ▶ 障害児、特に児童施設入所児童の成人移行への移行が大きな課題であることは県からの要請もあり認識しており、ここ数年毎年1~2名児童入所施設卒園児を入所受け入れしています。成人施設は入所者の高齢化が進んでおり、強度行動障害等のある児童を高齢者の中に受け入れていくのは大きなハードルがあります。県立施設(指定管理施設含む)等での積極的な受け入れが必要と思います。年々一定数が障害者支援施設の入所対象となっていく中では、現在の障害者支援施設、グループホームのみでの受け入れは難しいと思います。
- 成人の入所施設の地域移行を進めることが重要ですが、新しいグループホーム、高齢の方の施設移行(高齢者施設)が期待しやすいところかと思います。しかし、送る側も受ける側も

メリットがなければ動かないので、県単での補助、加算など創設できれば効果もあるかと思います。

- 毎年この件に携わられている方は大変な努力をされていると思います。この件につきましては、各人の個人的努力ではなくて、仕組化していくのが良いと思います。(簡単なことではないと思いますが)
- 移行に関する「資源不足の課題」が調査によって可視化されたことに意義があったと感じました。新規受け入れを確保していくには、成人施設における65歳以上の利用者の移行先の検討(介護保険分野を含めた移行に関しての整備体制)も必要と考えます。

(2) 加齢児問題に対する他県の取り組みについて

- 取り組みとして大変参考になると思います。できればこのシステムが導入された経過(県や広域としての取り組み)を詳しく教えてもらえれば良いと思います。例えば、導入にあたっての議論の内容など。
- 高校入学前の早い時期から移行の準備に取り組まれる様子や、思いと現状のジレンマが伝わってきました。マンパワー不足の中、成人への切り替わりまでの短期間にやるべきことが多く、子どもたちの希望に沿った支援のため、送り出す施設、受け入れる成人施設への加算上乗せなどの体制や、送迎、体験(移行後の自由度の体験?とその様子を見る?)のシステムがあると、受け入れ側も受けやすかったりするのかなと感じました。
- 以前から要学校高等部在学中に入所を希望される事例がありましたが、当施設では全てお断りしてきました。理由は、高齢者が多い環境になじみにくいことに加え、
 - ① 入所者(児童)を養護学校へ毎日送迎することが難しく、年齢に即した適切な支援・教育の場を奪うのではないかと思われます。
 - ② 学齢期での成人施設への入所が本人の意思を尊重した決定とは思えない。入所が必要な状況であれば児童の枠で対応すべきではないか。
- 児童入所施設の短期入所を継続利用し、18歳になった児童を当施設の短期入所で受け入れ、可能な限り当施設で養護学校への通学を支援し、入所に繋げた事例は多数あります。
- 長野県の取り組みは一つの参考例として検討すべきと思いますが、重要な『本人の意思』による選択がないがしろにされるようではいけないので、きちんとした説明など行い、理解を深めていくことが大切と思います。

- 長野モデルは初めて知りました。一つの仕組みとしては良いかと思います。さらに別の地域ではどのような工夫があるのか気になるところです。
- アンケートでは、成人施設で受け入れが可能になる条件として、「事前の入居希望登録」、「他の利用者との相性」、「施設の環境・必要な支援の力量」等、移行準備の早期に検討が可能なものもありました。この点における長野県での現状や取り組みについて参考にできたら良いと考えます。
- 移行支援の取り組みについては節目である中学3年、高校3年ではあるがそれより日々の積み重ねが大切であると考えます。また、本人のみならずご家族や関係機関の信頼関係も大切な支援であると考えます。移行支援に必要な環境(GH、入所施設などの体験利用、情報の提供など…)を含めて経験と選択肢が少ないと思われる現状、卒業を待たずして移行を進めることについては本人の意思決定が重要であり、共に学校を卒業とするということは門出でありとても大切な節目であると考えます。

(3) 成人移行に伴う意思決定支援のあり方について

- 早期の段階で本人・家族から意向を聴いていく体制は重要と考えます。
- 見落とされがちになっていた児童の意思を中心に置いた進め方が望ましい。こういった考えを浸透させていくことで職員の虐待防止への意識にもつながると思っています。
- 環境の変化は誰にとっても大きなストレスを与えるものですので、住み慣れた地域で生活が 続けられるのが基本的には望ましいと思います。経験の無いことを判断することはできない と思いますので、成人施設(グループホーム)の見学・体験を事前にすることで、ご本人が判 断できるようになるのではないかと思います。
- 移行前早期からの体験の機会や在学中の移行を進めることは、過齢児が減るのみならず、選択の経験を増やすという機会にも繋がると考えます。
- 送りだす側(入所も含む)の児童入所施設が現状を踏まえて意思決定支援をどう捉えて支援 し、成人施設側の捉え方としても同様に受け入れ体制や老人施設移行における意思決定をど う捉えて支援していくのか、移行支援においてよりよい意思決定支援が行えるよう在り方を 検討していける組織体制の確立が必要であると思われます。

(4) その他

- これまでの経験から、児童施設から成人施設への移行には下記の対応が必要と思います。
 - ① 児童相談所と障がい福祉課との情報が共有されず、支援が途切れてしまう。
 - ② 養護学校卒業・児童施設を退所する3月末と成人施設での空きができる時期が一致しない。 成人施設での短期入所を利用しながら入所に繋げていけるよう、短期入所の支給日数について柔軟な対応が必要。(長期の短期入所は制限されている。30日/月等)
 - ③ 成人施設の高齢者の介護保険施設への移行が進まないことも大きな要因。入所者は介護認定が受けられない(適用除外対象)、利用料金の仕組み、支援の仕組みが異なり、家族等の理解が得られにくい状況もあり、制度全体の整理も必要と思われます。
- 意思決定支援のあり方含め、地域移行の取り組み事例を共有できる機会があると、過齢児問題に対して圏域全体で取り組む意識に繋がると考えます。

資料 7

県西圏域における地域包括ケアシステム 資料

小田原保健福祉事務所保健予防課

「令和2年度 管内長期任意入院者 患者調査結果(概要版)」

※令和2年9月30日現在、1年以上入院しており管内に住所地がある任意入院者について、 曽我病院、国府津病院、北小田原病院に調査を依頼した(病院調査票を参照)。昨年も同様 の調査をお願いしており、1年間でどれだけの変化があったのかをみる目的もあった。

1、長期任意入院者患者数

	総計	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
令和元年度	138	121	5	3	9
令和2年度	137	118	5	3	11

⇒令和元年度の患者のうち、17名が調査から外れる。退院(死亡含む)、医療保護入院に形態変更等(マイナス 17)

⇒新たに長期入院となった患者数は、16名 (プラス 16)

※全体の数としては前年から1名減っている。

2、年齢区分(令和2年度)

	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町	総計
65 歳未満	33	2	1	3	39
65 歳以上	85	3	2	8	98

^{⇒65}歳以上の高齢者が、全体の70%以上を占めている。

3、退院していない理由

	65 歳以下	65 歳以上
病状の問題(①か②に該当している)	28	79
病状の問題以外	10	19

[⇒]①、②に該当する患者は、病状の問題で退院していないと判断した。

4、病状の問題以外で退院ができていない理由

3の「病状の問題以外で退院していない」患者の理由で、多いのは以下の通りである。

	1	2	3
65 歳以下	⑦退院後の住居がな	④本人の生活能力が	⑤本人の病気への理
	い(回答数5)	不十分 (4)	解の不足(3)
65 歳以上	⑦退院後の住居がな	③本人の退院意欲が	④本人の生活能力が
	い (17)	ない (12)	不十分 (8)

※複数回答。高齢者の退院する住居がないという問題が、大きい。

[※]退院していない理由が不明のものが1件あり、数は計136となっている。

5、退院支援についての検討が可能なケース

病院から、退院支援について検討が可能であるという回答があった 16人の患者について、病院に出向き担当 PSW にヒアリングを行った。各患者の状況や病院の退院支援の取り組み状況等を、伺った。

・ヒアリングの結果(計16)

今後の方向性や取り組みについて	65 歳以下	65 歳以上
施設の申し込みしており、待機待ち	0	1
院内で退院に向けての取り組みを時間	4	8
かけて継続していく		
アパート探し中	1	0
アパート決まり入居予定	2	0

※詳細な調査結果については、今年度中に作成する予定です。

6、今後に向けて

- ① 今年度以降も、形を変えて調査は継続したい。ヒアリングで出たケースは、今後も 病院と確認していく。
- ② 「障害者総合支援法の個別給付の地域移行・地域定着支援」「ピアサポーターの支援」について、病院側の認知や理解が不十分。病院に出向き、再度の周知を図る機会を考えていく。
- ③ 退院できない理由の中で「住居」の問題が、多い。県西地域は、県域の中でも社会 資源が少ない地域。賃貸住宅、グループホーム、退院訓練ができる場所等、地域の 課題として当会議として認識して頂きたい。
- ④ 高齢となった長期入院者の退院先について、病院で個別に努力している例もあるが、 この「取り残された患者層」に対して、地域の中で何か方策があるのかどうか。
- ⑤ 病院と地域関係機関の連携は、長期入院者の退院地域移行に限らず重要である。

令和2年 小田原・箱根・真鶴・湯河原地域 精神科病院1年以上在院者数

病院調査票 1

令和2年6月30日時点

(人)

		<u> </u>	图域病院合	Ħ	北小田原病院			曽我病院			国府津病院		
		計	65歳未満	65歳以上	小計	65歳未満	65歳以上	小計	65歳未満	65歳以上	小計	65歳未満	65歳以上
在院者総数													
うち	1年以上在院者												
	小田原市												
	箱根町												
	真鶴町												
	湯河原町												
	その他												

長期任意入院者 基礎調査票(R2)

病院名

2020 .9. 30現在

病院調査票2

※昨年の調査と比べ、動きがあったケースについては、①紙で提出の場合は、変更箇所についてマーカー等で色付けして下さい。 ②電子データで提出の場合は、変更箇所について赤字の色付けをして下さい。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
番号	かた ししゃって	住所地 (帰住 予定 先)	年齢	入院期 間	本人の希望	家族または 成年後見人 の有無	家族また は成年後 見人の希 望	帰住先	ADL		退院してい ない理由	退支にいの討可院援つて検の否	近江かか	の地域移行・	ピアサポー ターの個別支 援の必要性	担当PSW
例1	R2 8月退院	小田原	58	3.7	退院したい	同居の両親	施設入所	ある	0	年金のみ	6,8,9	可	なし	あり	あり	00
例2	なし	箱根	63	11.2	施設入所	保佐人あり	施設入所	ない	一部介助	生保	2,4,7	否	生保担当	わからない	わからない	00
例3	7	湯河原	68	5	施設入所	後見人あり	入院継続	ない	一部介助	年金·貯金	6,8,9	可	なし	なし	なし	00
例4	新	真鶴	54	1.3	自宅	母	施設入所	ある	0	生保	1,4	可	生保担当	あり	あり	00
1																
2																
3																
5																
6																
7																
8																
9																
10 11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																

1	2	3	4	5	6	6	7	8	9	10	11	12	12
番号	退欲させ 院をせ か 所 の が 所 の 動 (の 動 (の 動	グループ ホームの整 備・設立	65歳以上が 入れる施設 の整備・設 立	生活保護受 給者が入所 できる施設 の整備・設 立	アパート等 借りるため の居住サ ポート	居住のため の保証人 等の整備	日常の 相談支 援	ホームへ ルパー等 生活支援	日中の活動 場所の確保 (作業所、地 活センター、 当事者グ ループ等)	退院に関して家族や後見人の不安を軽減させる病院や地域のサポート	病状や生活を 支える地域の ネットワーク	精神科をサポートできる訪問看護 ステーション	その他
例	0						0	0	0	0	0	0	
		•					_				_		_

資料8

ピアサポーター 小泉委員の資料

社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル

精神障害当事者より、最近の取り組み・トピック・情報提供

● 地域移行・地域定着支援事業(神奈川県,委託:スマイル)ピアサポーターの取り組み

- ・病院との連携を強化するため、地域精神保健福祉連絡協議会地域移行部会にて、精神科病院職員向けに地域移行の個別支援制度やピアサポーター活動の周知をはかるための説明会が検討されている。
- ・ 曽我病院とは地域移行機能強化病棟と連携し、ピアサポーターの基本的な説明及び自己紹介のビデオレターを作成し、院内プログラムで交流を進めている。
- ・北小田原病院とは今年度の連携について打ち合わせを行い、こちらもビデオレターの作成等で調整を進めている。
- ・地域支援センターひまわりとは Zoom をつかったコミュニケーションの経験の場として、交流会を行った。
- スマイルのピアサポーター活動要綱が制定され、個別支援による活動条件や活動費の支払いが明確にされた。
- 9月にピアサポーター養成講座が開催される(全2回、募集7月末まで)。

おだわらピアステーション(小田原市)ピアサポーターの取り組み

- ・定例会(月1回)、研育成修(秋頃)、体験発表(小田原市社協1月頃)、ハートフェスタへの協力、 他事行所との交流会など、引き続き地域の方に向けた取り組みを行う予定。今年度から内容に応じ 活動費も支払われる。
- 5 月よりクローバーのフリースペースのサポートとして毎回 1~2 名のピアが交代で参加することとなった。ゆくゆくは自主企画のピアサロン開催なども視野に入れている。参加ピアからは充実感や、今後の工夫などの声が上がっている。ピアサポーターに興味を示された参加者の方もいるとのこと。
- ・ピアからの提案で、定例会内で傾聴や言葉がけの練習も行い、ピア同士でも支えあいの場となっている。
- チラシが完成し、近隣行政に配架されたほか、ピア自身でも通院先・通所先に配布を行っている。
- 訪問相談等も時期は未定だが、調整が行われているとのこと。

おれんぢせぇぶ(セルフヘルプグループ)

• 今年度も県社協の地域福祉活動支援事業助成を受け、月 1 回 UMECO を中心にフリースペース を開催。ここ数回は会場とオンラインで同時開催しているが、互いに独立した形で行っている。

- •3月に行った「あなたのリカバリーストーリーを聴かせて」という当事者のインタビュー企画で、フリースペースによる居場所だけでなく、あらためて「言いっぱなし聞きっぱなしで自分自身のことを語れる場」の必要性を感じた。同時に、「深刻な悩みだけでなく、楽しいことを語りながら回復する」道もあるのではないかと意見が上がり、こうした取り組みは特にオンラインと親和性が高く、取り入れている。
- ・今年度は「居場所」を発展させ、「つながり」を意識できる場作りや活動をめざしたい。
- ・ちいき・ふくしフェア、社会福祉大会などに積極的に協力できないかという意見や、障害者週間等に合わせて行政窓口などにパンフレット等を置いていただけないかという意見も挙がっている。

【その他・課題・当事者として感じることなど】

- ・県西地区でピアサポーターの支援を行っている事業所間(スマイル・ぽけっと・クローバー・ぱれっとはだの)で、支援者による情報共有・相互理解のための打ち合わせが開催されています。
- •2022年から高等学校の保健教育に精神障害が加わることもあり、当事者による体験発表など、 積極的に取り組まれている学校もあるとのことです。発表後に学生自身や障がいをもつご家族に ついての悩みの相談につながる事もあり、非常に重要な取り組みだと感じています。
- 在職者の職場での孤立しやすさや特有の悩みはわたし自身も感じる部分であり、ぽけっとによる 在職者対象のピア活動など、つながりが作られていくことは重要だと思います。
- ・社会情勢が大きく変化していることで、当事者本人が得られる情報や各事業所の取り組み、設備等で格差が出てきているのではないかと心配しています。オンライン、リモートへの対応もそうだし、各種就労支援施設の作業や支援のあり方、工賃への影響などもそうです。「ここではこんなことを始めたらしいよ」、「このようなやり方でうまく回り始めた」、「これを学んだり導入すれば対応できる」等の事業者間での情報共有や研修、当事者に向けた情報発信や説明の場があるとよいのかなと思います。
- ・今年度の障害福祉サービスの報酬改定により、早期の地域移行や、医療・居住支援との連携、ピア サポート、地域共働など様々な制度ができたと聞きます。自立生活援助なども良い制度だと思うの ですが、この地域では登録事業者がないので、事業所の方から「この制度は使える」、「メリットが 出てくる」等、地域の中での実際のご意見を出し合いながら活用が進むといいのではと思います。
- 「体験の機会確保」 「住まいの確保(特に 65 歳以上)」 が大きな課題になっていると感じます。 入院しながらでもご本人に情報が得られる仕組みや、 高齢介護分野の支援者、 老人ホーム等の障害への理解促進など期待しています。

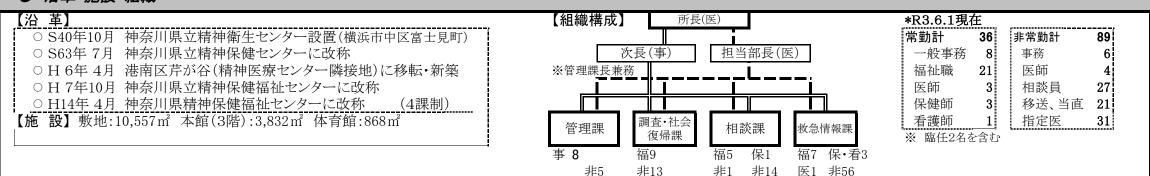
資料 9

各機関からの情報提供

神奈川県精神保健福祉センター (P100~) 自立サポートセンタースマイル (P113~) 小田原市基幹相談支援センター (P115~) 保険外看護サービス「にじのそら」 (P117~) 社会福祉法人 一燈会 (P119~)

神 奈 川 県 精 神 保 健 福 祉 センターの概要 ~ 精神保健福祉法第6条にもとづく「総合的技術センター」・「地域精神保健福祉活動の拠点」

● 沿革・施設・組織

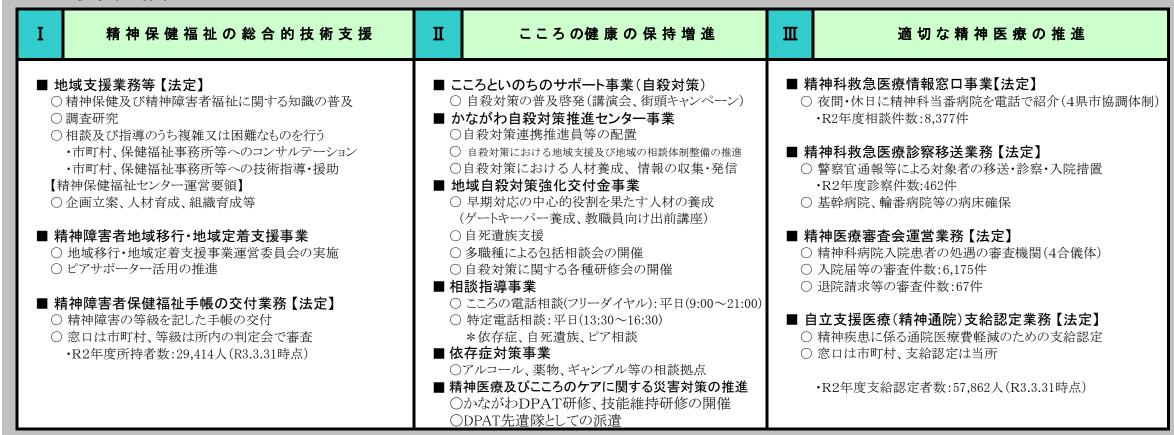


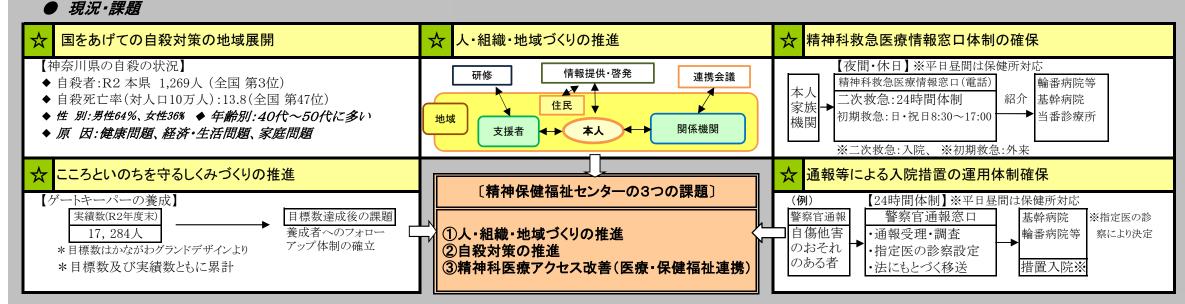
精神保健福祉センターの活動にあたって

【ビジョン】ソーシャルインクルージョンの理念を基にした包括的共生社会の実現をめざします。

(人権を尊重した、排除をしない、参加型の包括的共生社会)

● 主要事業の体系







精神障害者 地域移行・地域定着 支援事業とは?



長く精神科病院に入院されている方が、 住みなれた地域で、ご自身の意向に沿って 地域生活を送ることができるように、関係機 関と連携しながら地域での受け入れ体制を 整えます。

神奈川県では、県所管域の5事業所に委託して事業を展開しています。

具体的には、ピアサポーターの養成を行い、ピアサポーターによる病院訪問活動や地域の関係機関等への普及啓発活動を実施しています。

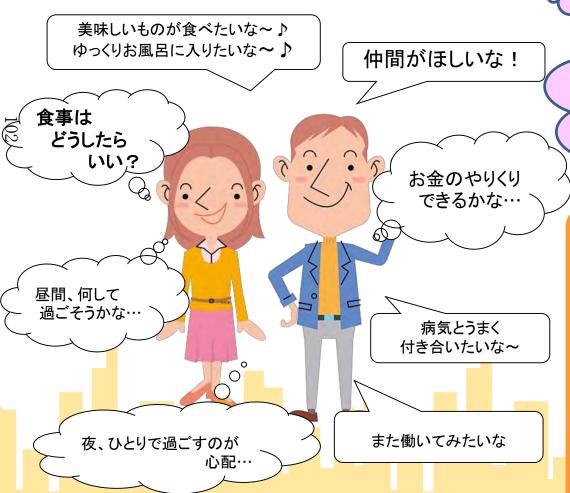


ピアサポーターとは?



仲間に出会えて、生きる意欲が出てきました! (当事者談)

「ピア」とは「仲間」という意味です。 「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」ということです。 「ピアサポーター」とは、自分の精神障害や精神疾患の体験を活かし、 ピア(仲間)として支え合う活動をする方たちのことをいいます。



〇ピアサポーターが精神科病院を訪問して、地域での生活の様子をお伝えしています

〇事業所や役所など、地域での生活 に必要な場所へご案内することもでき ます

神奈川県委託事業所(所在地)

地域生活サポートセンターとらいむ (鎌倉市) 0467 - 61 - 3205

地域生活支援センター元町の家 (茅ヶ崎市) 0467-82-1685

平塚市精神障害者地域生活支援連絡会

ほっとステーション平塚 (平塚市) 0463-25-2728

相談センターゆいまーる (綾瀬市) 0467-79-5112

自立サポートセンタースマイル (南足柄市) 0465 - 71 - 0117

※横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市は管轄対象外です

事業に関するお問合せ先

精神保健福祉センター 調査・社会復帰課(045-821-8822)

令和3年7月26日

令和 3 年度第 1 回県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 情報提供資料 県精神保健福祉センター

令和2年度地域移行・地域定着支援事業ピアサポーター研修会報告

1 内容

テーマ「コロナ禍でピアサポーターとして思うこと」 コロナ禍において、感じていること、困っていること、工夫していること、他 のピアサポーターに聞きたいことや伝えたいこと等(自由記載)

2 開催方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面での開催とした。 各事業所の所属ピアサポーターからテーマに対する意見を求め、当所が取りまと めた上で、ピアサポーターにフィードバックする。

3 開催期間 令和2年12月~令和3年2月

<第1回集約結果>

〇生活面の変化

- 手洗い・消毒・マスク着用などが当たり前になった。
- ・外出の機会が減った。(買い物くらいしか行かない・外食を控え、自炊が増えた)
- ・公共施設のフリースペースが使えなかったり、喫茶店などの営業自粛のため、外でゆっくりできる場所がなくなった。
- 事業所等が緊急事態宣言中は閉所したり、時間が短縮されたりして、生活リズムが崩れた。
- 作業所が遠方だったため、利用先の変更を考え休んでいる。
- かかりつけの電話診療を利用した。
- ・通院している病院でクラスターが発生し、電話診療になった上に薬は着払いの郵送だった。
- B 型事業所の通所日数を減らしたため、収入も減った。

〇不安なこと・困った(困っている)こと

- ・コロナ情報が氾濫し、心が乱れる。テレビを見るのが怖くなった。
- いつ収束するかわからないので、漠然と不安になる。
- ・交通機関を使うのは怖いが、使うしかない。
- ・自分がコロナに感染したらどうなるのか不安。
- ・高齢の家族が心配。家族が発熱した際、看病・家事・病院への問い合わせ等、対応が大変だった。
- ・ニュースを見て、薬がなくなる状況になったらどうしようと不安になった。
- ・通院が不安だったため、処方箋を送ってもらったが、薬局に在庫がなくて大変だった。
- ・ショートステイの施設と同系列の病院でコロナ感染者が出たと報道があったので利用は諦めた。
- ・公共施設のフリースペースが使えなかったり、喫茶店などの営業自粛のため、外でゆっくりできる場所がなくなった。
- 「いのちの電話」の受付時間が短縮されたため、心細くショックだった。休日・夜間に悩みや苦し

みを聞いてくれるところがなく、ずっと困っている。

- ・当事者グループのフリースペースや語り合いの場が開催されず、家族以外の人との接点がなくなった。ゆううつになったり、コミュニケーションをどう取っていたのか分からなくなり、自粛明けにすごく混乱した。
- ・ピアサポーターの定例会が開かれなくなり、毎月会っていた仲間に会えなくなった。
- ・ピアとして病院訪問ができない。(自分にとって大きなストレス・活動がなくて淋しい・この先どうなるのか、時間をかけて積み重ねてきた患者さんや病院スタッフとの絆がダメになってしまうのではないかと心配・退院支援が昔に戻ってしまっているように感じる)

○感じた(感じている)こと

- ・外出を控えていることで、身体的にも精神的にも影響がある。早くこの事態が収まってほしい。
- ・コロナ前の生活リズムに戻すのが大変だと思う。
- ・夜、考え事をしているとき、死にたいとクヨクヨ考えてしまう。
- ・範囲は狭まってしまうかもしれないが、少しは外に出て動きたい。人と話がしたい。
- ・生活の幅が狭くなり、いつも決まった場所で決まった人達と会うようになっていて、楽な部分も あるが、時々息が詰まるように感じることがあった。
- ・コロナをきっかけに家族や身近な人を大切に思う気持ちが増し、また、支援者の方々の存在の大きさを実感することも増え、当たり前の生活ができることを大変ありがたく感じている。
- ・支援者はただでさえ人手不足なのにコロナで大変そうなので、当事者である自分たちにできることはしていこうと強く感じた。
- ・コロナ禍で、気軽に電話できる無料電話相談の時間数が減ったりして、ストレスを抱えている方が増えているのではないか。
- ・相談支援事業所の面談にオンライン導入の必要性を感じた。(外出はしたくない、電話だと面談ほど時間が取れない)
- ・自立支援協議会の当事者部会が中止になり、オンラインや書面での開催もない。(8月上旬時点) 困りごとや課題を意見集約されることもなく、議論の場もない。「通常開催か中止か」の選択しか ないのは、当事者や家族にとって「生きるか死ぬか」の選択をさせられているようなもの。
- ・「精神障害者ピアの集い」「家族サロン」「精神保健ボランティアサロン」が中止になり、居場所や 話す場所の必要性が理解されていないと感じた。
- ・精神疾患に対するピアサポーターの役割は、コロナにとってのワクチンのようなもの。精神疾患は、病気の症状・シグナルをとらえることが出来たら、ピアサポーターが未然に対応することによって、ある程度は防ぐことができると思う。
- ・ピアサポーター活動(病院訪問・研修の機会等)が少なくなり、書面での活動に限られていること が残念で仕方ない。
- ・現在入院されている方々は、面会もできない状態で、不安が高まっている、孤独感が強まっている 方が多いと思う。対面でなくそのような方々を元気づけられるような何かがあれば積極的にやっ ていきたい。
- ・今までもインターネット等を通じて回復してきたこともあり、その部分ではあまり自分自身の生活様式は変わらず、困っている方の力になることもできるかもしれないと感じるようになった。 (実際に ZOOM を使った交流や、導入・使い方のサポートなども出来た)
- ・価値観の対立や情報リテラシーの格差を身近でも多く感じるようになった。(人の集まる企画や活動をどうするか考える際、各々の持つ情報や価値観が判断基準となるため、リスクや不安の感覚

がズレることで、過度な緊張や人間関係の悪化も起こってしまう。「これくらい大丈夫⇔もっと衛生管理を徹底しなければならない」「対面でやりたい」⇔「なぜネットではだめなのか」等)半面、

一般の方も家から出られない辛さや不安など、共感や理解が広まっていくのかなと感じた。

こんな時だからこそ、どのように病院訪問や退院のアプローチをするかもっと話し合いたい。

〇工夫した(している)こと

【生活面】

- ・外出自粛による過ごし方の工夫~部屋の掃除・断捨離・散歩・ダイエット・本を読む・音楽を聴く・マスクを作る~
- ・バス等は使わず、自転車や歩きなどにした。
- ・友人と会えなかったため、電話やメールを活用した。(顔が見れないことは残念)
- ・コロナを強く意識させられるため、テレビはあまり見ないようにしている。ニュース等で最低限の情報を得たら、DVD や録画した好きな番組を見るようにしている。
- ・心の病の友達に電話をして話を聴かせてもらったり、逆に自分の話を聴いてもらうために電話を したり、互いのストレスを少しでも減らせるよう努力している。
- ・オンラインで「生きづらさを抱える人のお話会」を見つけて参加した。
- ・ピアサポーター仲間と ZOOM でお話する会を開催した。

【ピア活動】

- ・ピアサポーターが自主的に定例会を7月と8月に1回ずつ開催した。(ゆいまーる)
- ・病院訪問の代わりにニュースレターを作ることになった。(とらいむ)
- ・入院患者さんにビデオレターを送った。(スマイル)
- ・病院に手紙を送ることになった。(ほっと)

〇他のピアサポーターに聞きたいこと

- ・他の事業所のピアさんがどのような活動ができたのか知りたい。
- ・コロナ禍において、ピアサポーターの皆様が特に注意していることは何かありますか?
- ・特にコロナ禍のことで、もし他の人と価値観が違ってしまったらどうしますか?
- ・どんな方法で生活に関する情報を得ていますか?
- 今後ピアでやってみたいことはありますか?
- ・身近な方がコロナに感染したという方はいますか?
- ・この状況で、どこに光を見出そうとしていますか?未来に対して希望は持てていますか?
- ・ゆいまーるに質問・病院訪問先である相州病院でコロナが発生した際、通院している方もいたかもしれないが、どのような対応があったか知りたい。
- ・(ピア活動を開始予定で定例会に参加していた方からの質問) コロナ禍ということで、活動の様子を見 学する機会がなく、具体的な活動のイメージが定まっていない。実際に活動する中で、これはやってお いたほうがいいと実感したこと(学んでおいたほうがいいな、心がけておいたほうがいいな等)を聞か せてほしい。
- ※ 第1回集約結果を、ピアサポーターにフィードバックし、さらに意見を募った。

<第2回集約結果>

○他のピアサポーターの意見に対する感想

「生活面の変化」への感想や意見

- ・外出の機会が減り、外でゆっくりできる場所がなくなったこと、生活リズムが崩れてしまうこと、 収入が減ったこと等、同じように感じています。
- ・自身の生活面の変化と同じ方々がいるのだと思いました。やはり良い変化ではないですね。それ が悲しいというか悔しいというか、何とも言えない気持ちになりました。
- ・病院や日中の居場所など、健康や生活に響いている人が多くてもう一度自分にとって安定する生活を見つけるのか、ひとまずは耐えてやり過ごすのか、悩みを分かち合いたいと思いました。
- ・コロナで生活が変わった人、体調や収入面で悪影響が出た人がいることを改めて感じた。
- ・生活様式の変化、気晴らしのできる機会や居場所がなくなる、収入の減少など、暮らしの根っこの部分が大きく揺らぐような出来事が多く、ストレスや不安の強まりやすい要因が増えて大変そうだと感じた。
- ・皆さんはコロナのため生活に変化があったようですが、私は福祉施設でアルバイトをしている為、 通勤があり、仕事もあり、あまり変化はありませんでした。施設で利用者さんがコロナにならな いよう特に気を付けましたが・・・。
- ※その他、生活様式が変わったことへの不安や金銭面での不安があるように感じられた・影響の大きさを感じた・自分も同様の不便さを感じている等の声が寄せられました。

「不安なこと・困ったこと」への感想・意見

- ・皆、不安で困っている。私自身もそうです。
- ・コロナによる不安や困りごとと、人とのつながりがなくなってしまうことへの不安や困りごとが あるように感じた。また、それにより心理面で悪影響が出てしまっている。
- ・常に不安と向き合ったり、不安を自ら探しにいく状況に陥りそうな世の中になってしまっている と感じたので、そういったことを感じさせない場所や環境が求められていると思いました。
- ・コロナ感染は怖いですし、いつ収まるかわからないので不安になります。外国ではワクチン接種 の効果もあって、コロナに感染する人が減る兆しを見せているので、それに期待したいです。
- ・自分も高齢で持病のある親と同居しているので、感染リスクに対し不安を抱えている。物理的に 接触をはばかられることで、精神的に孤立・淋しさを強める結果につながっているようで心配。
- ・いのちの電話等、多くの無料電話相談が時間短縮されたため、出来る限りストレスを抱えている ピアさん達の話を電話で聞かせてもらっている。(自分がストレスを抱えた時は、相談先がなく、 とても困る)
- ・コロナの報道が連日続いている為、テレビは観ない様にしています。情報収集をラジオ・新聞・インターネットに限ったことで、不安感が減少し、少しではありますが、心が軽くなりました。
- ・仲間と会えないこと、悩みを共有したり話す場が減っていることは寂しく大変なことですが、一 人でもできる不安や困り事の対処法を考えています。
- ※その他、自分や家族が感染することへの不安・ピア活動が制限されることへの不安について、複数 の共感の声が寄せられました。

「感じたこと」への感想・意見

- ・生活の幅が狭くなったこと、コロナをきっかけに「家族や支援者の方々の存在の有難さ」などを 私も実感しています。
- ・外出はなるべく、買いもの以外は出かけないようにしていますが、本当に早くこの事態が収まってほしいのは私も一緒です。

- ・不安なことが多いが、前向きに。
- ・部屋にずっと閉じこもっているというのは辛い。少し体を動かさないといけない。長期入院の方々はなおさらのことだろうと思います。
- ・やはり他のピアさんも活動の場が減って残念な気持ちが大きいんだなと共感しました。同時に、 精神的な不安を抱える人たちも増えていく可能性もあるし、みんなで活動・活躍の場を提案した り、用意していけたらいいなと思いました。
- ・皆、不安を感じている。自分も似たような不安を漠然と抱えていたので、それが明文化され、他の 人もそういったことを感じているのだと少しホッとしました。
- ・自分だけが困っているのではないことが分かった。分かち合いと扶け合い。
- ・多様な意見があるかと思いますが、対面での交流が難しい現状においては、インターネットを利用した交流のあり方の必要性を深く感じます。また、インターネットの利用が難しい場合においては、手紙や電話などの交流でも良いかと思います。
- ・ピア活動が自分にとってどれほど大事だったことを痛感した。人を助けるつもりが、自分が助けられていたことを実感した。自由に動き回れない息苦しさとピアサポーターとして今、何が出来るかを問われているように感じた。

「工夫したこと」への感想・意見

- ・生活面やピア活動で色々な工夫をしていることが分かった。
- ・意見を読んで大変参考になりました。自分でできることをこれからも模索していきたいと思います。また、定例会が開催された際には仲間同士で話し合いたいと思います。
- ・今だからできること、逆にあえてしないことなど、皆さんの意見で気持ちがほぐれました。今回のように取り組みや具体的なやり方を共有していきたいです。
- 対面以外の方法でコミュニケーションを取るために色々な工夫をされていると感じた。
- 「ピアサポーター仲間と ZOOM でお話しする機会を得られた」というのはとても良いアイデアだと思いました。
- ·ZOOM 等、ネットで「つながる」工夫をしているように感じた。/ZOOM を使えるようになるといいなと思いました。

○他のピアサポーターへの質問に対する回答

「他の事業所のピアさんがどのような活動ができたのか知りたい」

- ・定例会の書面開催/オンライン開催。緊急事態宣言解除後の対面での定例会再開。
- ・(病院訪問の代わりに)ニュースレターの編集、配布。入院している方向けに壁新聞を作成。
- ・事業所の活動以外に、フリーのピアサポーターとして、ピアさん達の話を電話で聞かせてもらっています。アルバイトのグループホームでは、利用者さんは自粛でホームにいるので、やはりお話の傾聴やピアカウンセリングをさせて頂いています。
- ・病院のスタッフさん向けに、入院中に誤解されてしまったことや分かってほしいことを模造紙に まとめました。
- ・病棟には入れないが、病院のスタッフさんとは連絡を取っていた。
- 入院患者さんにビデオレターを送った。(事前に話すことをメモに用意しておいた)
- ・病院から暑中見舞いや年賀状をピア宛にまとめていただきました。お返事のビデオレターでは、 普段の定例会の様子や地域の風景なども紹介できたのが良かったです。
- ・病院のスタッフさん向けに、入院中に誤解されてしまったことや分かってほしいことを模造紙に

まとめました。

・権利擁護ネットワーク連絡会への ZOOM 参加/大学の看護科の授業内の座談会に出席。

「コロナ禍において、ピアサポーターの皆様が特に注意していることは何かありますか?」

- ・自分、家族がコロナにかからないようにすること。接触するピアさん達がコロナにならないよう 配慮すること。
- ・周りに安心してもらえるような衛生対策(マスク、ハンカチの着用・携帯や、使ったものはティッシュで拭くなど)をするようにしています。
- ・人の集まる場所には行かない/マスク着用。手洗いの徹底/自分の体調を把握しておく/他人に感染 させたり、させられたりしないようにしたい。(同様意見複数)
- ・SARS が流行した時、自身は不安なのに自ら不安になるようなことをしていました。ニュースをずっと見たり。その経験から、コロナの情報は最小限だけしか入れないようにしています。せっかくここまで回復した自分がコロナによってもとに戻ってしまうことは悔しいので、自分を守るような行動を心がけています。
- うわさや過激な意見などに対し、一旦違う見方や意見もないか考えるようにしています。
- ・生活リズムを崩さないよう、予定のない日は1日のスケジュール(やること)を時間ごとに紙に書きだして暇な時間を作らないようにしています。(無理をしないよう、ゆとりのある1日の計画を考え過ごすようにしています。
- ・不要不急の外出を控え、家の中での趣味(読書、塗り絵、音楽、YouTube など)を充実させる。これらを守ったうえで、リスクのある出来事(作業所通所やデイのための外出など)があってもあまり気にしない。心配しすぎで動けなくならないように考え方を変える。

「特にコロナ禍のことで、もし他の人と価値観が違ってしまったらどうしますか?」

- ・もともと自分は自分自身のはっきりとした意見を持っていて、他の人が自分と異なる意見を持っていても尊重します。ですから、人と価値観が異なってもその方の価値観を尊重し、自分自身はそれでも大丈夫ではないかと思います。
- ・どんなに身近な人でも価値観は違うので、価値観の違いは仕方ないと思います。ただ、相手の行動があまりにも現実的でないと思う場合は、そのように伝えて良いと思います。
- ・話し合えるような関係性なら、話し合って妥協点を見つける。価値観が違うことが互いのストレスになるようなら、ある程度距離を取って付き合うことも必要かなと思う。
- ・コロナ禍ということではないかもしれませんが、意見が違うというのは話し合い等で解決できることだと思います。価値観が違うというのは「そもそも」が違うので、自分が相手の価値観を受け入れられないのならば、相手も同じです。自身ならば価値観の違う人とは距離を取ったり、なるべく関わらないようにしています。
- 病院の先生等話をしてゆっくり考える。
- ・他人は他人、自分は自分。
- ・メールなどでの連絡ではなく、できれば直接会って話し合いをしたい。
- ・相手の話に耳を傾け傾聴すること、話し合うことを大切にしています。(身近な人の場合)
- ・価値観が違うところもあるけど、同じようなところもあるので、共有できる部分を分かち合う。
- ・なるべく受け止めて、合わせられる部分を探してみます。できるだけ自分の考えも伝えられたら と思いますが、そこが難しく思っています。

「どんな方法で生活に関する情報を得ていますか?」

- ・定例会での情報交換/家族や友人・知人との会話から/事業所や作業所のスタッフから又は利用者 同士の会話から/訪問看護の看護師・病院の PSW・グループホームの職員から。
- ・テレビ、新聞、ラジオ、ネットニュース、SNS、市の広報誌・タウンニュース。
- ・Twitter やロコミ、フリースペースでの会話。

「今後ピアでやってみたいことはありますか?」

- ・精神障害の病気について勉強したり意見交換をしたい/障害者を抱える家族の話を伺いたい
- ・グループホームやアパートの内見、地域での居場所などを動画で紹介したり、オンライン見学などができたらいい。どこに紹介するかより、「ピアから」紹介するのが相手によく響くのかなと思いました。
- ・ピアさんたちが自分自身でやっている活動について話し合ったり、分かち合いたいです。月に1回ぐらい集まりたいです。ピアに何ができるか(できないのか)語り合いたいです。
- ・ピアサポーターの皆さんと ZOOM で交流がしたい/自助グループ的な活動をしてみたい。
- ・あまりクリエイティブな方ではないので良くわからない。求められることに答えていくしかない/ 世の中が落ち着いたら考えたい。
- ※その他、リモート茶話会・ZOOMを使った病院訪問活動・意見交換会・壁新聞・自分の生活のビデオ撮影・ピアカフェ・遠足・勉強会・講演会・以前のように対面で活動したい等の声が寄せられました。

「身近な方がコロナに感染したという方はいますか?」

- ・通所先の地域活動支援センターで陽性者が出た/身近ではないが、知人にはいる。
- 作業所でコロナに感染した方がいます。短い期間休みになりました。
- ・いいえ。でも不安です。病院の特別外来に受診しましたが、物々しい雰囲気でした。

「この状況で、どこに光を見出そうとしていますか?未来に対して希望は持てていますか?」

- ・希望は持っている。ピアにかける思いは何倍も感じている。トンネル (コロナ禍) は必ず抜けると思っている。医療関係者や福祉の人たちが頑張ってくれていると思っているから、光はあると思っている。
- ・占いでは 2023 年にコロナが終わると TV で言っていた。それが光だと思っている。
- ・自分が病気で一番辛かった時のこと、家族の苦労、祖父母から聞いていた戦争の話、震災等、人間が苦しい時にそれをどう乗り越えていったのかという事をよく考えています。歴史から学べることは本当にたくさんあります。 "今、生きているということ、命の尊さを思うこと、"今、に集中し"今、を一生懸命生きることが未来へとつながっていくと信じながら生活しています。
- ・障害を抱えている方同士で情報交換していると、困りごとに対する引き出しはとても多く感じます。そのようなことを役立てていただき、あとは社会全体がおおらかな雰囲気になることを願っています。
- ・100年前のスペイン風邪でも乗り越えられたので少しは希望が持てると思う。
- ・今は現状維持が大切だと思う。1日1日をしっかりこなしていきたい。
- ・光や希望は見えないですし、持てていません。ただ、「出口のないトンネルはなかった」「やまない 雨はない」という言葉を胸に日々生活しています。
- ・光を見出すのは非常に困難ですが、今までに読んだ中で感銘を受けた本を Power Point でまとめて、

自分の中で消化したいと思って、今取組中です。いつか機会があれば発表したいと思っています。

- 分かち合いと扶け合い/使命を持って命がけで働く医療スタッフの姿です。
- ・ワクチンに期待している/ワクチン接種が始まったので何とかなるのではと思っています。
- ・あくまで個人の考えですが、未来は明るいと信じています/あまり難しく考えない方がよいのでは。 コロナはいつか収束します。それを信じています。

「(ゆいまーるに質問) 病院訪問先である相州病院でコロナが発生した際、通院している方 もいたかもしれないが、どのような対応があったか知りたい」

クラスターが発生し、電話診療になった上に薬は着払いの郵送だった。

「(ピア活動を開始予定で定例会に参加していた方からの質問) コロナ禍ということで、活動の様子を見学する機会がなく、具体的な活動のイメージが定まっていない。実際に活動する中で、これはやっておいたほうがいいと実感したこと(学んでおいたほうがいいな、心がけておいたほうがいいな等)を聞かせてほしい」

- ・私もピアを始めたばかりです。いろいろな思いいれがあると思いますが、自分も含めて誰に対してもフラットな気持ちであるとよいように思います。
- ・オンライン通話・自分の生活のビデオ撮影。精神障害についての理解。
- ・病気の体験談を 20 分にまとめてお話するという活動依頼が多いので、それをまとめてみるとよい のでは。
- ・ピアの活動・体験談等の本を読んだりするといいと思う/ロ調に気をつける。
- ・「その場にいる」ということが、実際すごく当事者同士安心できると思うので、あとは、日々の生活の中から「こんなこと伝えたいな」とか「こんな時こんな気持ちになった」みたいなことが自然にたまっていったらすてきだなと思いました。
- ・病院訪問では、患者さんの話をよく聞いて、次回も覚えていると会話がスムーズかつ盛り上がったという経験あり。自身は記憶力に自信がないので、メモすることで患者さんのことを覚えていました。
- ・体験発表は緊張します。人前で話すことに慣れるのは時間がかかる。最初から「完璧」とは思わないで、「ゆっくりじっくりでいこう」という気持ちでよいと思います。
- ・他人の心配をするよりも、自分自身が正直に素直に生きること。
- (自分に対してという意味でも)何事も勉強!

以上



新型コロナウイルス感染症患者に 対応されている

医療機関・福祉施設の皆さまへ



~県内医療機関・福祉施設従事者向けこころの電話相談を行っております~

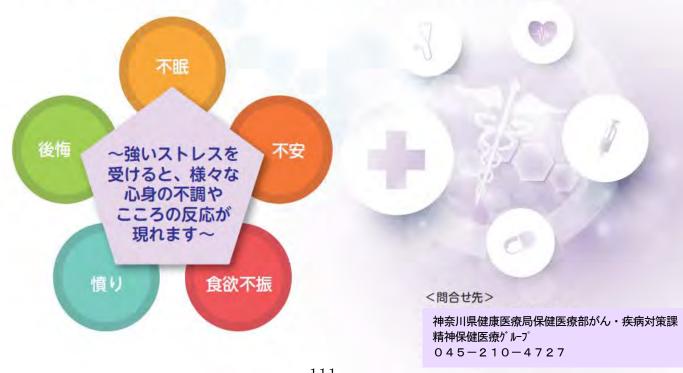
受付時間 平日 13:00~21:00 (最終受付 20時45分)

医療機関・福祉施設従事者 専用こころの相談電話 703-6276-0491

お電話をお待ちしております

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症とその疑似症の患者の発生が続く中、最前線の医療機関で働いておられる方と、感染者の対応をされている福祉施設の方への電話相談窓口を設置いたしました。今回の感染症との戦いで大変重要な役割を担い、日々ストレス状態に置かれている皆さまのこころの相談をお受けいたします。 ※新型コロナウイルス感染症の症状・対策等についての相談先ではありません

- 〇神奈川県内で働いておられる方、お住まいの方が対象となります(職種は問いません)。
- 〇相談は、専門の相談員がお受けいたします。プライバシーは守りますので、安心してお話ください。







神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の影響による日々の暮らしの 変化に伴い、不安やストレスを抱えている方に向けて、状況に合わせた各種 相談メニューを取り揃えています。ひとりで悩まずにぜひご利用ください。



【宿泊療養施設及び自宅待機の無症状・軽症の方向け】 こころの悩み電話相談

宿泊療養施設や自宅に待機されている新型コロナウイルス感染症の無症状、軽症の方の療養生活によるストレス や不安について、専門の相談員がご相談をお受けします。

令和3年4月1日~令和3年9月30日

(祝日・休日を除く)

受付時間

月~金13時~17時まで

03-6276-0096

(※新型コロナウイルス感染症の軽症者等の方専用の相談ダイヤルです。)

いのちのほっとライン@かながわ

「生きるのがつらい」や「苦しい」など、こころの健康に関する悩みを、コミュニケーションアプリ「LINE (ライン)」でご相談ください。

相談期間

令和3年4月1日~令和4年3月31日

(祝日・休日・12/29~1/3を除く)

受付時間 月~金・日17時から22時まで (受付21時30分まで)

神奈川県内に住んでいる方や通勤・通学している方

次の2つの方法により、友達登録が可能です。友達登録すると、そのままLINE上で 相談できます。

●右記2次元コードからスマートフォン、 タブレット等で読み取って追加。

LINEアプリの「友だち追加」の「検索」で、 ID【@inochi2020】を検索して追加。



3

こころナビかながわ

パソコン、携帯電話、スマートフォンからアクセスし、悩みやストレスのチェックができる 「こころナビかながわ」を公開しています。現在抱えているストレスや最近2週間の自分の状態 を入力すると、こころの状態をとおして、学校、就職、結婚、子育てなどに関する悩みがチェッ クできます。自分自身はもちろん、家族、友人など、あなたの大切な人のこころの健康チェックに、 「こころナビかながわ」をご活用ください。 こころ 神奈川県



スマホで

簡単チェック!

スマートフォン専用アプリ



Android搭載のスマートフォン、 タブレット、テレビで直接、または ウェブからのAndroidアプリを インストールできます。







問合せ先 神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療グループ 電話 045-210-1111(代) 内線 4727~4730

ピアサポーター養成講座(全2回)



スマイルピアサポーターは、精神障がいを持ちながら地域で生活をする仲間として、 入院が長期間になってしまっている方や、地域の方々に、自分の障がいや回復の体験を 伝えたり、悩みや希望を分かち合う活動をしています。

講座を受けてピアサポーターとして登録し、一緒に活動してみませんか?

【日時】 令和3年9月2日(木)14:00~15:00 (1回目)

<内容・講師>「ピアサポーターガイドラインの説明」

(神奈川県精神保健福祉センター 印部 良介 氏)

令和3年9月30日(木) 14:00~15:00 (2回目)

<内容・講師>「精神障がいを持つ方と福祉サービスについて」

(自立サポートセンタースマイル 小野塚)

【場所】 南足柄市りんどう会館 3階 大会議室

【対象】 県西地区(2市8町)にお住まいで、現在精神科へ通院されており、

主治医からピアサポート活動を行うことに同意を得られている方

【定員】 20名(参加費無料)

【申込方法】

<u>各事業所で参加希望者を取りまとめ</u>、裏面申込用紙に必要事項をご記入の上、

FAXまたはメールにて、7月31日(土)までに、

<u>自立サポートセンタースマイルまで</u>お送りください。 その他お問い合わせについてもお気軽にお電話ください。

~会場のご案内【 南足柄市りんどう会館 】~

【住所】南足柄市関本403-2

- 伊豆箱根鉄道大雄山線「大雄山駅」より徒歩10分
- ・または、小田急線新松田駅より箱根登山バス 関本行きバス20分 「関本」下車、徒歩10分

※開催場所へのお問い合わせ及び指定時間以外の 入室はできませんのでご了承ください。

~お問い合わせ・お申込み先 【自立サポートセンタースマイル】~

Tel: 0465-71-0189 Fax: 0465-72-4160

メール: smile.happy@way.ocn.ne.jp

(担当 小野塚·込山·小泉)13



(送信状不要、この用紙1枚のみお送りください)

令和3年月日

自立サポートセンタースマイル 行 (Fax) 0465 - 72 - 4160 (Email) smile.happy@way.ocn.ne.jp

事業所名:

7月31日(土)までにご送信お願いいたします。

ピアサポーター養成講座へのご参加について

(9月2日(木) 14:00~15:00 りんどう会館) (9月30日(木) 14:00~15:00 りんどう会館)

これ		
参加希望者名	ご連絡先(電話番号)	

関係各位

小田原市基幹相談支援センター

新型コロナウィルス感染症予防対策研修会のお知らせ

盛夏の候、皆様におかれましては、この災禍にあって大変ご苦労も多いことと拝察いたします。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターと共催の「新型コロナウィルス感染症予防対策研修会」を企画しましたのでお知らせいたします。 本研修は、新型コロナウィルス感染症に対する基礎知識の再確認、事業所及び従事者が行うべき感染予防対策等を学べる機会となります。また、県西エリアにおける事業所の現状や取り組みについて報告をさせていただき、皆様と一緒に地域の連携協力体制を整備する契機になればと考えております。

お忙しいとは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。お申込みにつきましては、別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAXでご返信ください。

記

- 1. 日 時 令和3年7月29日(木) 17時00分~19時30分
- 2. 開催形式 Zoomによるオンライン開催
- 3. 講 師 小田原保健福祉事務所 所長 長谷川嘉春氏 ほか
- 4. お申し込み先、お問い合わせ先

小田原市基幹相談支援センター

TEL 0465-35-5270

FAX 0465-35-6003

メール odawara.kikansoudan@gmail.com

以上

小田原市基幹相談支援センター 行き (MAIL odawara.kikansoudan@gamil.com) (FAX 0465-35-6003)

新型コロナウィルス感染症予防対策研修会 (7月29日開催)

お申込み票

所属機関名		
連絡先	TEL FAX	
出席者	職名	名前
出席者	職名	名前
出席者	職名	名前
<zoom招待メール< td=""><td>送付アドレス></td><td></td></zoom招待メール<>	送付アドレス>	



看護師として様々な環境で経験を積ませていただき患者様や利用者様との会話や 接する時間を大切にし笑顔を忘れずにいることで安心して生活を送ってもらえるように心掛けてきました。

その中で生活に人の手が必要な人がやり たいことがあっても「どうせ行けない、 できない」と諦めてしまっていることも 多く目にしてきました。

病院受診一つにしても上手く伝えられる か不安があったり。

ご家族も介助に対して不安を抱えたまま 生活してる方たちがいたり。

そんな不安や思いを私がサポートすることで皆を笑顔にしていきたいと思い、に じのそらをつくりました。

もっと人を頼っていいんです。

それがあなたの笑顔につながります。

代表/看護師 府川 鈴奈

プロフィール

明徳学園相洋高等学校卒業 神奈川県立平塚看護専門学校卒業

消化器外科病棟勤務 ICU (集中治療室) 勤務 介護付有料老人ホーム勤務 精神科病棟勤務 ホスピス(終末期のターミナルケア) 勤務

Smileを お届けします



特別な外出を 看護師がサポート

保険外看護サービス

にじのそら

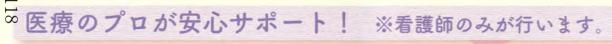


にじのそらとは

Smile(サービス)を提供して



1人でも多くの人を 笑顔にできるように!!



- ★ 医療処置が必要な場合も安心サポート (内服管理・膀胱留置カテーテル・ストマ・酸素吸入・吸引※かかりつけ医師の指示が必要です。)
- ★ご家族・お友達と一緒にお出かけ大歓迎。(同行2人まで)

※1人が車椅子使用で1名まで

こんなときに・・・

- ○病院受診、お買い物、日帰り旅行、外食
- 車椅子介助、在宅でのお留守番、生活介助、お散歩
- 冠婚葬祭、運動会、卒業式・・・

など

料金

1時間		¥5,000
1時間	(2時間以上でのご利用)	¥4,500
5 時間	(半日パック)	¥20,000
	音さまの意思による延長 分につき	¥ 2,500

(費用は税込表記です

- ※出張費として、看護師の自宅から公共交通機関や有料道路 使用時の料金の往復分をご請求させていただきます。
- ※別途、ご利用者様ご本人の移動交通費、食事代、お買い物代 等事費はご自身(ご家族)にてご負担ください。

ご利用の流れ

① 予約方法

ホームページにて営業日・希望日時の空き状態 の確認をする、または公式 LINE にて営業日を 確認してください。

確認が済みましたら、メールまたはお電話にて 予約をお願いします。

- ※メールの場合にはメールアドレス・電話番号・電話対応可能なお時間の記入を忘れずにお願いいたします。
- ※ 予約日より3日以内に予定調整のご連絡を致します。 3日以内に連絡がない場合には、お手数ですが再度お問い合わせください。

② 事前而談

基本的にお電話にて予定調整を行います。 介護の必要度によって事前訪問し、直接予定調整を行います。

※ 面談時にお伺いする内容は下記の通りです。 住所・連絡先・緊急連絡先・日にち・開始時間・行き 先・利用時間・必要となる介助内容 など

当日の流れ

- ① 待ち合わせ場所にお迎えに上がります。
- ※初回利用の方にはカルテ内容の確認、個人情報取扱の 同意書、利用契約書へのサインをしていただきます。
- ② 基本料金での予定料金を前払いにてご精算していただきます。
- ※ 見積もりに関しては事前面談の際にお伝えします。
- ③ サービス開始
- ④ サービス終了時に追加料金、交通費等当日かかった実費の精算を行います。

その他

- ☆当日撮影した写真はご希望があれば後日、郵送させていただきます。(フォトフレーム or アルバム)
- ☆ご精算に関しては基本的に現金支払いのみの対応となります。ただし、追加料金・当日にかかった実費 に対しては振り込み支払いもご選択いただけます。

TEL:080-9354-8387

LINE:@nijinosora

営業時間:9:00~21:00

Mail:nijinosora0701@gmail.com

HP:https://nijinosora.org/

トレイランド

ittokai

く特長>

お客様一人ひとりの生活や障がい特性に合わせて 支援することで、将来、グループホームや入所施 設での生活に必要な「できる」を増やし、自信に つながるように支援する生活介護事業所です。

⇒TEACCHプログラムの考えが基盤

また、共働きの家庭でも利用しやすいように、 利用時間を長めに設定。

短期入所先への送迎も応相談。

⇒9:00~朝送迎、16:30~夕送迎



<TEACCHとは>

- 構造化 →目で見てわかりやすく、理解を増す仕組み。
- ・肯定的 →否定的な接し方ではなく、肯定的に伝える。
- ・ 共感 → お客様(ご本人)の目線で考える。
- ・ 低刺激 → 苦手な刺激 (視覚、聴覚等) を減らす。
- 連携 →お客様、家族、関係機関、職員の情報共有し 支援の方向性を統一させる。

理解しやすい

例) 一目でわかる

トレイランド

<トレイランド → Trail + land に込めた思い>

①トレイル(Trail)…直訳すると山道のこと。お客様が通る山道が整備されておらず、過ごしにくさや生活のしづらさがある場合は、スタッフはお客様が歩きやすいような工夫をし、新しい道を一緒に見つけ、お客様にとってよりよい道(よりよい生活環境)を歩めるように支えます。

②トレーニング(training)…お客様は日々の支援の中で「できる」を経験し、それらを積み重ね、「できる」を「自信」へと結びつけていきます。

③悩みが「とれ(る)」…音・光・感触などの周囲から受ける刺激が苦手な方、場所や言葉のあいまいさが苦手な方、時間や予定のわかりづらさが苦手な方…。苦手なことは人それぞれです。過ごしやすい環境、興味関心や得意不得意も人それぞれです。お客様の「得意なこと」や過ごしやすい環境を中心に支援を検討します。

④To Rail(トゥ・レール)…お客様の人生というレールを、スタッフが伴走します。直線、カーブ、上り、下り、駅、発着所、トンネル、寒い場所、熱い場所など、レールは色々な場所を通っていて、1カ所として同じところはありません。人生も人の数だけあります。その人生を彩り豊かに、楽しく、安心して通れるように支えます。

納得しやすい

例) 理由がわかりやすい

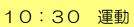
活動しやすい

例)作業しやすい 行動に移りやすい

<1日のながれ>



9:00 送迎





12:00 昼食

13:30 作業



個別活動



15:00 ティータイム

個別活動

16:30 送迎

※時間はあくまで目安であり、お客様に合わせて時間をずらしたり、活動の合間に休憩や水分補給の時間をとります。

それらの思いの入った場所(land)です

1. 運動

ウォーキングを中心にしています。

人によって歩くペースが違うため、行き先の場所を分けたり、

- 集団だけでなく個別でも散歩いたします。
- (公園清掃・畑仕事をすることもあります)
- ※歩くのが苦手な方は事業所で体操します。
- ※雨天時は小田原アリーナの中を歩いたり、室内で体操など を行います。

2. 昼食、口腔ケア、服薬支援

- お客様の食事形態に合わせた支援を行います。
- ・歯磨きのサポートを行います。
- 服薬等のある方のサポートを行います。



<運動の目的>

- ・ストレス解消
- 生活習慣病予防
- ・脳の活性化



<運動以外の目的>

- ・集団の中で活動する機会
- 社会参加
- ・公園清掃、畑仕事は地域貢献とともに作業技術の向上

3. 作業

お客様一人一人何が得意で何が不得意なのか、どうすれば 理解しやすく作業しやすいのかを考えて支援いたします。

作業のやりづらさが理由で、不得意になることもあるため、作業工程や作業方法などの環境を見直し、やりづらさを解消していくことで、お客様の「できる」ことや 可能性を広げていく。

例

具体的に作業の内容や 手順がわかるように準備

4. 余暇活動

- コミュニケーションスキルの向上(SST)
- DVD鑑賞、音楽鑑賞
- 絵を描く、習字
- 創作活動
- ・パズルなど
- 休憩

★開所予定日:令和3年 9月1日

★定員:20名

★場所: 〒258-0029

足柄上郡開成町みなみ1丁目4-1

★送迎エリア: 開成町、小田原市(一部)

大井町、松田町、南足柄市

★営業日:月曜~金曜(月1回土曜)

祝日なども営業

見学や利用をご希望の方は、まずはご連絡 をいただけると幸いです。

090-8084-6199 担当:近藤

5. 土曜レク

月に1度、土曜日にレクリエーションの日を設定

- ※外出先は職員からの提案だけでなく、お客様や ご家族からのご意見を参考に検討していきます。
- ※費用は別途いただくこともあります。





